

災害等緊急時における通信手段の確保に関する実態調査

—過疎高齢化地域を中心として—

結果報告書

平成 28 年 3 月

総務省 九州管区行政評価局

前 書 き

地形上、迂回道路の整備等に限界があり、また、島しょ部、沿岸部も多い九州地方には、地震、津波、風水害等に伴う土砂災害、浸水等により孤立する可能性のある集落が3,000以上あると見込まれている。

今回、調査協力いただいた九州北部の市町村においても、平成24年7月の九州北部豪雨による道路崩壊、橋りょう流出や、それまでの幾度の集中豪雨による河川氾濫、更には大雪等により、集落や、時としては村全域において道路交通による外部からのアクセスが途絶する「孤立」が発生している。

孤立した集落等では、道路交通の途絶にとどまらず、停電や携帯電話の基地局の損壊等により、固定電話や携帯電話が不通となり、住民の安否が確認できなかった状況もみられる。

この度、当局では、孤立をはじめとした災害等の緊急時に備えて、災害救助機関である市町村等における多様な通信手段の確保とその円滑な利用を図るため、市町村における通信手段の確保状況や、関係機関による市町村への支援状況等を調査した。

その結果、九州総合通信局、西日本電信電話株式会社九州事業本部等の支援により、防災行政無線の整備やそのデジタル化の進展、避難所における特設公衆電話の事前設置の普及等が確認された。

しかしながら、

- ① 同報系防災行政無線のデジタル化のメリット(双方向通話機能)が十分に生かされていない、
- ② 多くの市町村で避難所の電話回線について災害時優先電話の指定を受けていない、
- ③ 終日(24時間)利用が可能な第一種公衆電話が減少している、
- ④ 特設公衆電話(事前設置)を導入している市町村の割合が低い県がみられる、
- ⑤ 総務省が配備する災害対策用移動電源車等の利活用が少ない

等の状況が認められたので、九州総合通信局及び西日本電信電話株式会社九州事業本部に対して、市町村に対する支援等のための改善意見を通知した。

本調査結果を、関係の行政機関、県、市町村等において「災害等緊急時における多様な通信手段の確保に関する取組の推進」の参考にしていただければ幸いである。

総務省 九州管区行政評価局長

角田 祐一

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	
1 災害による孤立の発生及び人的つながりによる対応	2
(1) 災害による孤立の発生	2
(2) 人的つながりによる取組	14
2 災害等緊急時における通信手段の確保	24
(1) デジタル方式の同報系防災行政無線の双方向通話機能の有効活用等	24
(2) 災害時優先電話の指定促進	45
(3) 第一種公衆電話の災害等緊急時における活用環境の整備	58
(4) 避難所における特設公衆電話（事前設置）の設置促進	75
(5) 通信手段確保のための移動通信機器及び移動電源車の貸与の周知及び訓練等での活用推進	91

説明図表目次

1 災害による孤立の発生及び人的つながりによる対応

(1) 災害による孤立の発生

図表 1-(1)-①	第2回フォローアップ調査の概要	5
図表 1-(1)-②	孤立集落発生可能性調査における孤立可能性のある集落数（全国）	7
図表 1-(1)-③	孤立集落発生可能性調査における孤立可能性のある集落数（全国・九州）	7
図表 1-(1)-④	第2回フォローアップ調査における福岡県内の市町村別の孤立可能性のある集落数	8
図表 1-(1)-⑤	第2回フォローアップ調査における佐賀県内の市町村別の孤立可能性のある集落数	9
図表 1-(1)-⑥	第2回フォローアップ調査における大分県内の市町村別の孤立可能性のある集落数	9
図表 1-(1)-⑦	第2回フォローアップ調査の調査対象集落以外の集落での孤立発生の可能性等	10
図表 1-(1)-⑧	調査対象市町村における孤立集落の発生事例	11

(2) 人的つながりによる取組

図表 1-(2)-①	自助・共助・公助の連携図Ⅰ	17
図表 1-(2)-②	自助・共助・公助の連携図Ⅱ	17
図表 1-(2)-③	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抜粋）	18
図表 1-(2)-④	調査対象市町村における自主防災組織の結成状況等	19
図表 1-(2)-⑤	防災士の概要	21
図表 1-(2)-⑥	調査対象市町村における防災士の把握及び支援状況	22

2 災害等緊急時における通信手段の確保

(1) デジタル方式の同報系防災行政無線の双方向通話機能の有効活用等

図表 2-(1)-①	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抜粋）	29
図表 2-(1)-②	市町村防災行政無線の概念図	30
図表 2-(1)-③	「孤立するおそれのある地域における双方向の情報連絡体制の再点検について」（平成26年12月19日付け消防庁防災情報室事務連絡）（抜粋）	31
図表 2-(1)-④	「市町村デジタル同報通信システム推奨規格」（平成15年4月総務省推奨規格）（抜粋）	32
図表 2-(1)-⑤	「60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の低廉化」の一部答申（平成26年9月19日情報通信審議会）の概要（抜粋）	33
図表 2-(1)-⑥	無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第5号）（抜粋）	34

図表 2-(1)-⑦	「市町村の同報系通信システム整備ガイドライン」(平成 23 年 7 月九州総合通信局)(抜粋)	35
図表 2-(1)-⑧	「平成 27 年度九州総合通信局重点施策」(抜粋)	36
図表 2-(1)-⑨	総務省ホームページにおける固定電話等の停電時の注意喚起	37
図表 2-(1)-⑩	九州管内における市町村防災行政無線の整備状況(平成 27 年 3 月末時点)	38
図表 2-(1)-⑪	調査対象市町村における防災行政無線の整備状況(平成 27 年 12 月末時点)	39
図表 2-(1)-⑫	双方向通話装置の円滑な活用に備えた取組事例	39
	- i	
図表 2-(1)-⑫	双方向通話装置が未導入又は地元住民の円滑な活用が懸念される事例	40
	- ii	
図表 2-(1)-⑬	簡易で分かりやすい操作手順書を外部接続箱に備え付けているもの	41
図表 2-(1)-⑭	屋外拡声子局に双方向通話装置が取り付けられていないため双方向通話ができないもの	42
図表 2-(1)-⑮	外部接続箱(双方向通話装置格納)の鍵を市が保管しているため地元住民が利用できないもの	43
図表 2-(1)-⑯	操作方法が複雑で親局(災害対策本部)との連絡に時間がかかると思われるもの	44

(2) 災害時優先電話の指定促進

図表 2-(2)-①	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)(抜粋)	49
図表 2-(2)-②	災害発生に係る通信制限時の一般電話及び災害時優先電話の発信・接続に係る取扱い	49
図表 2-(2)-③	電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)(抜粋)	50
図表 2-(2)-④	重要通信を行う機関を指定する件(平成 21 年総務省告示第 113 号)(抜粋)	50
図表 2-(2)-⑤	「非常通信マニュアル」(平成 20 年 3 月九州地方非常通信協議会)(抜粋)	51
図表 2-(2)-⑥	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)(抜粋)	52
図表 2-(2)-⑦	N T T九州事業本部における災害時優先電話の指定回線数の算出方法	52
図表 2-(2)-⑧	「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会)(抜粋)	53
図表 2-(2)-⑨	東日本大震災における情報収集・連絡体制に関する教訓	53
図表 2-(2)-⑩	総務省及び N T T が示す災害時優先電話の主な特色、留意点等	54
図表 2-(2)-⑪	調査対象市町村における災害時優先電話の指定及び電話番号管理の状況	55
図表 2-(2)-⑫	シールの貼付、リスト化により災害時優先電話の識別(情報共有)が可能	

	となっている例	56
図表 2-(2)-⑬	災害時優先電話の番号を外部に公表している例	56
図表 2-(2)-⑭	九州地方における県別の災害時優先電話の契約件数（N T T 西日本）	57
(3) 第一種公衆電話の災害等緊急時における活用環境の整備		
図表 2-(3)-①	「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申 （平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）（抜粋①）	64
図表 2-(3)-②	N T T 西日本における公衆電話の設置に係る基本的考え方	64
図表 2-(3)-③	N T T 西日本における第一種公衆電話の設置及び管理の考え方	65
図表 2-(3)-④	「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申 （平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）（抜粋②）	66
図表 2-(3)-⑤	「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申 （平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）（抜粋③）	67
図表 2-(3)-⑥	N T T 西日本が情報提供を行っている公衆電話設置場所検索サイト	68
図表 2-(3)-⑦	公衆電話の設置に関する行政相談の申出（平成 25 年以降）	70
図表 2-(3)-⑧	九州管内における公衆電話台数の推移	71
図表 2-(3)-⑨	公衆電話を設置していないメッシュ数の推移	72
図表 2-(3)-⑩	第一種公衆電話の設置状況（平成 27 年 12 月末時点）	73
図表 2-(3)-⑪	終日（24 時間）利用が可能な第一種公衆電話の設置台数の推移	73
図表 2-(3)-⑫	終日（24 時間）利用が可能でない第一種公衆電話の近隣（500m 四方）に 終日（24 時間）利用可能な公衆電話（種別は不明）が設置された箇所数	74
図表 2-(3)-⑬	終日（24 時間）利用が可能でない第一種公衆電話の設置場所	74
(4) 避難所における特設公衆電話（事前設置）の設置促進		
図表 2-(4)-①	災害時における「特設公衆電話」設置の概要	79
図表 2-(4)-②	特設公衆電話の設置に係る費用負担の機関別内訳	80
図表 2-(4)-③	「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申 （平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）（抜粋①）	81
図表 2-(4)-④	「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申 （平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）（抜粋②）	82
図表 2-(4)-⑤	特設公衆電話（事前設置）の設置の考え方・設置台数及び設置見込等につ いて（平成 25 年 9 月 N T T 西日本公表資料）（抜粋）	84
図表 2-(4)-⑥	特設公衆電話（事前設置）の設置場所に係るホームページ画面	85
図表 2-(4)-⑦	「災害時における特設公衆電話（事前設置）の設置・利用に関する協定書」 の概要	86
図表 2-(4)-⑧	九州管内における特設公衆電話（事前設置）の設置状況（平成 27 年 11 月 末時点）	87

図表 2-(4)-⑨	特設公衆電話（事前設置）の設置に係る N T T 西日本佐賀支店の取組	88
図表 2-(4)-⑩	八女市における特設公衆電話（事前設置）の協定締結の経緯及び調印式の概要	89
図表 2-(4)-⑪	調査対象市町村における特設公衆電話（事前設置）用電話機の配備状況	90

(5) 通信手段確保のための移動通信機器及び移動電源車の貸与の周知及び訓練等での活用推進

図表 2-(5)-①	災害対策用移動通信機器の貸出しイメージ	97
図表 2-(5)-②	総務省防災業務計画（平成 13 年総務省訓令第 42 号）（抜粋）	97
図表 2-(5)-③	九州総合通信局が配備・備蓄している貸与用の移動通信機器の概要	98
図表 2-(5)-④	「地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所における災害対策用移動通信機器の取扱いについて」（平成 26 年 2 月 26 日付け総基重第 15 号総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室長通達）（抜粋）	99
図表 2-(5)-⑤	「災害対策用移動通信機器の配備に係る取扱要綱」（平成 25 年度）（抜粋）	100
図表 2-(5)-⑥	九州総合通信局が配備している貸与用の移動電源車の概要	100
図表 2-(5)-⑦	「災害対策用移動電源車の運用について」（平成 24 年 3 月 29 日付け総情術第 47 号情報流通行政局放送技術課長、総基技第 121 号総合通信基盤局電気通信技術システム課長通達）（抜粋）	101
図表 2-(5)-⑧	「災害対策用移動電源車の貸与手順書」（平成 24 年 4 月 1 日総合通信基盤局電気通信技術システム課）（抜粋）	102
図表 2-(5)-⑨	「九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する報告書」 【概要】（平成 24 年 1 月九州総合通信局）（抜粋）	102
図表 2-(5)-⑩	「平成 27 年度九州総合通信局重点施策」（抜粋）	102
図表 2-(5)-⑪	九州総合通信局が配備・備蓄している移動通信機器の貸与等の実績（展示は除く。）	103
図表 2-(5)-⑫	九州総合通信局が配備・備蓄している移動通信機器の借受けの契機	104
図表 2-(5)-⑬	九州総合通信局が配備している移動電源車の貸与等の実績（展示は除く。）	105
図表 2-(5)-⑭	九州総合通信局による移動通信機器等の貸与に係る周知実績	105
図表 2-(5)-⑮	九州総合通信局が配備・備蓄している通信機器・移動電源車の貸与制度等の認知度	106
図表 2-(5)-⑯	災害対策用移動通信機器等の貸与制度に係る市町村の認知度の経年比較（県別）	107
図表 2-(5)-⑰	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）	108
図表 2-(5)-⑱	「福岡県地域防災計画」（平成 26 年 3 月福岡県防災会議）（抜粋）	109
図表 2-(5)-⑲	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）	110
図表 2-(5)-⑳	地域防災計画における指定地方行政機関としての九州総合通信局の掲載状	

	況（県等）	111
図表 2-(5)-㉑	「非常通信マニュアル」（平成 20 年 3 月九州地方非常通信協議会）（抜粋）	112

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、災害等緊急時の多様な通信手段の確保及びその円滑な利用を促進する観点から、災害による孤立の発生状況、人的つながりによる対応状況を明らかにするとともに、市町村による災害等緊急時に備えた通信手段の確保状況、九州総合通信局、西日本電信電話株式会社九州事業本部等による市町村への支援状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

総務省九州総合通信局

(2) 関連調査対象機関

西日本電信電話株式会社九州事業本部（福岡支店、佐賀支店）

(3) 調査協力団体

福岡県、佐賀県

市町村（15市町村（孤立可能性集落を有する自治会、行政区を含む。））

八女市、豊前市、うきは市、宮若市、糸島市、那珂川町、大木町、広川町（福岡県8）

佐賀市、唐津市、多久市、鹿島市、神埼市、吉野ヶ里町（佐賀県6）

佐伯市（大分県1）

3 担当部局

九州管区行政評価局

佐賀行政評価事務所

4 実施時期

平成27年12月～28年3月

第2 調査の結果

1 災害による孤立の発生及び人的つながりによる対応

(1) 災害による孤立の発生

調査結果	説明図表番号
<p>ア 孤立可能性のある集落の把握状況</p> <p>(7) 内閣府による把握状況</p> <p>内閣府（防災担当）では、平成16年(2004年)新潟県中越地震において、地震に伴い発生した土砂災害等により多数の孤立集落が発生したことから、中山間地域等における地震、津波、風水害等の自然災害により孤立発生の可能性のある集落の防災対策の検討のため、平成17年度に、全国の孤立可能性のある集落数や、その集落の防災力の全体的な傾向を把握する「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」（以下「孤立集落発生可能性調査」という。）を実施している。</p> <p>また、孤立集落発生可能性調査については、平成21年度及び25年度にフォローアップ調査が実施されており、25年度に実施されたフォローアップ調査（以下「第2回フォローアップ調査」という。）の結果によれば、全国の調査対象集落である農業集落5万8,734集落、漁業集落6,275集落のうち、約3割に当たる農業集落1万7,212集落、漁業集落1,933集落が孤立可能性のある集落とされている。</p> <p>このうち、九州内に所在する孤立可能性のある集落は、農業集落 2,746 集落、漁業集落 385 集落とされており、福岡県内には、県内 60 市町村のうち 28 市町村において、農業集落 325 集落、漁業集落 5 集落、佐賀県内には、県内 20 市町村のうち 13 市町村において、農業集落 173 集落、漁業集落 14 集落、大分県内には、県内 18 市町村の全てにおいて、農業集落 880 集落、漁業集落 58 集落の孤立可能性のある集落があるとされている。</p> <p>また、今回、調査対象とした市町村（本項目については 13）のうち、福岡県内の 6 市町村には、農業集落 178 集落、漁業集落 2 集落、佐賀県内の 6 市町村には、農業集落 143 集落、漁業集落 11 集落、大分県内の 1 市町村には、農業集落 33 集落、漁業集落 19 集落の孤立可能性のある集落があるとされている。</p> <p>（注） 第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落とされた農業集落と漁業集落では、集落の定義が異なるため、これらの調査結果を単純に足し合わせることはできない。なお、農業集落と漁業集落で区域の一部が重複している集落が含まれている。</p>	<p>図表 1-(1)-① 図表 1-(1)-②</p> <p>図表 1-(1)-③ 図表 1-(1)-④ 図表 1-(1)-⑤</p> <p>図表 1-(1)-⑥</p>
<p>(イ) 調査対象市町村における把握状況等</p> <p>第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落は、農林業センサスにおける農業集落のうち、地勢「平野」、形態「密居」（主に市街化区域にみられる形態</p>	<p>図表 1-(1)-① (再掲)</p>

で、農家と農家の間に非農家が混在して家と家が密集し、市街地に連続している状態の農業集落)を除いた農業集落と、漁業センサスにおける漁業集落とされており、内閣府では、これら調査対象集落における孤立発生の可能性の有無について、都道府県を通じて市町村に判断を求めている。

このため、今回、調査対象とした市町村でも、第2回フォローアップ調査においては、内閣府から提示された調査対象集落について、孤立の可能性があるか否かを判断しているが、このうち福岡県内の3市町村では、同調査の調査対象集落以外にも、孤立可能性のある集落はあるとしており、2市町村では、平成21年7月や24年7月に発生した豪雨災害により、第2回フォローアップ調査の調査対象集落以外の集落等において実際に孤立若しくは孤立に準じた状況が発生している。また、大分県内の1市町村では、平成26年2月の大雪により、第2回フォローアップ調査では孤立の定義とされていない積雪を原因として、同調査の調査対象集落以外の集落を含めた集落で孤立が発生している。

図表 1-(1)-⑦

イ 孤立集落等の発生事例

今回、調査対象とした市町村のうち、福岡県内の4市町村において、平成11年6月、21年7月及び24年7月の豪雨により、また、大分県内の1市町村において、26年2月の大雪により、孤立若しくは孤立に準じた状況が発生している。

図表 1-(1)-⑧

その概要は、次のとおりで、これらの孤立集落等発生事例の中には、停電により固定電話や携帯電話が不通となったことや、電話回線は通じていても、住民が電源を必要としない電話機を保有していたにもかかわらず停電後も電源を必要とする電話機を使用していたため電話が通じず、孤立集落の住民の安否が確認できなかった状況もみられることから、停電が生じた場合でも孤立集落の住民と行政との双方向の連絡が可能となる通信手段の確保や、停電時の電話機の特長についての住民への周知の必要性が認められた。

〔事例1：福岡県八女市（星野支所管内）〕

平成24年7月九州北部豪雨において、八女市星野支所管内（旧星野村）では、7月13日に大雨（土砂災害）・洪水警報が発令され、14日には、河川の増水、土砂崩れ等が各地で発生し、八女市の全世帯に避難指示が発令されている。また、星野支所管内では、14日午前から停電が発生（送電再開は19日の5時頃）、その後、基地局の電力喪失により携帯電話も利用できなくなったことから、同日正午頃には星野支所管内の全域（1,189世帯、3,089人）が孤立状態となっている。特に、長瀬地区（140人）及び滝の脇地区（20人）等については、橋りょうの流失、道路の寸断などにより完全に孤立したため、ヘリコプターにより、住民の安否確認及び救出が行われている。

〔事例 2：福岡県うきは市〕

平成 24 年 7 月九州北部豪雨において、うきは市では、7 月 14 日早朝から急激に天候が悪化し、山間部では、至る所で土砂災害や河川の増水による災害が発生している。中でも、田籠地区での被害は甚大で、各地で土砂崩れや道路の陥落、急激に増水した河川の勢いによる落橋などが発生し、同地区を含む 7 地区において、102 世帯 287 人が孤立している。

〔事例 3：福岡県宮若市〕

平成 11 年 6 月 29 日に発生した梅雨前線による九州北部地方の記録的な豪雨により、宮若市（当時は若宮町）では、土砂崩れにより道路が遮断され、小谷地区において 5 世帯 15 人が孤立している。

同孤立においては、架線の切断により停電及び携帯電話の不通（同地区では、一部で携帯電話の基地局間を架線で接続）が発生した。電話線は切断されていなかったため、電源を必要としない固定電話を持つ世帯とは連絡が可能であったものの、それ以外の世帯とは連絡が取れなかったことから、周辺住民が山中を通行して安否確認、物資搬入等を行っている。

〔事例 4：福岡県筑紫郡那珂川町〕

平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨において、那珂川町では、各地で河川のいっ水、土砂崩れ等が発生し、町役場周辺である西隈地区の浸水に伴い、住民のうち自力での避難が困難な高齢者等がボートで救出されたほか、土砂崩れによる福岡県側の国道の通行止めに伴い、町内のキャンプ施設の利用者 110 人が、ヘリコプターで救出されるなど、孤立に準じた状況が発生している。

〔事例 5：大分県佐伯市〕

平成 26 年の大雪により、佐伯市では、2 月 14 日以降、宇目振興局管内（旧宇目町）及び本匠振興局管内（旧本匠村）において、孤立集落が発生している。このうち本匠振興局管内では、上腰越、元山部、平原、檜峰及び登尾の 5 地区で孤立が発生している。

同孤立において、本匠振興局では、2 月 14 日に全世帯に電話連絡を行ったが、上腰越及び元山部の 2 地区の 4 世帯については、積雪による倒木が電線を切断したことによる停電のため固定電話の着信音が鳴らず、携帯電話は不感地区であるため、住民と連絡がつかず安否確認が行えなかった。このため、本匠振興局では、翌朝、職員が雪中を往復数時間かけて徒歩で安否確認に回り、正午頃に無事を確認している。

安否確認時に職員が確認したところ、電話線は切断されておらず、当該世帯が保有していた電源不要の電話機に交換すれば、通信可能な状況にあったが、住民が日常的に使用している電源が必要なコードレス電話等を停電時そのままにしていたことから電話が通じず、電話による安否確認が行えなかったことが分かった。

図表 1-(1)-① 第 2 回フォローアップ調査の概要

(1) 調査目的

平成16年(2004年)新潟県中越地震では、地震に伴い発生した土砂災害により多数の孤立集落が発生した。このため、内閣府では、全国の地方公共団体の協力の下、平成17年度に「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」を実施し、同年8月に調査結果を公表した。その後、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震でも土砂災害により孤立集落が発生し、孤立集落対策の必要性が改めて認識された。

本調査は、平成17年に行った、中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査のフォローアップを行うことにより、孤立集落対策の進捗状況を把握し、今後の孤立集落対策の検討に資することを目的としている。

平成16年(2004年)新潟県中越地震、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震では、土砂災害に伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、中山間地域における孤立集落発生が問題となった。内閣府では、全国の自治体の協力の下、平成21年度に「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」のフォローアップ調査(第1回)を実施した。平成21年度以降、平成22年の奄美豪雨、平成23年の東日本大震災、紀伊半島豪雨等、様々な災害により集落の孤立が発生し、孤立集落対策の必要性が改めて認識された。本調査は孤立集落対策の進捗状況を把握し、我が国における自然災害による孤立集落対策の更なる検討を目的として実施した。

(2) 孤立の定義と条件

① 孤立の定義

本調査での孤立の定義は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス(四輪自動車で行き来可能かどうかを目安)が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・ 地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- ・ 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- ・ 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- ・ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

② 孤立の条件

本調査では集落の孤立可能性を判断する上で、以下の条件を基本とした。

- ・ 集落へのすべてのアクセス道路(外部から集落まで四輪自動車で行き来できる道路)の一部区間が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険場所)又は山地災害危険地区に隣接している。
- ・ 地震または津波により船舶の停泊施設が使用不能となるおそれがある。

(3) 調査対象とした集落の単位

本調査では、平成17年度、平成21年度調査と同様、「農林業センサスにおける農業集落のうち地勢「平野」、形態「密居」を除いた農業集落」、「漁業センサスにおける漁業集落」を調査対象とした。ただし、平成21年度調査の結果などにより、集落として不適当なため削除した集落や新たに追加した集落などがあり、調査対象集落数は平成21年度調査と異なっている。

農業集落と漁業集落では集落の定義が異なるため、これらの調査結果を単純に足し合わせるこ

とはできない。なお、農業集落と漁業集落で区域の一部が重複している集落が含まれている。

調査対象とした集落

調査種類	調査対象集落	集落数
農業集落調査	平野、密居集落を除いた、「孤立可能性のある中山間地集落」	59,282 集落
漁業集落調査	海面の漁業集落全て	6,260 集落

(4) 調査方法と調査項目

上記の調査対象集落について、都道府県の危機管理・防災担当部局を窓口とし、(2)で示した条件を基本として、集落の孤立可能性の有無や防災力等を調査した。

また、上記の調査対象集落以外の集落でも、孤立可能性のある集落と認められるものについては、調査の対象として追加されている場合がある。

なお、調査項目は、以下のとおりである。

- ・ 集落の孤立可能性の有無
〔以下は孤立可能性のある集落について回答〕
- ・ 交通途絶となる要因
- ・ 人口構成
- ・ 避難施設の状況（箇所数、収容人数、耐震性、非常電源）
- ・ 飲料水・食料の備蓄の状況
- ・ 生活用品等の備蓄の状況
- ・ 情報通信手段の状況
- ・ 情報通信機器の扱いの状況
- ・ 使用を想定していた通信設備に障害が発生した場合のその他の連絡方法
- ・ ヘリコプターの駐機スペースの有無と箇所数
- ・ （ヘリコプターの駐機スペースが無い場合）ホイストを使って昇降できる場所の有無
- ・ 避難計画（もしくはマニュアル）の有無
- ・ 受援計画（もしくはマニュアル）の有無
- ・ 自主防災組織の有無
- ・ 訓練の実施の有無
- ・ 救助資機材の備蓄の状況

(注) 内閣府（防災担当）の第2回フォローアップ調査 調査結果(平成26年10月)に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-② 孤立集落発生可能性調査における孤立可能性のある集落数（全国）

（単位：集落、％）

区 分	平成 17 年度 孤立集落発生可能性調査		21 年度 フォローアップ調査		25 年度 フォローアップ調査	
	農業集落	漁業集落	農業集落	漁業集落	農業集落	漁業集落
調査対象集落数 a	58,799	6,246	59,547	6,267	58,734	6,275
孤立可能性の ある集落数 b	17,451	1,787	17,406	1,805	17,212	1,933
b/a×100	29.7	28.6	29.2	28.8	29.3	30.8

（注） 内閣府（防災担当）の第 2 回フォローアップ調査 調査結果(平成 26 年 10 月)に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-③ 孤立集落発生可能性調査における孤立可能性のある集落数（全国・九州）

（単位：集落）

区 分	平成 17 年度 孤立集落発生可能性調査		21 年度 フォローアップ調査		25 年度 フォローアップ調査	
	農業集落	漁業集落	農業集落	漁業集落	農業集落	漁業集落
全 国	17,451	1,787	17,406	1,805	17,212	1,933
うち九州	2,700	410	2,624	412	2,746	385
福岡県	290	10	261	5	325	5
佐賀県	190	20	188	17	173	14
長崎県	250	200	236	191	210	168
熊本県	350	60	405	73	417	72
大分県	950	40	854	39	880	58
宮崎県	550	50	524	50	537	40
鹿児島県	120	30	156	37	204	28

（注） 内閣府（防災担当）の第 2 回フォローアップ調査 調査結果(平成 26 年 10 月)に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-④ 第 2 回フォローアップ調査における福岡県内の市町村別の孤立可能性のある集落数

(単位：集落)

市・郡	市町村名	農業集落	漁業集落	市・郡	市町村名	農業集落	漁業集落	
市	北九州市	14	2	(糟屋郡)	篠栗町	4		
	福岡市				志免町			
	大牟田市				須恵町			
	久留米市				新宮町			
	直方市	4			久山町			
	飯塚市	13			粕屋町			
	田川市				遠賀郡	芦屋町		
	柳川市					水巻町		
	八女市	109				岡垣町	2	
	筑後市					遠賀町		
	大川市		1	鞍手郡	小竹町			
	行橋市				鞍手町	1		
	豊前市	15		嘉穂郡	桂川町			
	中間市			朝倉郡	筑前町	4		
	小郡市				東峰村			
	筑紫野市			三井郡	大刀洗町			
	春日市			三潞郡	大木町			
	大野城市			八女郡	広川町	6		
	宗像市			田川郡	香春町			
	太宰府市				添田町	22		
	古賀市				糸田町	1		
	福津市	1			川崎町	2		
	うきは市	31			大任町			
	宮若市	7			赤村	7		
	嘉麻市	25			福智町	5		
	朝倉市	23		京都郡	苅田町	2		
	みやま市	2			みやこ町	5		
糸島市	7	2	築上郡	吉富町				
筑紫郡	那珂川町	9		上毛町	1			
糟屋郡	宇美町			築上町	3			
計						325	5	

(注) 内閣府(防災担当)の第2回フォローアップ調査 調査結果(平成26年10月)に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-⑤ 第 2 回フォローアップ調査における佐賀県内の市町村別の孤立可能性のある集落数

(単位：集落)

市・郡	市町村名	農業集落	漁業集落	市・郡	市町村名	農業集落	漁業集落
市	佐賀市	68		神埼郡	吉野ヶ里町	4	
	唐津市	20	9	三養基郡	基山町	5	
	鳥栖市				上峰町		
	多久市	19			みやき町	1	
	伊万里市			東松浦郡	玄海町		
	武雄市	2		西松浦郡	有田町	8	
	鹿島市	8	2	杵島郡	大町町	2	
	小城市	10	3		江北町		
	嬉野市	2			白石町		
	神埼市	24		藤津郡	太良町		
計						173	14

(注) 内閣府（防災担当）の第 2 回フォローアップ調査 調査結果(平成 26 年 10 月)に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-⑥ 第 2 回フォローアップ調査における大分県内の市町村別の孤立可能性のある集落数

(単位：集落)

市・郡	市町村名	農業集落	漁業集落	市・郡	市町村名	農業集落	漁業集落
市	大分市	75	5	市	杵築市	74	2
	別府市	23			宇佐市	17	
	中津市	93			豊後大野市	15	
	日田市	254			由布市	27	
	佐伯市	33	19		国東市	14	
	臼木市	13	8	東国東郡	姫島村	2	2
	津久見市	15	20	速見郡	日出町	5	
	竹田市	42		玖珠郡	九重町	23	
	豊後高田市	35	2		玖珠町	120	
計						880	58

(注) 内閣府（防災担当）の第 2 回フォローアップ調査 調査結果(平成 26 年 10 月)に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-⑦ 第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落以外の集落での孤立発生の可能性等

(単位：市町村)

県	調査対象市町村数	第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落以外にも孤立発生可能性がある集落があるとする市町村数	第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落以外で実際に孤立が発生した市町村数	調査対象市町村における第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落以外の孤立可能性のある集落の把握状況等
福岡	6	3	2	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落以外にも、孤立可能性のある集落はあり、山手の地区の集落については、ほとんどの集落が孤立可能性のある集落といえる。 平成 24 年九州北部豪雨において完全に孤立した地区の中には、第 2 回フォローアップ調査における調査対象集落となっていない集落がある。 第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落とはなっていない 2 集落について、両集落の一部に孤立可能性があることから、これら 2 集落について、独自に孤立可能性のある集落と判断している。 第 2 回フォローアップ調査における調査対象集落以外に、独自に地区又は集落への全てのアクセス道路が土砂災害警戒・特別警戒区域に隣接していることを孤立の条件として、9 地区を孤立可能性のある集落として追加するなどしている。 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨において孤立に準じた被災状況となった 2 集落等は、第 2 回フォローアップ調査における調査対象集落とはなっていない。
佐賀	6	0	0	—
大分	1	1	1	平成 26 年 2 月の大雪では、第 2 回フォローアップ調査の調査対象集落以外の集落を含めた地区で実際に孤立が発生している。
計	13	4	3	

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑧ 調査対象市町村における孤立集落の発生事例

県	市町村	発生時期	発生原因	孤立の発生状況
福岡	八女市	平成 24 年 7 月	豪雨	<p>平成 24 年 7 月 11 日から 14 日にかけて九州北部を中心に発生した集中豪雨である平成 24 年 7 月九州北部豪雨において、八女市星野支所管内（旧星野村）では、13 日の 8 時 30 分に大雨（土砂災害）、洪水警報が発令され、14 日には、河川の増水、土砂崩れ等が各地で発生、9 時 5 分に八女市の全世帯に避難指示が発令されている。</p> <p>また、星野支所管内に電力を供給している九州電力の星野変電所玉露線が 14 日 6 時 20 分、上陽変電所小野線が同日 9 時 13 分から停電（いずれも送電再開は 19 日の 5 時頃）、10 時 54 分には基地局の電力喪失により携帯電話も利用できなくなったことから、14 日正午頃には星野支所管内の全域（1,189 世帯、3,089 人）が孤立状態となっている。</p> <p>特に、長瀬地区（140 人）及び滝の脇地区（20 人）等については、橋りょうの流失、道路の寸断などにより完全に孤立しており、これらの地区に居住する住民は、ヘリコプターにより、15 日 9 時 10 分に安否が確認され、同日夕方になって救出されている。</p>
	うきは市	平成 24 年 7 月	豪雨	<p>平成 24 年 7 月九州北部豪雨において、うきは市では、7 月 14 日早朝から急激に天候が悪化し、山間部では、至る所で土砂災害や河川の増水による災害が発生している。</p> <p>中でも、田籠地区での被害は甚大で、7 月初旬から繰り返された集中豪雨により緩みきっていた地盤が限界を迎え、各地で土砂崩れや地下水によって土砂がえぐられたことによる道路の陥落、急激に増水した河川の勢いによる落橋などが発生している。</p> <p>田籠地区のほか、内ヶ原（盗人馬場）、元有（三志毛）、小塩（牧の草）、探野、鹿狩、つづらを含む 7 地区において、合わせて 102 世帯 287 人が孤立している。</p>




橋りょうの流失等により孤立した集落
(八女市 提供)



道路崩壊で孤立した集落 (うきは市 提供)

宮若市	平成 11 年 6 月	豪雨	<p>平成 11 年 6 月 29 日に発生した梅雨前線による九州北部地方の記録的な豪雨により、宮若市（当時は若宮町）では、土砂崩れにより道路が遮断され、小谷地区において 5 世帯 15 人が孤立している。</p> <p>同孤立においては、架線の切断により停電 1～2 日、携帯電話の不通 1～2 週間（同地区では、一部で携帯電話の基地局間を架線で接続）が発生したが、電話線は切断されていなかったため、電源を必要としない固定電話を持つ世帯とは連絡が可能であったものの、それ以外の世帯とは連絡が取れなかったことから、周辺住民が山中を歩いて安否確認、物資搬入等を行っている。</p>
<p>那珂川町</p>  <p>浸水した地区からボートで救出される住民 (那珂川町 提供)</p>  <p>キャンプ施設からヘリコプターで搬送された利用者 (那珂川町 提供)</p>	平成 21 年 7 月	豪雨	<p>平成 21 年 7 月 19 日から 26 日にかけて、中国地方から九州北部にかけての地域を中心に発生した集中豪雨である平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨において、那珂川町では、町内を流れる那珂川の上流にある南畑ダムが満杯になるなどの状況となっており、各地で河川のいっ水、土砂崩れ等が発生している。</p> <p>この災害により、町役場周辺である西隈地区の浸水に伴い、住民のうち自力では避難できない高齢者等が消防レスキュー隊のボートで救出されたり、土砂崩れによる福岡県側の国道の通行止めに伴い、町内のキャンプ施設の利用者 110 人が、陸上自衛隊のヘリコプターで救出されるなど、孤立に準じた状況が発生している。</p>

大分	佐伯市	平成 26 年 2 月	大雪	<p>平成 26 年 2 月 13 日夕方からの降雪により、佐伯市では、2 月 14 日以降、宇目振興局管内（旧宇目町）及び本匠振興局管内（旧本匠村）で孤立集落が発生し、このうち本匠振興局管内では、上腰越、元山部、平原、檜峰及び登尾の 5 地区で孤立が発生している。</p> <p>同孤立において、本匠振興局では、2 月 14 日に全世帯に電話連絡を行ったが、上腰越及び元山部の 2 地区の 4 世帯については、積雪による倒木が電線を切断したことによる停電のため固定電話の着信音が鳴らず、さらに携帯電話は不感地区であるため、住民との連絡がつかず安否確認が行えなかった。このため、本匠振興局では、翌朝、職員が 2 人ずつ 2 班編成で、雪中を往復 2 時間 30 分及び 4 時間 30 分かけて徒歩で安否確認に回り、正午頃に無事を確認している。</p> <p>安否確認に出向いた職員が確認したところ、電話線は切断されておらず、当該世帯が保有していた電源不要の電話機に交換していれば通信可能な状況であったが、住民が日常的に使用している電源が必要なコードレス電話等を停電時もそのままにしていたことから電話が通じず、電話による安否確認が行えなかったことが分かった。</p>
				
<p>大雪により孤立した集落 (佐伯市 提供)</p>				

(注) 当局の調査結果による。

(2) 人的つながりによる取組

調査結果	説明図表番号
<p>ア 人的つながりの必要性</p> <p>災害発生時には、「自助」（自分の生命・身体を自身の努力により守る。）、「共助」（近隣や地域の住民が互いに協力し合いながら組織的に取り組む。）、「公助」（行政等による救助・支援）が互いに連携し一体となることで、被害を最小限に抑えるとともに、早期の復旧・復興にもつなげることができる。</p> <p>一方、都道府県・市町村の行政や消防機関・警察等による対応（公助）には限界があり、また、公助が開始されるまでには、ある程度の時間を要する場合もあることから、公助が開始されるまでの間、自助とともに、近隣や地域の住民等による共助が重要である。</p> <p>特に、災害等により孤立した場合には、生活環境を共有している地域の住民同士が人的つながりにより相互に協力し合う共助が、被害の軽減のための重要な行動となる。</p> <p>今回、調査対象とした市町村（本項目については12）においても、孤立可能性のある地区の住民が、自主防災組織を結成し、全ての地区住民の電話番号を把握するとともに、防災訓練を実施するなどして、災害発生時には、近隣住民が協力して独居の高齢者や身体障害者等の弱者を支援することとしている事例等がみられた。</p> <p>しかしながら、調査対象とした市町村の中には、孤立可能性のある集落の屋外拡声子局に双方向通話装置を整備している事例等もみられるものの、多くの調査対象市町村の住民が、災害等により孤立した際の連絡手段として、固定電話や携帯電話を想定しており、停電等によりこれらが利用できなくなった場合には、孤立地区内の住民間や、孤立地区から行政への連絡が困難になるとしている。</p> <p>このため、災害等による孤立への行政の対応においては、孤立した住民の自助や共助の実施状況等を把握し支援を行うためにも、固定電話や携帯電話が利用できなくなった場合でも孤立集落の住民と行政との双方向の連絡が可能となる通信手段の整備促進が必要とみられる。</p> <p>イ 市町村による支援等</p> <p>市町村では、災害等発生時に備え、住民の人的つながりによる共助を支援するため、各種方策を講じており、その一環として、自主防災組織の結成支援、防災士への支援等が行われている。</p> <p>今回、調査対象とした市町村における自主防災組織の結成支援及び防災士の把握・支援状況をみると、次のとおりで、調査対象市町村により、進捗状況や対応が区々となっている。</p>	<p>図表 1-(2)-①</p> <p>図表 1-(2)-②</p>

(7) 自主防災組織の結成支援

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条の2第2号では、災害対策の基本理念として、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進することを掲げており、同法第5条第2項において、市町村長は、自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない旨、また、同法第8条第2項第13号において、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、自主防災組織の育成等に努めなければならない旨規定されている。

自主防災組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織で、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し軽減するための活動を行う組織である。自主防災組織の日常の活動としては、防災知識の広報・啓発（地域防災・家庭内の安全対策）、地域の災害危険の把握（防災マップ・ハザードマップ等）、防災訓練（個別訓練・総合訓練）の実施等があり、災害時の活動としては、情報の収集及び伝達、出火防止・初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所の開設・運営、給食・給水等が挙げられる。

今回、調査対象とした市町村における自主防災組織の結成状況等をみると、次のとおりで、既に市町村全域で結成を終えている市町村がみられる反面、今後も結成が困難とみられる地区が残されている市町村もみられた。

- ① 市町村全域で自主防災組織を結成している市町村（4市町村）
- ② 結成を進めているが、比較的安全な地域であるため住民の防災意識が低い地区、新興住宅地であり住民が自治会活動に協力的でない地区等があることから、今後も結成困難とみられる地区が残されているとしている市町村（3市町村）
- ③ 引き続き結成を進めている市町村（5市町村）

また、自主防災組織が結成されていない地区の中には、第2回フォローアップ調査において孤立可能性のある集落とされている地区がみられるほか、同調査で孤立可能性集落とされている地区において、自主防災組織は結成されていても防災訓練を実施していない地区もみられた。

(イ) 防災士の把握及び支援

防災士の資格は、民間資格であり、防災士は、特別の権限や義務を持つ者ではないが、身近な地域や職場において自発的意思に基づく互助、協働のリーダーともなる存在であり、平時には防災意識の啓発、災害に備えた互助・協働活動の訓練等、災害発生時には、消防、自衛隊等の公機関が機能を発揮するまでの間、家庭や地域、職場において住民の生命や財産に関わる被害が

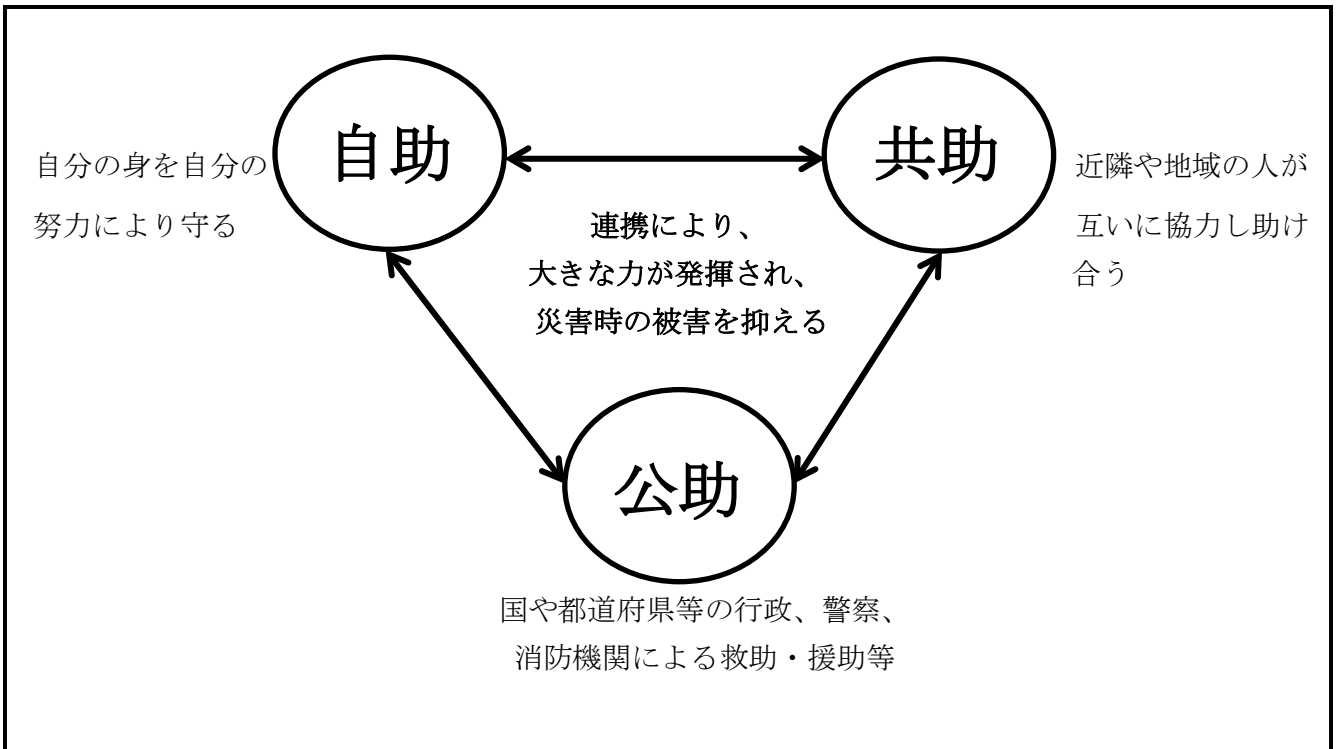
図表 1-(2)-③

図表 1-(2)-④

図表 1-(2)-⑤

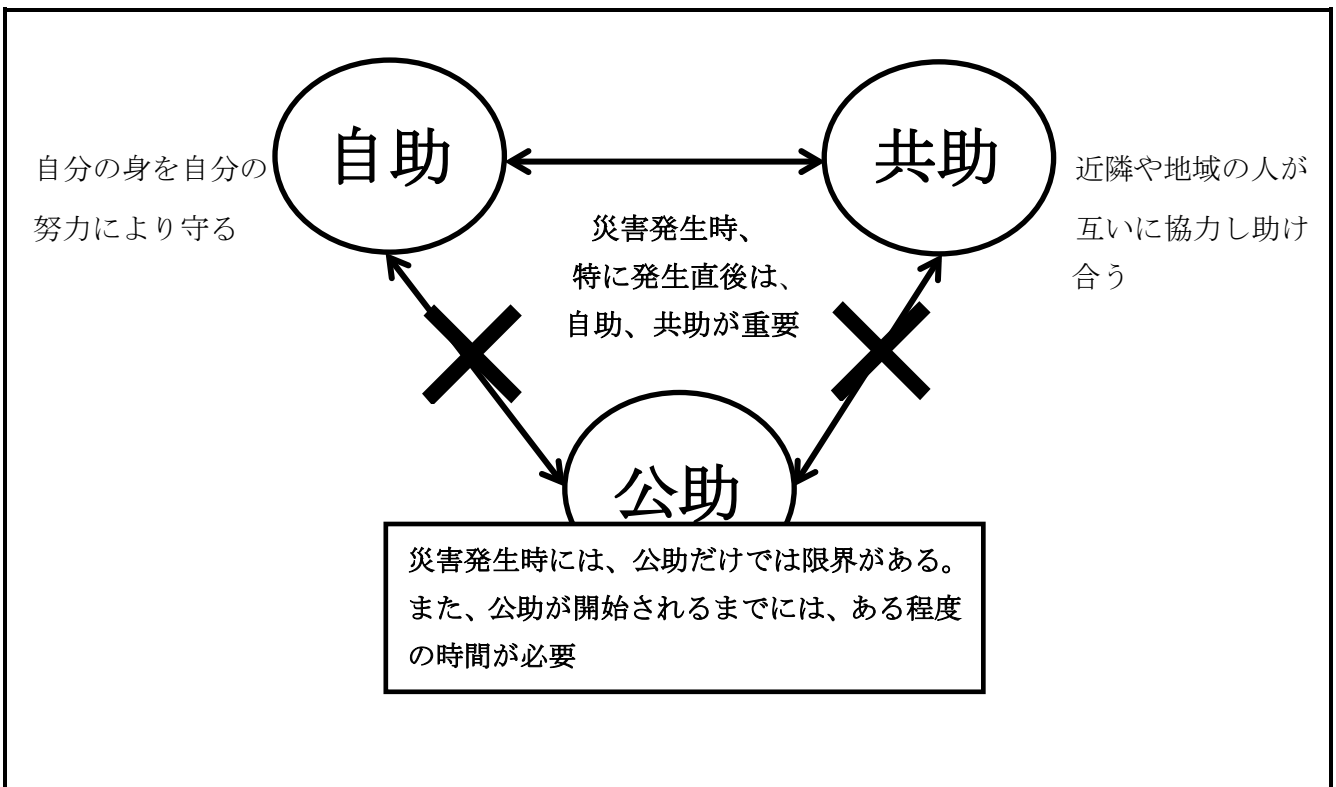
<p>少しでも軽減されるよう、被災現場で実際に役立つ活動を行うことが役割とされている。</p> <p>今回、調査対象とした市町村における防災士の把握状況を見ると、6市町村（福岡県内2市町村及び佐賀県内4市町村）において、市町村内の防災士数について把握している。</p> <p>このうち福岡県内の2市町村では、防災士への支援として、①平成25年度から一般応募者を対象として受講料（6万6,000円）及び交通費の支給、②平成25年度から27年度まで単独事業により職員14人を防災士として養成を行っているが、1市町村では、現状において防災士は特段の活動を行っておらず、今後どのように活用するかが課題であるとしている。</p> <p>一方、佐賀県内の4市町村については、佐賀県が平成19年度から22年度までの県単独事業で、県内市町村から推薦を受けた者を対象として実施している防災士になるために必要な研修（同研修により、県内で695人の防災士を育成。以下「地域防災リーダー育成事業」という。）に対し、職員、区長、消防団幹部等の推薦は行っているが、市町村としては防災士の活動に対する支援は特に行っていない。</p>	<p>図表 1-(2)-⑥</p>
---	-------------------

図表1-(2)-① 自助・共助・公助の連携図 I



(注) 当局が作成した。

図表1-(2)-② 自助・共助・公助の連携図 II



(注) 当局が作成した。

図表1-(2)-③ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抜粋）

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 （略）

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三～六 （略）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 （略）

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第8条 （略）

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一から十二 （略）

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四～十八 （略）

（注） 下線は、当局が付した。

図表1-(2)-④ 調査対象市町村における自主防災組織の結成状況等

(単位:市町村)

県	区分	市町村数	自主防災組織の結成状況、あい路等
福岡	市町村全域で結成済みの市町村	1	<ul style="list-style-type: none"> 市町村全域において、162組織（1,700班）を結成済み（組織率100%） ※ 各地区で実施される情報伝達訓練及び避難誘導訓練については、行政主導で行うのではなく、あくまで自主防災組織が実施することになっており、平成24年度以降、自主防災組織に対し、同訓練の実施を要請しているが、第2回フォローアップ調査で孤立可能性のある集落とされた地区のうち1地区については、これまで未実施
	結成を進めているが、一部に結成困難な地区がみられる市町村	3	<ul style="list-style-type: none"> 世帯ベースでは、95.7%結成済み ※ 未結成の11地区については、新興住宅地であり、自治会活動に対する住民の協力が得られにくい地区であるため、今後とも結成が困難とみられる。
			<ul style="list-style-type: none"> 平成27年8月5日時点で、131地区のうち、98地区において結成済み（組織率74.8%） ※ 平成25年度から、地元説明会（座談会）を開催して結成を図っているが、防災面で比較的安全な地区については、住民の防災意識が低く、座談会開催にも至っていない。
			<ul style="list-style-type: none"> 37地区のうち、36地区で結成済み（組織率97.3%） ※ 未結成の1地区については、企業の社宅がある地区であり、異動が頻繁であることなどから結成が困難となっている。
	引き続き結成を進めている市町村	2	<ul style="list-style-type: none"> 区長会の場合等で、区長に結成を依頼しているが、平成27年10月時点で、158行政区のうち、結成済みは79行政区（組織率50.0%）
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月時点で、世帯ベースでは、1万3,022世帯のうち8,865世帯（組織率68.1%）で結成済みであるが、自治会では、88自治会のうち、結成されているのは34自治体（組織率38.6%） ※ 平成22年度以降、行政主導で、自治会に自主防災組織の結成を依頼し、理解を得られた自治会から順次結成されてきたが、最近2～3年は、結成が毎年2組織程度になっている。自治会組織のない地区もあり、未結成の自治会については、今後、ブロック単位での結成を考えている。 ※ 第2回フォローアップ調査で孤立可能性のある集落とされた7地区のうち2地区において、自主防災組織が未結成 			
	(小計)	(6)	—

佐賀	市町村全域で結成済みの市町村	3	<ul style="list-style-type: none"> 市町村全域において、362組織を結成済み（組織率100%） 市町村全域において、78組織を結成済み（組織率100%） 市町村全域において、39組織を結成済み（組織率100%）
	結成を進めているが、一部に結成困難な地区がみられる市町村	0	—
	引き続き結成を進めている市町村	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月31日時点で131組織を結成しているが、世帯ベースでの組織率は58.21% ※ 県内全市町村の平均組織率(82%)と比較して低調であることから、組織されていない自治会、地区等に対して、引き続き、防災に関する出前講座、区長会等の場で防災組織結成の促進、防災意識の高揚を図ることとしている。 平成27年9月30日時点で24組織を結成しているが、世帯ベースでの組織率は88.11% ※ 結成していない自治会、地区等に対しては、引き続き、区長会等の場で結成促進を図ることとしている。 平成27年10月1時点で106組織を結成しているが、世帯ベースでの組織率は89.2% ※ 結成していない自治会、地区等に対しては、引き続き、区長会等の場で結成促進を図ることとしている。
	(小計)	(6)	—
計	市町村全域で結成済みの市町村	4	—
	結成を進めているが、一部に結成困難な地区がみられる市町村	3	—
	引き続き結成を進めている市町村	5	—
	計	12	—

(注) 当局の調査結果による。

図表1-(2)-⑤ 防災士の概要

1 防災士とは

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が防災士認証規準に基づいて認証した者。平成15年10月以降、28年1月31日までに10万5,146人が防災士として認証されており、近年、組織的に防災士資格を取得する例が増えつつある。

2 防災士の権限と義務

防災士は、身近な地域や職場において自発的意思に基づく互助、協働のリーダーともなる存在であって、災害によって生じる生命や財産に対する損害を軽減させる役割を担うものであるが、防災士資格は民間資格であり、特別の権限や義務を持つものではない。

しかし、防災士として防災に関する一定レベルの知識と技術とインセンティブを持って、減災と防災に実効ある大きな役割を果たして活躍することで、地域や職場において価値ある存在として高い評価と期待が持たれるようになってきている。

3 防災士に期待される役割

平時には防災意識の啓発に当たるほか、大災害に備えた互助・協働活動の訓練や、防災と減災及び救助等の技術練磨などに取り組み、求められる場合には防災計画の立案等にも参画する。

災害が発生した際、その被害の規模が大きいほど公的な支援の到着が遅れるという現実に対応するため、消防、自衛隊等の公機関が機能を発揮するまでの間（おおむね3日間）、各自の家庭はもとより、地域や職場において人々の生命や財産に関わる被害が少しでも軽減されるよう、被災現場で実際に役立つ活動を行うことが大きな役割となる。

さらに、防災士には、各自の所属する地域や団体・企業の要請を受け、避難、救助、避難所の運営などに当たり、地域自治体等の公的な組織やボランティアと協働して活動することも期待されている。

4 防災士になるための手順

① 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する「特設会場において専門家講師の講義による12講座（1講座60分以上）以上の受講」及び「研修レポート等」の提出による研修カリキュラムを履修して「履修証明」を取得する。

② ①の研修講座の履修証明を取得後、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し、合格する。

③ 全国の自治体、地域消防署、日本赤十字社等の公的機関、またはそれに準ずる団体が主催する「救急救命講習」を受け、その修了証を取得する（①の研修講座に救急救命講習が含まれている場合は、講習により修了証が取得できる。）。

④ 上記3項目の証明書を取得することにより、日本防災士機構への「防災士認証登録申請」を行うことができる。

なお、既に防災に関しての一定の知識または実践力を身に付けていると認定された特定の資格者（消防関係教職者、消防吏員等）については、日本防災士機構の認証委員会が定めている特例規定に基づき、防災士になるための研修・試験が免除される。

(注) 特定非営利活動法人日本防災士機構のホームページ掲載内容等に基づき、当局が作成した。

図表1-(2)-⑥ 調査対象市町村における防災士の把握及び支援状況

県	区分	市町村数	把握状況	支援状況
福岡	把握	2	市町村内の防災士は47人(一般22人、消防団22人)。なお、消防団の分団長以上は、講習受講免除であるため、随時、防災士に登録 ※ 現状では、防災士は特段の活動を行っておらず、今後どのように活用するかが課題	平成22年度から、年間6人の一般募集者に対し、講習受講料(6万6,000円)と交通費を支給し、育成支援。一般募集者がいない場合には、消防団員に対し支援
			市町村内の防災士会加入の防災士約40人。このうち、市町村職員が14人、市職員以外は、防災士意識の高い社会福祉協議会職員、郵便局員、一般のサラリーマン、主婦等がボランティアで活動。普段の活動としては、自主防災組織や社会福祉施設等の施設に招かれて防災啓発や防災訓練等を実施 ※ 第2回フォローアップ調査において孤立する可能性がある集落とされた地区には防災士はいないが、消防団員が防災士と同様の活動を実施	防災士のうち、職員である14人については、まずは職員から防災意識を高めることを目的にして、平成25年度から27年度までの単独事業で養成
	未把握	4	—	—
	(小計)	(6)	—	
佐賀	把握	4	市町村内の防災士は48人。隣接市町村の防災士と結成している防災士会の会員は70人	地域防災リーダー育成事業に市町村職員等の推薦は行っているが、防災士会に対するものを含め、防災士の活動に対する支援は行っていない。
			市町村内の防災士は10人	地域防災リーダー育成事業に市町村職員等の推薦は行っているが、防災士の活動に対する支援は行っていない。
			市町村内の防災士は25人	地域防災リーダー育成事業に区長、消防団幹部等の推薦は行っているが、防災士の活動に対する支援は行っていない。

			市町村内の防災士は42人	地域防災リーダー育成事業に市町村職員等の推薦は行っているが、防災士の活動に対する支援は行っていない。
	未把握	2	—	地域防災リーダー育成事業への推薦も行っていない。
	(小計)	(6)	—	—
計	把握	6		—
	未把握	6	—	—
	計	12	—	—

(注) 当局の調査結果による。

2 災害等緊急時における通信手段の確保

(1) デジタル方式の同報系防災行政無線の双方向通話機能の有効活用等

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(デジタル方式の同報系防災行政無線の特徴)</p> <p>地方公共団体の長は、災害対策基本法第 51 条第 1 項の規定により、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならないとされている。市町村においては、災害情報の収集及び地域住民に対する情報伝達のための多様な通信手段の一つとして、無線通信網である市町村防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の整備が進められている。</p> <p>防災行政無線には、市町村役場（災害対策本部）に設置された統制局（親局）を中心に、市町村内の子局を結ぶ「固定通信系（同報系）」（以下「同報系防災行政無線」という。）のほか、車載型・可搬型・携帯型無線機との移動通信が可能な「移動系」、気象観測データを送信する「テレメーター系」といったものがある。</p> <p>防災行政無線は、災害時に限らず、平常時においても、行政情報の伝達等に活用されるなど利便性が高く、多くの市町村で導入されており、これまでは、音声中心のアナログ方式であったが、近年では、双方向通信・通話、データ通信等が可能となったデジタル方式が導入されるなど、防災行政無線の機能の高度化が図られてきている。</p> <p>特にデジタル方式の同報系防災行政無線は、住民に気象予報や避難勧告等の情報を迅速かつ一斉に伝達できるほか、子局から親局への通信機能を利用した双方向通話装置が付加された屋外拡声子局では、市町村役場（災害対策本部）と設置場所（孤立可能性集落等）の住民との双方向通話が可能となるなど災害時における通信手段の一つとして有用性が高くなっている。</p> <p>こうした整備背景を踏まえて、消防庁では市町村に対し「孤立するおそれのある地域における双方向の情報連絡体制の再点検について」（平成 26 年 12 月 19 日付け消防庁防災情報室事務連絡）において、デジタル方式の防災行政無線（同報系）を整備している場合には、災害発生時において孤立する可能性のある地域住民等との間の双方向の情報連絡手段として積極的に活用することとし、特に「デジタル方式の防災行政無線（同報系）においては、一般的に屋外拡声子局に双方向通話装置が設置されており、市町村役場と専用回線で通話が可能であることから、自治会長や自主防災組織のリーダー等と調整し活用に努めること」としている。</p> <p>(防災行政無線の整備等に関する総務省・総合通信局の役割)</p> <p>総務省では、従来のアナログ方式では困難であった市町村役場と避難場所等との双方向での情報交換、画像による被害情報の収集、文字表示による防災行政無線の周知などが可能となるデジタル化を平成 13 年度から推進しており、特に同報</p>	<p>図表 2-(1)-①</p> <p>図表 2-(1)-②</p> <p>図表 2-(1)-③</p>

<p>系防災行政無線については、「市町村デジタル同報通信システム推奨規格」（平成 15 年 4 月総務省推奨規格）を策定し、これを受けて 15 年 7 月には民間規格である「市町村デジタル同報通信システム（ARIB STD-T86）」（平成 15 年 7 月 29 日一般社団法人電波産業会）が標準規格となり、異なるメーカー機器間の相互接続が確保できるとともに、標準化により、無線設備の価格の低減化が図られている。</p>	<p>図表 2-(1)-④</p>
<p>また、総務省では、平成 25 年 5 月に情報通信審議会に「同報系防災行政無線は、屋外スピーカー（拡声子局）や戸別受信機を通じ、避難場所、防災拠点や各家庭において地域住民が災害情報を取得するための重要な手段となっており、全市町村の 80%弱まで普及していますが、デジタル方式については、制度導入後約 10 年経過した現在においても、全市町村の 36%の普及にとどまっています。東日本大震災以後、より導入しやすい低廉な同報系防災行政無線の整備に係る要望が多数寄せられており、コスト低減が可能な、小規模な市町村にも導入しやすいデジタル方式の技術基準の導入が必要となっていました。」として、「60MHz 帯デジタル同報系防災行政無線の低廉化」について諮問している。その結果、「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術条件」のうち「60MHz 帯デジタル同報系防災行政無線の低廉化」に関する一部答申（平成 26 年 9 月 19 日情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告）が出された。これを受けて総務省では、</p>	<p>図表 2-(1)-⑤</p>
<p>電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令」（平成 27 年総務省令第 5 号）を公布、施行し、防災行政無線の更なる低廉化を図ることにより、市町村の財政的な負担を軽減することでデジタル方式の普及を推進することとしている（新方式は平成 28 年頃製品化見込み）。</p>	<p>図表 2-(1)-⑥</p>
<p>一方、九州総合通信局では、「市町村の同報系通信システム整備ガイドライン」（平成 23 年 7 月）を作成し、防災通信システムの整備の在り方や防災通信システムの事例を紹介するなど、地方公共団体における防災行政無線（同報系・移動系）をはじめとする防災通信システムのデジタル化を推進するほか、平成 27 年度の九州総合通信局重点施策「Ⅱ ICTによる防災、減災対策の推進」において、防災行政無線のより一層の整備とデジタル化を推進することとしている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑦ 図表 2-(1)-⑧</p>
<p>（災害時における固定電話の活用）</p> <p>携帯電話を所持していない者にとって固定電話は、災害等の発生により孤立した際の貴重な通信手段となるが、近年は、光回線を使用した IP 電話や、ファックス、留守録機能等の付加価値が付いた電話機が普及し、商用電源（電力事業者が提供する電源）がないと通話できない等の問題が発生している。これらを受けて、総務省及び九州総合通信局では、固定電話（IP 電話等）・ファックスには家庭の電気が必要である旨の注意喚起をホームページに掲載して周知するなどの広報を行っている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑨</p>
<p>また、前述した消防庁の事務連絡（「孤立するおそれのある地域における双方向</p>	<p>図表 2-(1)-③</p>

の情報連絡体制の再点検について)においても「固定電話を活用する場合には、停電時の利活用について再確認すること」が求められている。

(再掲)

【調査の結果】

今回、調査対象とした市町村(本項目については14)における防災行政無線の整備・活用状況、停電時における固定電話の不通に関する注意喚起の状況等を調査した結果は、次のとおりである。

ア 同報系防災行政無線の整備状況

九州7県233市町村のうち、平成27年3月末時点において、同報系防災行政無線の整備済みは205市町村で、整備率は88.0%となっている(全国の同整備率は82.0%)。このうち、デジタル方式を導入済み(一部導入済みを含む。)は106市町村で全市町村に占める割合は45.5%となっている(全国の同整備率は41.4%)。

図表2-(1)-⑩

デジタル方式を導入済みの市町村は、平成21年度末において38市町村であったものが、26年度末には106市町村と5年間で68市町村増加(2.8倍)しており、デジタル方式の導入が進んでいる状況がみられる。

調査対象14市町村のうち、デジタル方式の同報系防災行政無線を導入していない6市町村(平成27年12月末時点)では、その理由として、i)市町村の財政事情から判断して、デジタル方式導入の経済的負担が大きいこと(調査した市町村によると、親局8,000万円、屋外拡声子局500万円/基であり、人口10万人の都市の場合10億円程度の予算が必要)、ii)市町村合併に伴って、防災行政無線エリアが拡大することで整備費用が莫大となり断念せざるを得なくなったこと、iii)市町村合併に伴う新庁舎建設計画により防災行政無線の親局(災害対策本部)の設置場所が確定しないため防災行政無線の整備に遅滞が生じていること等を挙げている。

イ デジタル方式による双方向通話機能の導入状況及び活用状況

調査対象14市町村のうち、デジタル方式の同報系防災行政無線を導入済みである8市町村(平成27年12月末時点)のうち、7市町村において双方向の音声通話装置を整備し、孤立可能性集落等の住民との双方向通話が可能な環境を整備していた。これらの市町村の中には、災害等緊急時において双方向通話が円滑に実施できるよう、①自主防災組織における防災訓練に双方向通話装置を用いた通信訓練を組み入れている例、②簡易で分かりやすい操作手順書を作成の上、双方向通話装置が設置される外部接続箱に備え付けている例等がみられる一方、次のとおり、デジタル化のメリットである双方向通話機能が生かされていない例がみられた。

図表2-(1)-⑪

図表2-(1)-⑫

図表2-(1)-⑬

<p>① 孤立可能性集落等に屋外拡声子局を設置しているものの、双方向通話装置の機能を十分に理解していなかったため、同装置が取り付けられておらず、双方向通話ができないもの（1市町村。当該市町村は、平成28年度中に双方向通話装置を後付けする予定）</p>	<p>図表 2-(1)-⑭</p>
<p>② 屋外拡声子局に双方向通話装置が取り付けられているものの、孤立可能性集落等の地元住民（区代表者や自主防災組織の長等）が災害等緊急時に利用することを想定しておらず、双方向通話装置が格納されている外部接続箱の鍵を市町村のみで保管しているもの（3市町村）</p>	<p>図表 2-(1)-⑮</p>
<p>③ 孤立可能性集落等の地元住民（区代表者や自主防災組織の長等）が利用する環境は整備していたものの、地元での引継ぎや訓練が実施されていないため、災害等緊急時の円滑な使用が見込まれないもの（1市町村）</p>	
<p>これらの原因は、市町村の防災担当者が、屋外拡声子局に双方向通話装置を付加した場合、親局への通話が可能であることや、これにより災害現場の情報収集・伝達等にも活用できるといったことなどデジタル方式の同報系防災行政無線の有効な使い方や維持管理方法、さらに住民への普及方法について、必ずしも熟知していないことなどにあると考えられる。</p>	
<p>なお、屋外拡声子局に双方向通話装置は取り付けられているが、機器の操作が複雑な通話装置を配備しているため、親局（災害対策本部）への通報に時間がかかると思われるものもみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑯</p>
<p>ウ 停電時における固定電話の不通についての注意喚起</p>	
<p>調査対象市町村の集落の中には、実際に災害により孤立が発生した際に、停電等により、コンセント付きの多機能電話機は使用できなかったが、商用電源（電力事業者が供給する電力）を必要としない固定電話であれば外部と連絡することができたにもかかわらず、住民がその仕組みを知らなかったために連絡できなかったとする例もみられた。このことから、特に携帯電話を持たない者にとって、災害等が発生した際に固定電話が貴重な外部との通信手段となることから、停電時に、保有する固定電話が利用できるかどうかを事前に知っておくことが重要と考えられる。</p>	<p>図表 1-(1)-⑧ (再掲)</p>
<p>しかしながら、調査した全ての市町村において、こうした固定電話の停電時の利用可否の情報について、住民に対する注意喚起・広報（市町村広報紙掲載による広報や防災行政無線等による広報、防災訓練時の周知等）を行っているものはみられず、また、総務省による広報についても「知らなかった。」としている。</p>	

以上のとおり、デジタル方式の同報系防災行政無線を整備した市町村の中には、双方向通話装置が未導入であったり、導入済みであっても有効に活用していないものもみられることから、市町村に対して、その有効性の周知や活用方法等でのサポートを行うこと、また、固定電話（IP電話等）・ファックスには家庭の電気が必要である旨の一層の周知が必要と考えられる。

【改善意見】

したがって、九州総合通信局は、デジタル方式の同報系防災行政無線の双方向通話機能の有効活用等を図る観点から、県と連携を図り、引き続き市町村防災担当者会議等の機会を利用するなどして、次の措置を講ずる必要がある。

- ① デジタル方式の同報系防災行政無線について、市町村に対して、屋外拡声子局に双方向通話機能が付加できること、特に孤立可能性集落等においては、同機能の付加が有効な手段であることの周知を行うとともに、双方向通話機能等の活用方法や維持管理等の助言を行うこと。
- ② 固定電話の中には、停電時には利用できないものがあることについて、市町村広報紙等による住民への注意喚起を市町村に促すこと。

図表 2-(1)-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）

(情報の収集及び伝達等)
 第 51 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。
 2・3（略）

(注) 下線は当局が付した。

(参考) 「市町村地域防災計画」に記載されている通信手段

第 2 編 風水害対策編
 第 1 章 風水害予防計画
 第 18 節 情報通信施設等整備計画
 第 1 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。

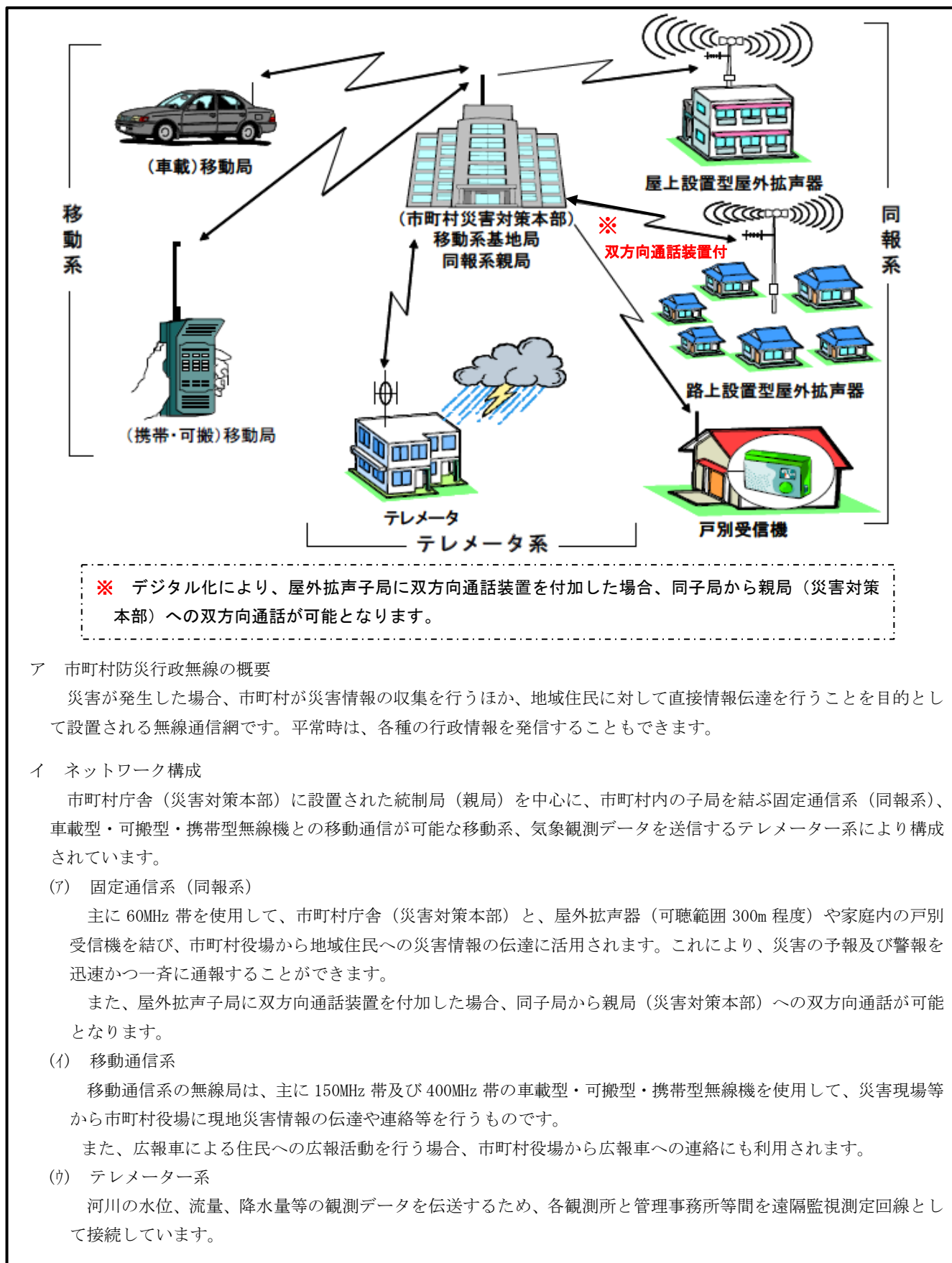
種 類	使用不能となる場合・特徴
<u>防災行政無線（同報系）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時には非常用電源で機能 ・<u>使用不能（輻輳状態）になりにくい。</u>
防災行政無線（移動系）	<ul style="list-style-type: none"> ・使用不能（輻輳状態）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時には非常用電源で機能 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA 無線（フクオカコミュニティ無線）	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時には非常用電源で機能 ・使用不能（輻輳状態）になりにくい。
N T T 加入電話（一般）	<ul style="list-style-type: none"> ・輻輳時には通信制限がかかる。 ・有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・停電時には交換機が停止しなければ使用可
I P 電話	<ul style="list-style-type: none"> ・輻輳時には通信制限がかかる。 ・有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・停電時には使用不可
携帯電話（一般）	<ul style="list-style-type: none"> ・輻輳時には通信制限がかかる可能性がある（メール通信は比較的有効）。 ・中継局の設備破損や停電時は不通（数時間は予備バッテリーで機能）
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
(災害時優先電話) N T T 加入電話 携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・回線輻輳時の発信が優先的

※ 輻輳（ふくそう）：交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し電話がつながり難く、発信規制がかかること。

(注) 1 調査対象市町村の地域防災計画による。

2 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-② 市町村防災行政無線の概念図



ア 市町村防災行政無線の概要

災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通信網です。平常時は、各種の行政情報を発信することもできます。

イ ネットワーク構成

市町村庁舎（災害対策本部）に設置された統制局（親局）を中心に、市町村内の子局を結ぶ固定通信系（同報系）、車載型・可搬型・携帯型無線機との移動通信が可能な移動系、気象観測データを送信するテレメーター系により構成されています。

(ア) 固定通信系（同報系）

主に 60MHz 帯を使用して、市町村庁舎（災害対策本部）と、屋外拡声器（可聴範囲 300m 程度）や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用されます。これにより、災害の予報及び警報を迅速かつ一斉に通報することができます。

また、屋外拡声子局に双方向通話装置を付加した場合、同子局から親局（災害対策本部）への双方向通話が可能となります。

(イ) 移動通信系

移動通信系の無線局は、主に 150MHz 帯及び 400MHz 帯の車載型・可搬型・携帯型無線機を使用して、災害現場から市町村役場に現地災害情報の伝達や連絡等を行うものです。

また、広報車による住民への広報活動を行う場合、市町村役場から広報車への連絡にも利用されます。

(ウ) テレメーター系

河川の水位、流量、降水量等の観測データを伝送するため、各観測所と管理事務所等間を遠隔監視測定回線として接続しています。

(注) 「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」(平成 27 年 7 月非常通信協議会)に基づき、当局が作成した。

図表 2-(1)-③ 「孤立するおそれのある地域における双方向の情報連絡体制の再点検について」
(平成 26 年 12 月 19 日付け消防庁防災情報室事務連絡) (抜粋)

事 務 連 絡

平成 26 年 12 月 19 日

各都道府県防災主管課長 様

消防庁防災情報室

孤立するおそれのある地域における双方向の情報連絡体制の再点検について

孤立するおそれのある地域の対策については、「降積雪期における防災態勢の強化等について」(平成 26 年 12 月 8 日付中防消第 21 号)において、食料、水、燃料等の十分な備蓄を図る普及啓発などに取り組んでいただいているところですが、今般の 12 月 5 日からの大雪に伴い、一部の市町において、孤立地域が発生し、さらに停電により IP 電話が一時的に使用できなくなったため、当該地域と連絡が取れなくなり、孤立地域に直接市町の職員を派遣し安否確認を行った事例が見られました。

つきましては、孤立するおそれのある地域の住民との間に、情報連絡体制が適切に取られているか、下記の点に留意して再度点検を行っていただき、大雪や土砂災害等により停電が発生した場合においても、孤立地域の住民との間で双方向の連絡が取れるよう対策を講じていただくようお願いします。

貴都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 各市町村においては、大雪や土砂災害時等に孤立するおそれのある地域において停電が発生した場合でも、双方向の情報連絡手段が確保されているか再度点検すること。この場合の双方向の情報連絡手段としては、固定電話、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線（移動系）、デジタル方式の防災行政無線（同報系）等があるが、以下の点に留意すること。
- 2 固定電話を活用する場合には、停電時の利活用について、再確認すること。また、停電や断線等により使用できない場合に備え、当該地域に居住する市町村職員や自治会長、自主防災組織のリーダー等の住民との連絡手段として、携帯電話等の代替手段を確保すること。
- 3・4 (略)
- 5 防災行政無線（移動系）、デジタル方式の防災行政無線（同報系）を整備している場合には、積極的に活用すること。デジタル方式の防災行政無線（同報系）においては、一般的に屋外拡声子局に双方向通話装置が設置されており、市町村役場と専用回線で通話が可能であることから、自治会長や自主防災組織のリーダー等と調整し活用に努めること。また、市町村自らが管理するこれらの手段については、機器の点検を行い、停電時でも確実に動作できるよう確認を行うこと。

(注) 1 下線は当局が付した。

- 2 福岡県では、上記通知を受けて、県内各市町村防災主管課長に対し、「孤立するおそれのある地域における双方向の情報連絡体制の再点検について」(平成 26 年 12 月 25 日付け 26 防企第 2131 号福岡県総務部防災危機管理局防災企画課長通知)を発出している。

図表 2-(1)-④ 「市町村デジタル同報通信システム推奨規格」(平成 15 年 4 月総務省推奨規格)
(抜粋)

第 1 章 一般事項

1.1 概要

本規格は、無線設備規則第 58 条の 2 の 12 に規定される 60MHz 帯における市町村デジタル防災無線通信方式の TDMA (Time Division Multiple Access) TDD (Time Division Duplex) 方式による防災行政用のデジタル同報通信システムの無線区間インターフェースを規定したものである。

1.2 適用範囲

(以下略)

(参考) 市町村デジタル同報通信システム (平成 15 年 7 月 29 日社団法人電波産業会)



ARIB STD-T86
(逆 替 版)

市町村デジタル同報通信システム
REGIONAL DIGITAL SIMULTANEOUS COMMUNICATION SYSTEM

標 準 規 格

ARIB STANDARD

[一部改定版]

ARIB STD-T86 3.0 版

平成 15 年 7 月 29 日 策 定
平成 17 年 11 月 30 日 2.0 改定
平成 19 年 5 月 29 日 3.0 改定

社 団 法 人 電 波 産 業 会
Association of Radio Industries and Businesses

(注) 1 九州総合通信局提供資料に基づき、当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

3 社団法人電波産業会は、現在は一般社団法人電波産業会という。

図表 2-(1)-⑤ 「60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の低廉化」の一部答申（平成 26 年 9 月 19 日情報通信審議会）の概要（抜粋）

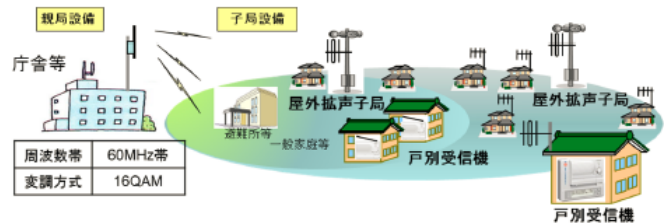
60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の低廉化検討の背景



検討開始の背景

○ 同報系防災行政無線は、屋外スピーカーや戸別受信機を通じ、地域住民が直接防災行政情報を取得するための重要な手段。

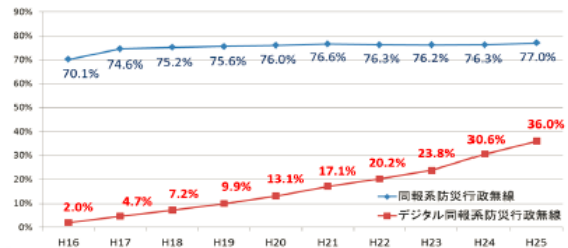
これまで、周波数の有効利用に向けデジタル化を推進。デジタル化により、音声のほか、画像や文字による周知、双方向機能を使った行政への連絡手段など多様な情報伝達に対応可能。



＜同報系防災行政無線のイメージ図＞

○ 現在、全市町村の80%弱まで普及。一方、デジタル方式は、制度導入後、約10年が経過も、その整備率は全体の36%にとどまる。

デジタル方式の整備費用が高額であることから、その低廉化への要望があった。



簡素かつ低廉な同報系防災行政無線システムの技術基準を策定

1

低廉化の方針



簡素な機能で低廉な費用の無線システムとするため、

- ① 機能については、音声と付加的機能に限定
ただし、J-ALERT連動は必須機能
- ② 所要受信機入力電圧を低減可能な方式を採用
⇒ 戸別受信機の外部アンテナ不要の地域を拡大
- ③ 時分割多元接続(多重化)方式は、採用しない

移動系で用いられている、
QPSK、4値FSK方式
を導入

(注) 情報通信審議会情報通信技術分科会（第104回）配付資料「陸上無線通信委員会報告（概要）」による。

図表 2-(1)-⑥ 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 5 号）（抜粋）

（無線設備規則の一部改正）

第 1 条 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 13 号中「変調方式が」の下に「四値周波数偏位変調、四相位相変調又は」を加える。

第 57 条の 3 ただし書中「次条に規定する無線局及び簡易無線局」を「簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局」に改める。

第 58 条の 2 の 3 の見出しを「(54MHz 以上の周波数の電波の無線電話又はテレメーターを使用する固定局の無線設備の条件)」に改め、同条中「2 以上の固定局が機能上一体となって通信係を構成する場合」を「固定局」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第 58 条の 2 の 12 第 1 号中「時分割多重方式又は時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式」を「単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式」に改め、同条第 2 号中「変調方式は、」の下に「四値周波数偏位変調、四相位相変調又は」を加え、同条第 3 号を次のように改める。

（以下略）

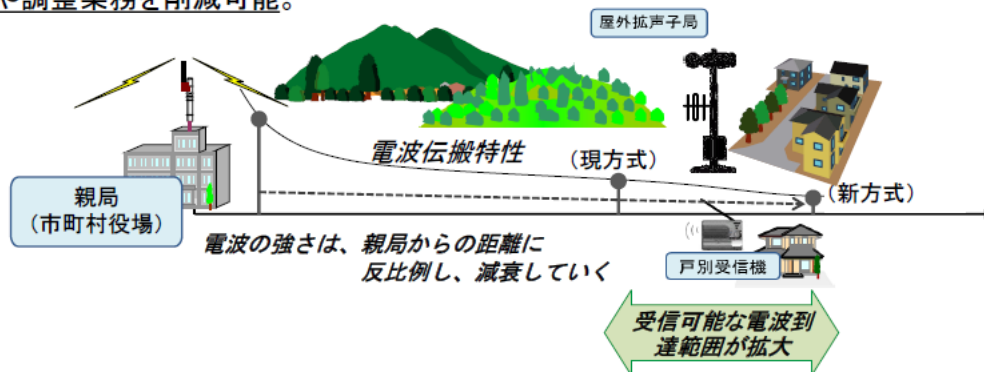
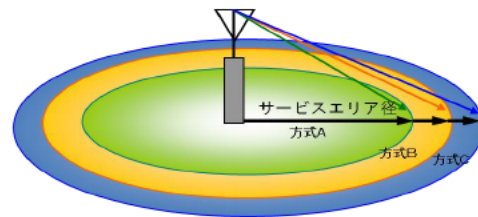
（注）下線は、当局が付した。

（参考）低廉な方式の導入の考え方

○ 現行方式(16QAM)よりも、QPSK方式、4値FSK方式では、機器コストの低廉化要素のほか、現行方式に比べて同一の回線条件(基準BER)における所要C/Nが低く、受信エリアを広くとることが可能。

その結果、戸別受信機受信端での受信機入力電圧に余裕が生じる。

○ その結果、戸別受信機の外部アンテナ不要箇所を広げることができ、受信宅での取付工事や調整業務を削減可能。



（注）総務省総合通信基盤局電波部重要無線室作成資料による。

図表 2-(1)-⑦ 「市町村の同報系通信システム整備ガイドライン」(平成 23 年 7 月九州総合通信局)
(抜粋)

2 同報系防災通信システム整備の在り方

市町村では、それぞれに地域の情報通信環境の違い、財政的な違いなどの様々な条件に応じながら、導入しやすい同報系防災通信システムを整備していくことが重要となります。また、住民の生命、財産の保全を目的とするシステムであることから、迅速、確実に情報を伝えることが必要です。

- ・ システムの特性の把握 (情報伝達の方法にあったシステムの選択)
- ・ 情報通信環境の確認 (地域内における既存システム、電気通信サービスの有無等の確認)
- ・ 経費の把握 (システムによる構築費、運営費の把握)
- ・ 情報伝達の確実性の検討 (システムの併用、設備の災害対策等の検討)

1 自営による同報系通信システム

市町村自らが施設整備、運用管理を行うシステムであり、初期費用及びランニングコストが発生する。

- ・ 市町村防災行政無線同報系 ・ 移動系無線の同報利用 ・ 公営ケーブルテレビ ・ 無線LAN、FWA利用システム 等

2 他の通信システムとの共用・活用

既存のシステムを利活用したり、他のコンテンツと併用して、同報系システムを構築する。

- ・ 移動系無線の同報利用 ・ 地域イントラネット ・ コミュニティ放送 ・ 公営ケーブルテレビ 等

3 他の自治体との共同利用

複数の市町村(協議会等も含む。)で設備や施設を設置・運用することにより、費用の効率化を図る。

- ・ 市町村防災行政無線同報系、移動系無線の同報利用 等

4 民間等の施設・サービスの活用

放送局、電気通信事業者等が設置・運営しているシステムを利活用したり、提供されているサービスを利用する。

- ・ 放送系(コミュニティ放送、ケーブルテレビの告知放送、地上デジタル放送)
- ・ 通信系(携帯メール、インターネット、オフトーク通信等)

5 確実な情報提供

災害時に住民に対して情報を確実に伝えるために、伝達手段に冗長性を持たせる。

- ・ 複数の通信手段の確保(複数のシステムの併用)
- ・ 通信設備の災害対策(予備機器、予備電源の設置、非常用可搬型通信設備の配備)

6

1. 60MHz帯デジタル同報系防災行政無線システム

デジタル同報無線の基本構成は、現行のアナログシステムと同様であり、役場内に設置される親局設備や中継局設備、避難場所ほかに設置される屋外拡声子局及び戸別受信機により構成。

双方向通信

役場と避難場所との情報連絡において、電話のように送信と受信を同時に行うことが可能

複数チャネル化

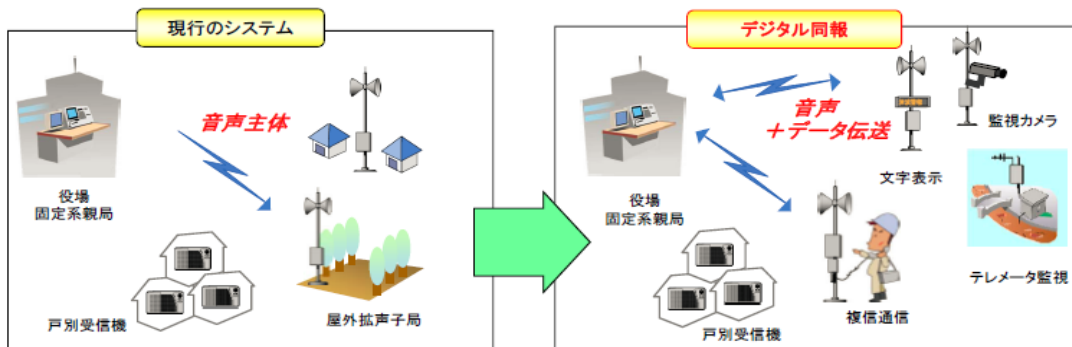
役場から住民への情報伝達中に、職員等の招集連絡または災害現場からの緊急通信が可能

データ通信

画像による情報収集ができるとともに、文字情報による伝達が可能

他システムとの親和性

各種情報データの伝送・蓄積・加工が容易



10

(注)「市町村の同報系通信システム整備ガイドライン」(平成 23 年 7 月九州総合通信局)による。

図表 2-(1)-⑧ 「平成 27 年度九州総合通信局重点施策」(抜粋)

II ICTによる防災、減災対策の推進

1 防災通信システム等の多様化・高度化の促進

地域の実情に応じた防災情報・通信システムの導入を促進するとともに、多様なメディアを通じて緊急性の高い情報を迅速かつ確実に伝えるLアラートの導入・利活用を促進します。また、被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、放送ネットワークの強靱化を推進します。

更に、迅速な消防・救急活動に資するための消防救急無線のデジタル化や、行政から住民への情報伝達手段の要となる防災行政無線のより一層の整備とデジタル化を推進します。

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-⑨ 総務省ホームページにおける固定電話等の停電時の注意喚起



電話・FAXにはご家庭の電気が必要です

固定電話・IP電話は停電時、加入電話の一部を除いて利用できなくなります。
携帯電話等の代替手段や、予備電源を準備しましょう。

○ **利用できる電話：電源コードが「ない」**

モジュラージャック
電話回線
電源コードのない固定電話

× **利用できないおそれのある電話：電源コードが「ある」**

モジュラージャックまたは電話接続ユニット
電話回線 光回線 等
IP電話の場合
予備電源 コンセント
電源コードのある固定電話、IP電話

停電対応の電話機は利用できます。平常時に電源コードを抜いても電話できるか確認しましょう。

★ **予備電源について**
家電量販店の震災・停電対策コーナー等でバッテリーやUPS(無停電電源装置)が市販されています。ご家庭全体の電力確保対策として、これらを導入される事も、ひとつの方法です。一部の電話会社でも、バッテリーを販売しています。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5111(代表)
総務省
MIC
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/teiden.html

停電時の固定電話・IP電話の利用について

○ **利用できる電話**

- 電話線のみ出ている電話機(コンセントに接続していない電話機)
- 停電対応の電話機(留守番応答機能等の無い単機能電話機等)
- 独自に予備電源等を接続した電話機

× **利用できない電話**

- 光回線を使用したIP電話
- ADSL回線を使用したIP電話
- CATV回線を使用した固定電話・IP電話
- ISDN
- 加入電話(コンセントから商用電源を使用する電話機の場合)

✓ **注意点**

- 停電復旧後も電話が通じない場合には、電話機の電源の抜き差しをお試しください。
- 停電時は電話が大変混み合うため、緊急の通話以外はお控えください。
- 電話機の仕様によっては、停電しても内蔵電池等によりダイヤル発信が可能なものもあります。平常時に電源コードを抜いても「ツー」という音が聞けてダイヤル発信が可能かどうか、試してみることをお勧めします。
- 家庭全体の電力確保対策の一つに、市販のバッテリーやUPS(無停電電源装置)の導入があります。

✓ **参考リンク**
停電時の利用の詳細は、加入先の電話会社のホームページ等でご確認ください。

NTT東日本	NTT西日本	NTTコミュニケーションズ	KDDI	ソフトバンクテレコム

各業界団体等でも、参考情報を掲載しています。

情報通信ネットワーク産業協会 電気通信事業者協会

総務省
MIC

(注) 総務省ホームページによる。

図表 2-(1)-⑩ 九州管内における市町村防災行政無線の整備状況（平成 27 年 3 月末時点）

（単位：市町村）

区 分	県下市 町村数 (A)	同報系防災行政無線整備済み市町村							平成 21 年度末 時点の デジタル 化済 市町村 (E)	平成 22 年度以 降デジ タル化 した市 町村数 (B+C-E)	平成 22 年度以 降(5年 間)の 増加割 合(倍) (B+C)/E
		デジ タル (B)	一 部 デ ジ タル (C)	MCA 無線	アナ ログ	計 (D)	D/A (%)	デジタ ル化率 (%) (B+C)/A			
福岡県	60	17	4	18	14	53	88.3	35.0	12	9	1.8
佐賀県	20	7	6	4	1	18	90.0	65.0	4	9	3.3
長崎県	21	6	7	0	5	18	85.7	61.9	2	11	6.5
熊本県	45	10	7	1	19	37	82.2	37.8	10	7	1.7
大分県	18	2	3	3	6	14	77.8	27.8	1	4	5.0
宮崎県	26	5	5	1	12	23	88.5	38.5	3	7	3.3
鹿児島県	43	5	22	2	13	42	97.7	62.8	6	21	4.5
九州計	233	52	54	29	70	205	88.0	45.5	38	68	2.8
(全国計)	1,741	720		708		1,428	82.0	41.4	—	—	—

(注) 1 九州総合通信局資料（九州管内における市町村防災行政無線の整備状況）に基づき、当局が作成した。

2 熊本県及び鹿児島県のMCA(※)整備済みの市町村数には、一部整備済みを含む。

3 デジタル化率には一部デジタルを含む。

※ 「MCA無線」は、一つの制御局を共同で利用する無線システムで、複数の通信チャンネルを多数の利用者が共用する移動通信システム（MCA方式といい、1制御局当たり概ね15km～30km内をカバー。タクシー等で用いられている。同時通話はできない。）

図表 2-(1)-⑪ 調査対象市町村における防災行政無線の整備状況（平成 27 年 12 月末時点）

（単位：市町村）

調査対象 市町村数	同報系防災行政無線					未整備
	デジタル		M C A 無線	アナログ	小計	
	全域	一部				
14	6 (6)	2 (1)	1	3	12 (7)	2

（注）1 当局の調査結果による。

2 表中の（ ）内は、双方向通話装置を整備している市町村数である。

3 未整備 2 市町村のうち 1 市町村は、コミュニティ FM を整備している。

図表 2 - (1) - ⑫ - i 双方向通話装置の円滑な活用に備えた取組事例

事例区分	整備年度 (平成)	双方向通話装置の活用状況
① 自主防災組織による防災訓練に双方向通話装置を用いた通話訓練を組み入れている例	24	孤立の可能性がある集落内の屋外拡声子局を中心に双方向通話装置も付加している。 市内の行政区(11)から毎年、2 行政区を選定して防災訓練を実施している。その際に双方向通話装置を使った通信・通話訓練を実施している。
② 簡易で分かりやすい操作手順書を作成の上、双方向通話装置が設置される外部接続箱に備え付けている例	25	設置した屋外拡声子局のうち、地元住民が利用可能な全ての子局に双方向通話装置を付加している。 市が誰にでも利用ができるように、簡易で分かりやすい操作手順書を作成して、外部接続箱内に収納している。 【図表 2-1-⑬参照】

（注）1 当局の調査結果による。

2 整備年度は、「デジタル方式の同報系防災行政無線」の整備年度を示す。

図表 2-(1)-⑫-ii 双方向通話装置が未導入又は地元住民の円滑な活用が懸念される事例

事例区分	整備年度 (平成)	双方向通話装置の活用状況		
		鍵の保管 (地元 住民等 が利用 可)	訓練	未導入又は地元住民の円滑な活用が懸念される状況
① 孤立可能性集落等に屋外拡声子局を設置しているものの、双方向通話装置の機能を十分に理解していなかったため、同装置が取り付けられておらず、双方向通話ができないもの	25	—	—	<p>整備した当時は、デジタル方式は、アナログ方式の精度がやや高まる程度の認識しかなく、双方向通話装置を整備していなかった。</p> <p>整備後に同設備の保守業者に相談して初めて屋外拡声子局であれば、双方向通話装置を付加できることを知り、平成28年度に双方向通話装置を追加整備する予定としている。</p> <p>デジタル方式のメリットを十分に理解できていれば後付する必要もなかったとしている。 【図表 2-(1)-⑭参照】</p>
② 屋外拡声子局に双方向通話装置が取り付けられているものの、孤立可能性集落等の住民が災害等緊急時に利用することを想定しておらず、通話装置が格納されている外部接続箱の鍵を市町村のみで保管しているもの	23	×	×	<p>外部接続箱（双方向通話装置を格納）の鍵を市町村役場が管理しているため、地元の区長等の利用はできない。特段、市町村で管理することに理由もなく、今回の当局の調査でデジタル方式のメリットについて再認識したので、地元で鍵を管理することを検討したいとしている。</p> <p>地元の代表者は、「数年前に屋外拡声子局の設置場所が数メートル移動したことは知っていたが、双方向通話ができる機能は知らなかった。孤立した場合、加入電話や携帯電話しか連絡手段がないと思っていたが、連絡手段が増えることはありがたい。」としている。 【図表 2-(1)-⑮参照】</p>
	25	×	×	<p>外部接続箱（双方向通話装置を格納）の鍵は市町村役場で管理している。元々、地元区長等が利用することは想定していない。</p> <p>まずは、屋外拡声子局からの音声による伝達を住民に慣れさせることが優先で、同子局からの「通話」は今後の課題であるとしている。</p>
	25	×	×	<p>支所内の一部の区長に外部接続箱（双方向通話装置を格納）の鍵を配布していなかった。次回の区長会で配布することとしたいとしている。</p>
③ 孤立可能性集落等の住民が利用する環境は整備していたものの、地元での引継ぎや訓練が実施されていないため、災害等緊急時の円滑な使用が見込まれないもの	23	○	×	<p>過去の災害を踏まえて、孤立可能性集落内に双方向通話装置を設置したとみられ、地元の区長に外部接続箱（双方向通話装置を格納）の鍵を預けられているものの、引継ぎや訓練がなされていないため、現在の区長は、外部接続箱の鍵がどれなのかわからない等、災害等緊急時の円滑な活用が懸念される。</p>


(注) 1 当局の調査結果による。

2 整備年度は、「デジタル方式の同報系防災行政無線」の整備年度を示す。


図表 2-(1)-⑬ 簡易で分かりやすい操作手順書を外部接続箱に備え付けているもの


(操作手順書 (取扱説明書) の記載内容)

防災行政無線用 外部接続箱 取扱説明書




電話機	市役所・支所及び消防と通話ができます
マイク	外に向けて音声の放送ができます
操作部	外に向けてチャイムやサイレンの放送ができます





操作部の「操作」スイッチは、通常は必ず『OFF』として下さい。誤動作により外へ放送されてしまう場合があります。

● 電話のかけ方



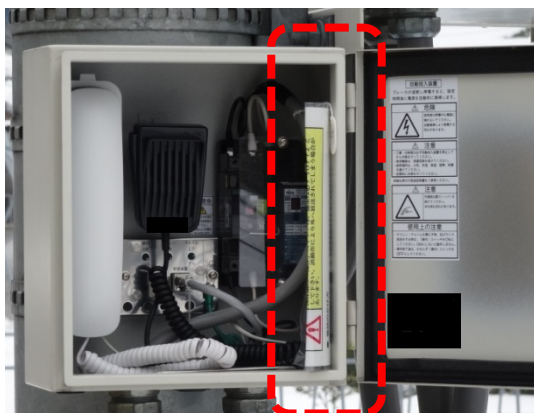
- ① 受話器を取ってダイヤルを押します。
- ② 4桁の電話番号を押します。
- ③ 無線接続のため、呼出に約10秒程度かかります。相手が出ましたら通話してください。
- ④ 通話が終わったら受話器を元に戻して下さい。

■電話番号

1101~1103		2001
1201		2002
1301		2003
1401		
1501		
1601	*子局間の通話はできません。	
1701		
1801		

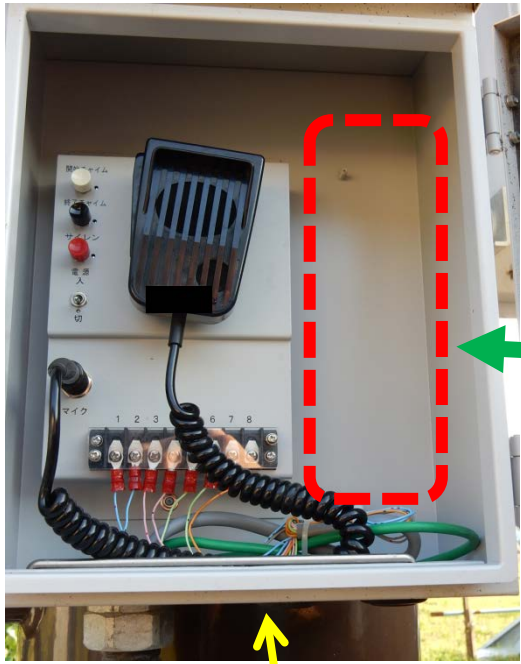



(外部接続箱内に収納されている操作手順書)

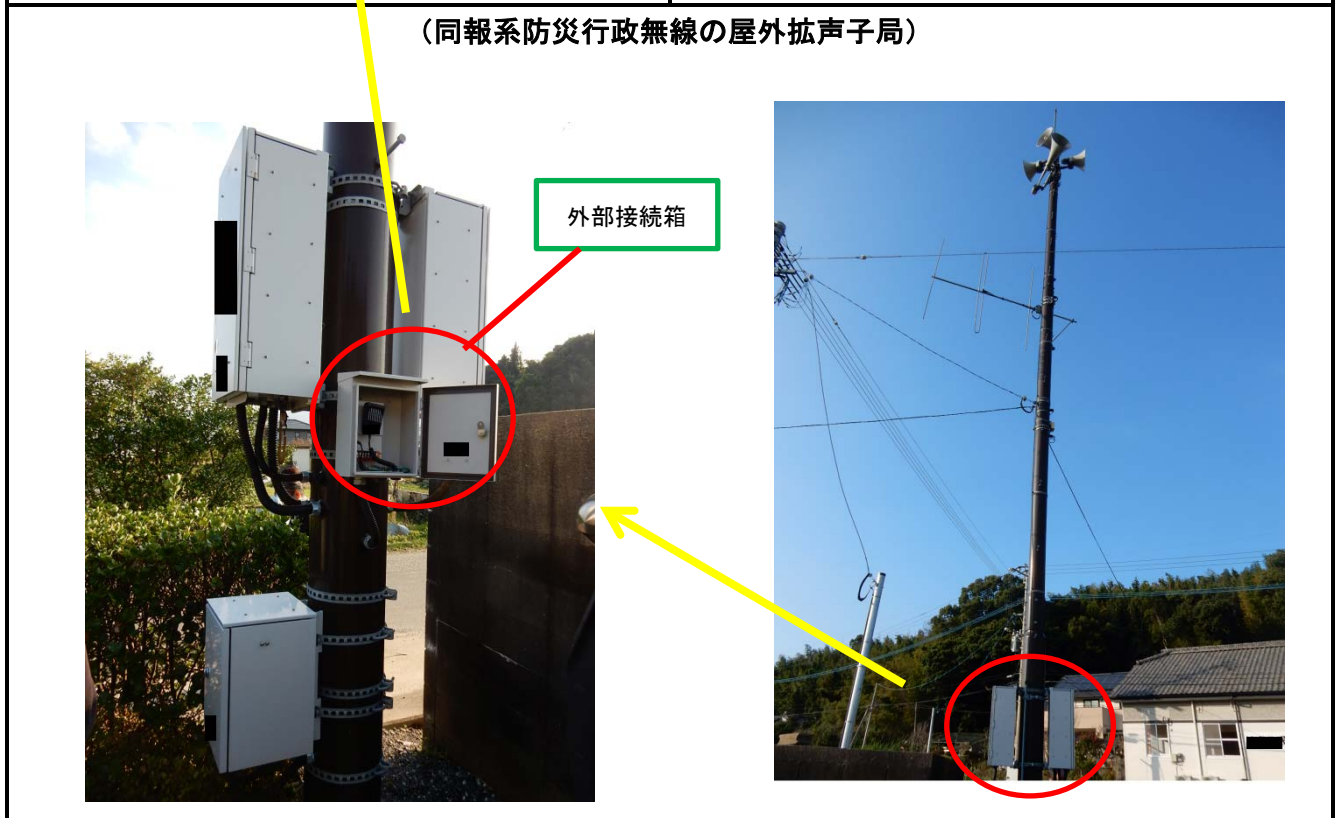


(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑭ 屋外拡声子局に双方向通話装置が取り付けられていないため双方向通話ができないもの

<p>● <u>双方向通話装置が付いていないため、双方向の通話ができない屋外拡声子局</u> (デジタル方式の同報系防災行政無線)</p>	<p>○ <u>双方向通話装置が付いており、双方向の通話ができる屋外拡声子局</u> (デジタル方式の同報系防災行政無線)</p>
	

(同報系防災行政無線の屋外拡声子局)



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑮ 外部接続箱（双方向通話装置格納）の鍵を市が保管しているため地元住民が利用できないもの

- 外部接続箱（双方向通話装置を格納）の鍵を市が保管しているため、地元住民が利用することができない屋外拡声子局（デジタル方式の同報系防災行政無線）



（鍵が開いた状態：双方向通話装置が格納）

（防災行政無線の屋外拡声子局）



（通常は鍵が閉まった状態）

（外部接続箱の鍵）



（注）当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑯ 操作方法が複雑で親局（災害対策本部）との連絡に時間がかかると思われるもの

○ 本局（災害対策本部）に連絡する場合、複数回の操作をしなければ通話することができないため、高齢者等が使用する際には、時間を要すると思われる屋外拡声子局（デジタル方式の同報系防災行政無線）

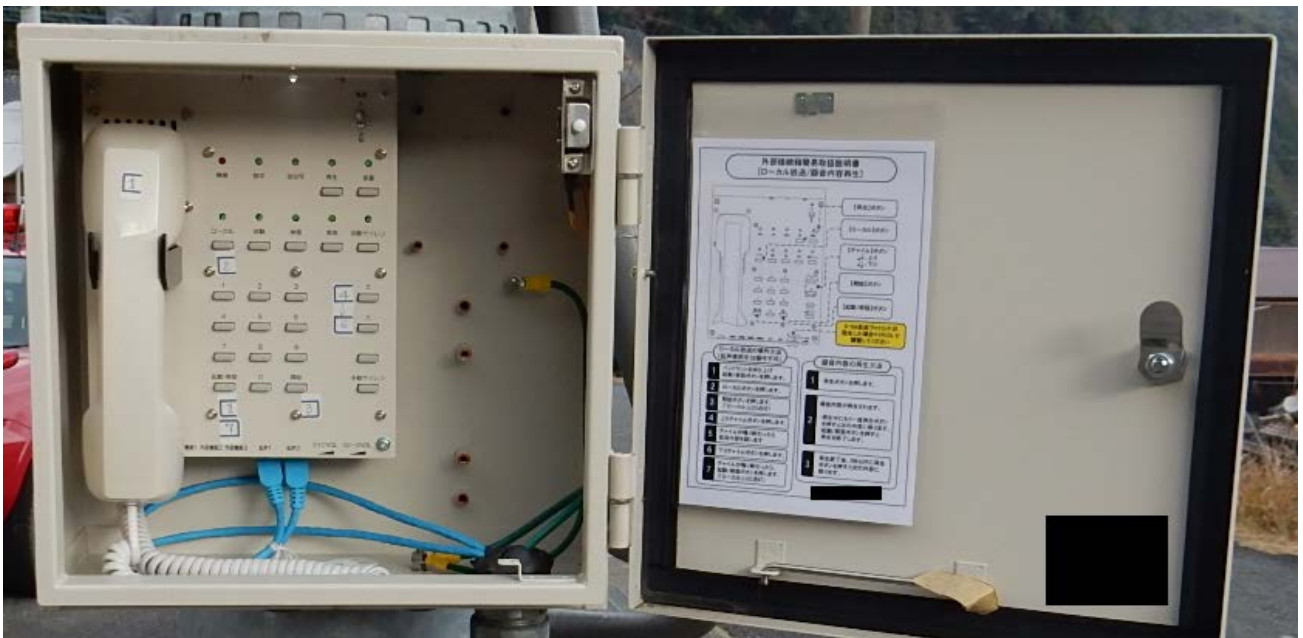
（外部接続箱に格納されている通話装置）



（通話の手順）

- ① 受話器をあげる
- ② “起動/終話” ボタンを押下
（ローカル/通話の各 LED の点滅を確認）
- ③ “緊急” ボタンを押下
- ④ 本局（1101）の電話番号を入力
- ⑤ 【呼出】“開始” ボタンを押下
（緊急/単信/通話の各 LED が点滅から点灯になったことを確認）
- ⑥ 【通話】
- ⑦ 【終話】“起動/終話” ボタンを押下

※左の番号は、ローカル放送（地区内のみ伝達）を行う場合に押下するボタン順に番号を付している。



※ 外部接続箱を開くと右側に操作手順書が収納されているが、記載された文字が小さく高齢者等は見えにくいと思われる。

（注）当局の調査結果による。

(2) 災害時優先電話の指定促進

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(指定対象機関の範囲)</p> <p>西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）などの電気通信事業者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項の規定により、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（以下「重要通信」という。）を優先的に取り扱わなければならないとされている。</p> <p>また、同条第2項の規定により、この場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止（以下「通信制限」という。）することができることとされており、同基準は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条第1号及び重要通信を行う機関を指定する件（平成21年総務省告示第113号）により、気象機関（気象庁等）、水防機関（内閣府等）、消防機関（消防庁等）、災害救助機関（国会、内閣官房、都道府県、市町村等）など16種の機関（以下「指定対象機関」という。）が「重要通信を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること」と規定されている（以下、指定対象機関が行う重要通信を「災害時優先通信」という。他の重要通信として110番などの「緊急通報」等がある。）。</p> <p>指定対象機関には、「その地方下部機関を含むものとする。」（平成21年総務省告示第113号の注1）ほか、「当該（指定対象）機関との間で協定又は契約を現に締結している法人（当該協定又は契約に基づき、当該（指定対象）機関に代わって重要通信を行う法人に限る。）を含むものとする。」（同注3）とされ、具体例として、注1により市町村が避難所として使用する地方下部機関である公民館、市民体育館等、注3により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく指定管理者等が挙げられる。</p> <p>(指定手続)</p> <p>市町村等の指定対象機関が災害時優先通信に用いる電話番号（以下「災害時優先電話」という。）は、同機関が電気通信事業者にあらかじめ申請し、指定を受けておく必要がある。災害時優先電話の指定や運用等は各電気通信事業者で実施しており、調査対象としたNTT西日本九州事業本部（以下「NTT九州事業本部」という。）では、原則として対象機関からの申出に基づき選定することとしている。</p> <p>また、NTT九州事業本部では、指定対象機関の災害時優先電話回線数の算出については、「設置場所毎に指定が可能」としている。</p> <p>(災害時の通信制限)</p>	<p>図表 2-(2)-①</p> <p>図表 2-(2)-②</p> <p>図表 2-(2)-③</p> <p>図表 2-(2)-④</p> <p>図表 2-(2)-⑤</p> <p>図表 2-(2)-⑥</p> <p>図表 2-(2)-⑦</p>

総務省ホームページでは、「災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがあります。）により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されますが、災害時優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができます。」とされ、東日本大震災の発生時には、固定電話で最大80%から90%、携帯電話で最大70%から95%の通信が制限されている。

図表 2-(2)-⑧

東日本大震災における情報収集体制・連絡体制に関する教訓として、①通信の輻輳等により、固定電話、携帯電話等はつながりにくい状況となったため、災害対策本部と災害対策地区本部（支所等に設置）、避難所、行政区長、民生委員等との間で連絡が取れない状態となり、情報の収集、伝達等に支障が生じた、②課題として災害時優先電話の確保等が挙げられている。

図表 2-(2)-⑨

九州地方においては、近年、通信制限が行われた災害はみられないものの、災害等緊急時における通信制限に備えて、市町村においては、災害対策本部と避難所間等における避難所運営や安否情報確認等の重要通信を双方向で行うために、災害対策本部のみならず、避難所等においてもあらかじめ災害時優先電話の指定を受けておくことが重要と考えられる。

（災害時優先電話の留意点）

N T Tグループのホームページでは、災害時優先電話を有効に活用するための留意点として、i) 防災訓練時に徹底した周知を行うなどして、日頃から災害時優先電話の設置場所を確認しておくこと、ii) 災害等緊急時に電話が殺到した場合に使用できないケースも考えられることから、災害時優先電話の電話番号は外部に公表しないことなどを注意喚起している。

図表 2-(2)-⑩

なお、総務省ホームページでは、「災害時優先電話は、あくまで電話を『優先』扱いするものであって、必ずつながることを保証するものではありません。」とされている。また、「指定対象機関に該当した場合であっても、保有する全ての電話回線が優先電話に割り当てられるわけではなく、法令に定める通信を行うための必要最低限の数に限られます（電気通信事業者の設備容量等の関係から、新規の優先電話の指定が難しい場合もあります。）」とされている。

【調査の結果】

今回、調査対象とした市町村（本項目については15）における災害時優先電話の指定状況、管理状況及びN T T九州事業本部における災害時優先電話の指定促進に向けた取組状況等を調査した結果は、次のとおりである。

ア 市町村地域防災計画において、災害時優先電話の指定促進を定め、災害対策基本法第49条の4第1項に基づく指定緊急避難場所及び同法第49条の7第1項に基づく指定避難所（以下、総称して「指定避難所等」という。）のほか、

図表 2-(2)-⑪

災害対策本部が設置される市町村庁舎及び庁舎被災時に代替施設となる分庁舎等の電話回線（固定電話）について、災害時優先電話の指定を受けている市町村がみられる一方、指定避難所等や分庁舎の回線について指定を受けていない市町村が数多くみられた。

(i) 指定避難所等（公民館、市民体育館等）の電話回線について、災害時優先電話の指定を受けていない市町村

（調査対象 15 市町村中 10 市町村（66.7%））

※ 調査対象とした 15 市町村の固定電話は、全てNTT西日本との契約であった。

(ii) 災害対策本部の代替施設（分庁舎等）の電話回線について、災害時優先電話の指定を受けていない市町村

（15 市町村のうち、代替施設を予定している 10 市町村中 6 市町村（60.0%））

なお、災害対策本部を設置する本庁舎について、災害時優先電話の指定を受けていない市町村も 1 市町村みられた。

イ 災害時優先電話に「災害時優先電話」等の識別シールを貼付するとともに、同電話の設置場所、電話番号を一覧表にして情報共有している市町村がみられる一方、指定に係る記録管理が不十分で、どの回線が災害時優先電話なのか識別できなくなっている市町村がみられた。

（調査対象 15 市町村中 4 市町村（26.7%））

※ 当該 4 市町村はNTT西日本各支店に照会の上、既に整理、改善済みである。

ウ 複数の電話回線を有しながら、災害時優先電話の番号を市町村役場への災害時緊急連絡先として防災マップ等に掲載し、市民に広く周知している市町村や、大代表の電話番号で災害時優先電話の指定を受けており、災害時に電話の殺到により災害時優先電話の使用が懸念される市町村もみられた。

これらの原因については、指定避難所等が災害時優先電話に未指定の全ての市町村において、「避難所である公民館等についても災害時優先電話の指定を受けられる可能性があることを知らなかった。」としているほか、指定避難所等である公民館等の管理、運営を指定管理者に行わせている市町村の中には、指定管理者が指定対象機関になり得ることを知らずに指定にちゅうちょしている状況もみられることから、平成 21 年総務省告示第 113 号により市町村の地方下部機関や指定管理者が管理、運営する施設であっても指定対象機関になり得ることなど、災害時優先電話の指定制度について市町村担当者が詳しく把握していないことにあると考えられる。

調査対象としたNTT九州事業本部においては、法令に基づく災害時優先電話制度が発足した当時の指定対象機関に対する周知状況は不明であるが、現在は、

図表 2-(2)-⑪

（再掲）

図表 2-(2)-⑫

図表 2-(2)-⑬

ホームページに災害時優先電話制度の概要を掲載しているものの、指定対象機関に対して特段の周知活動は実施しておらず、指定対象機関からの申出に応じて、法令で定められた指定対象機関かどうか等に基づき災害時優先電話の指定対応を行っている状況にある。

ちなみに、九州7県について、県ごとの加入電話等回線（NTT西日本）の全契約件数に占める災害時優先電話の契約件数の割合をみると、最も高い佐賀県の0.92%に対し、最も低い福岡県は0.32%と約3倍の開きがある。この原因について、NTT九州事業本部のほか、調査対象とした福岡県、佐賀県では、現在、災害時優先電話制度について、市町村等の指定対象機関に対する特段の周知活動は行っておらず、その理由は不明であるとしている。

なお、両県では、関係機関と協力して、例えば、定期的を開催する市町村防災担当者会議等の場を提供して災害時優先電話制度等の説明の時間を設けること、市町村に対し災害時優先電話制度等の周知文書を発出することも検討可能であるとしている。

【改善意見】

したがって、九州総合通信局は、市町村における災害時優先電話の指定の促進及び災害等緊急時における円滑な活用を図る観点から、市町村に対して、i) 災害時優先電話の指定対象機関には地方下部機関や指定管理者等が含まれること、ii) 災害時優先電話の電話番号は外部に公表しないことなど市町村が承知しておくべき情報について、より一層の周知に努めること。

図表 2-(2)-⑭

図表 2-(2)-① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（抜粋）

（重要通信の確保）

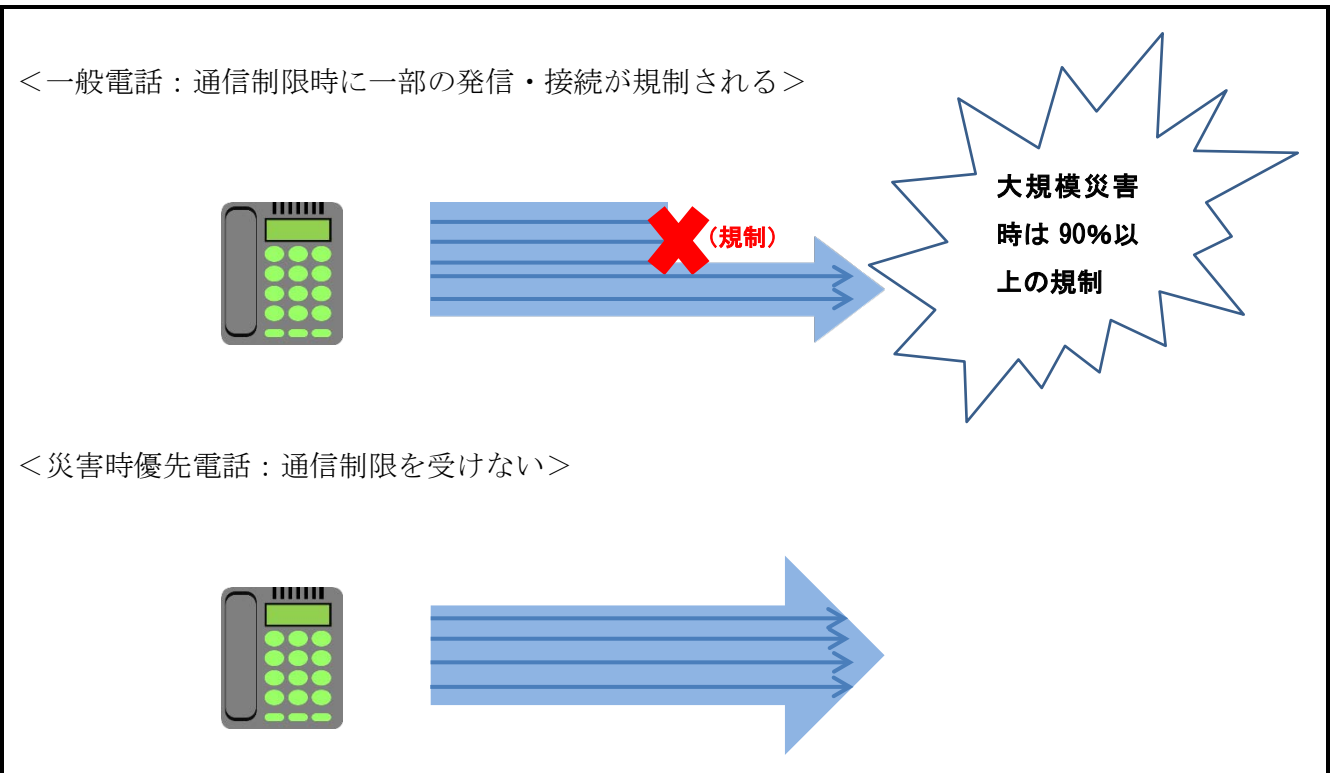
第 8 条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて総務省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

3 電気通信事業者は、第 1 項に規定する通信（以下「重要通信」という。）の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(2)-② 災害発生に係る通信制限時の一般電話及び災害時優先電話の発信・接続に係る取扱い



（注）総務省ホームページに基づき、当局が作成した。

図表 2-(2)-③ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）（抜粋）

(業務の停止)

第 56 条 法第 8 条第 2 項の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる機関であつて総務大臣が別に告示により指定するものが重要通信を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること。

- イ 気象機関
- ロ 水防機関
- ハ 消防機関
- ニ 災害救助機関
- ホ 秩序の維持に直接関係がある機関
- ヘ 防衛に直接関係がある機関
- ト 海上の保安に直接関係がある機関
- チ 輸送の確保に直接関係がある機関
- リ 通信役務の提供に直接関係がある機関
- ヌ 電力の供給に直接関係がある機関
- ル 水道の供給に直接関係がある機関
- ヲ ガスの供給に直接関係がある機関
- ワ 選挙管理機関
- カ 新聞社等の機関
- ヨ 金融機関
- タ その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

二 前号の場合において、停止又は制限される通信は、重要通信を確保するため必要最小限のものでなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-④ 重要通信を行う機関を指定する件（平成 21 年総務省告示第 113 号）（抜粋）

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関を次のように定める。

なお、平成 17 年総務省告示第 584 号（重要通信を行う機関を指定する件）は廃止する。

分類	対象機関
(略)	(略)
<u>災害救助機関</u>	国会 内閣官房 独立行政法人都市再生機構 都道府県 市町村 (略) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校 (以下略)
(略)	(略)

注 1 右の対象機関には、その地方下部機関を含むものとする。

2 右の対象機関には、迅速かつ的確な防災対策を実施するため特に必要な指揮監督責任者を含むものとする。

3 右の対象機関には、当該機関との間で協定又は契約を現に締結している法人（当該協定又は契約に基づき、当該機関に代わって重要通信を行う法人に限る。）を含むものとする。

(注) 1 下線は当局が付した。

2 本告示は、阪神・淡路大震災を受けて平成 8 年に示されたのが最初である（平成 8 年郵政省告示第 460 号）

V 災害時優先電話

災害時優先電話

地震、集中豪雨、台風等で被害が発生した場合には、被災地への安否の確認や、見舞いの電話などにより、普段の数十倍もの電話が殺到するため、当該地域を収容する交換機が、大量の電話をさばききれなくなり、電話がつながりにくくなるといった状況が発生します。

そのような状況においても、電気通信事業者は災害の救済や復旧、交通、電力の供給の確保等に必要通信(重要通信)を確保するために、法令(電気通信事業法第 8 条)においてそのような通信を優先的に取り扱うことが定められており、これに基づき一般電話に優先して発信できる電話を災害時優先電話と称しています。

災害時優先電話の設置可能対象機関

災害時優先電話は、法令(電気通信事業法施行規則第 56 条)に定められた機関を対象に設置でき、当該機関の一部の電話回線がこの機能を有しています。

災害時優先電話の設置対象機関 (電気通信事業法施行規則第 56 条)

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力・水道・ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

災害時優先電話の確認

各地方公共団体は、災害時優先電話の設置対象機関となっていますが、どの電話が災害時優先電話に設定されているか、平素から確認しておくことが必要です。災害に備え、事前に“災害時優先電話”回線を利用している電話機にシール等の目印を付けておくことをお勧めします。

災害時優先電話の有効的な利用

災害時優先電話は、優先的に接続されるよう通信が特別に扱われるものですが、着信電話としては有効でないこと、また被災状況により他の携帯電話会社や、固定電話会社の着信に規制がかかるような場合、必ずつながることを保証するものではありません。平素より、他の方法による災害時の通信手段を検討しておくことが必要です。

図表 2-(2)-⑥ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～11 （略）

（注） 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-⑦ NTT九州事業本部における災害時優先電話の指定回線数の算出方法

指定単位の考え方

各指定対象機関の災害時優先電話回線数は設置場所毎に所有回線数に応じた上限数の範囲内で指定する。ただし、警察、消防機関については、2 倍を限度として指定することができる。

（注） NTT九州事業本部提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 2-(2)-⑧ 「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」 答申
(平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会) (抜粋)

第 1 章 はじめに

第 1 節 検討の経緯

(略)

平成 23 年 3 月の東日本大震災の際には、地震が発生した 3 月 11 日の電話の発信呼数をみると、被災エリアである宮城県向けの通話については、全国からのものが平常時の約 9 倍、県内発のものが平常時の約 4 倍になる一方、東京都向けの通話については、全国からのもの及び都内発のものが約 4 倍となるなど、利用者からの電話の発信が急増し、固定電話では最大 80%~90%、携帯電話では最大 70%~95%の通信規制が実施された。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-⑨ 東日本大震災における情報収集・連絡体制に関する教訓

区 分	内 容
岩 手 県	<p>東日本大震災においては、発災直後、大規模停電、非常用電源の浸水、通信設備の損壊・流失などにより情報通信機能が不全となり、沿岸市町村等との通信が途絶し、被害状況、救助要請、支援物資要請等の情報収集が困難になった。</p> <p>このため、課題として、<u>①切れにくい通信回線又は切断時の迅速な復旧手段の確保、②防災拠点の通信設備の被災・流失対策、③衛星通信設備の保管対策・浸水対策、④災害時における通信システムの確保、⑤単一の通信手段に依存しない、重層的な情報収集体制の確立、⑥災害時優先電話の確保、⑦非常時の通信手段についての使用訓練等、⑧非常用電源及び発電機用備蓄燃料の確保が挙げられる。</u></p>
福 島 県 い わ き 市	<p>発災後、<u>通信の輻輳、停電による交換局及び基地局の機能停止等により、固定電話、携帯電話等はつながりにくい状況となった。</u>このため、<u>災害対策本部と災害対策地区本部（支所等 13 か所に設置）、避難所、行政区長、民生委員等との間で連絡が取れない状態となり、情報の収集、伝達等に支障が生じた。</u></p>

(注) 1 震災対策の推進に関する行政評価・監視結果報告書（平成 26 年 6 月総務省行政評価局）から抜粋した。

2 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-⑩ 総務省及びNTTが示す災害時優先電話の主な特色、留意点等

事 項	特色、留意点等
1 利用には電気通信事業者へ事前の申込みが必要です。	<p>災害時優先電話の利用には電気通信事業者へ事前の申込みが必要ですが、対象は法令で定める指定対象機関に限られます。</p> <p>また、指定対象機関に該当した場合であっても、保有する全ての電話回線が優先電話に割り当てられるわけではなく、法令に定める通信を行うための必要最低限の数に限られます(電気通信事業者の設備容量等の関係から、新規の優先電話の指定が難しい場合もあります)。</p> <p>なお、災害時優先電話の指定や運用等は各電気通信事業者で実施していますので、詳細についてはご利用の電気通信事業者にお問い合わせください。</p>
2 必ずつながることを保証するものではありません。	<p>災害時優先電話は、あくまで電話を「優先」扱いするものであって、必ずつながることを保証するものではありません。災害時の通信手段については、優先電話のみに頼ることなく、衛星電話、専用線、自営無線等の複数の通信システムの活用とあわせ、防災機関等において適切に確保していただきますようお願いいたします。</p>
3 日頃から、災害時優先電話の設置場所をご確認ください。	<p>災害時に備えて災害時優先電話の設置場所を確認してください。例えば、2階のフロアに災害時優先電話が設置されているにも関わらず、災害対策本部が3階に設置されたのでは有効に活用できません。日頃から設置場所を確認し、さらに防災訓練時には徹底した周知を行ってください。</p>
4 電話番号は外部に公表しないでください。	<p>災害時優先電話の電話番号を外部に公表すると電話が殺到した場合に、使用できないケースも考えられます。外部に公表するのは避けてください。</p>

(注) 総務省及びNTTグループのホームページ掲載内容に基づき、当局が作成した。

図表 2-(2)-⑪ 調査対象市町村における災害時優先電話の指定及び電話番号管理の状況

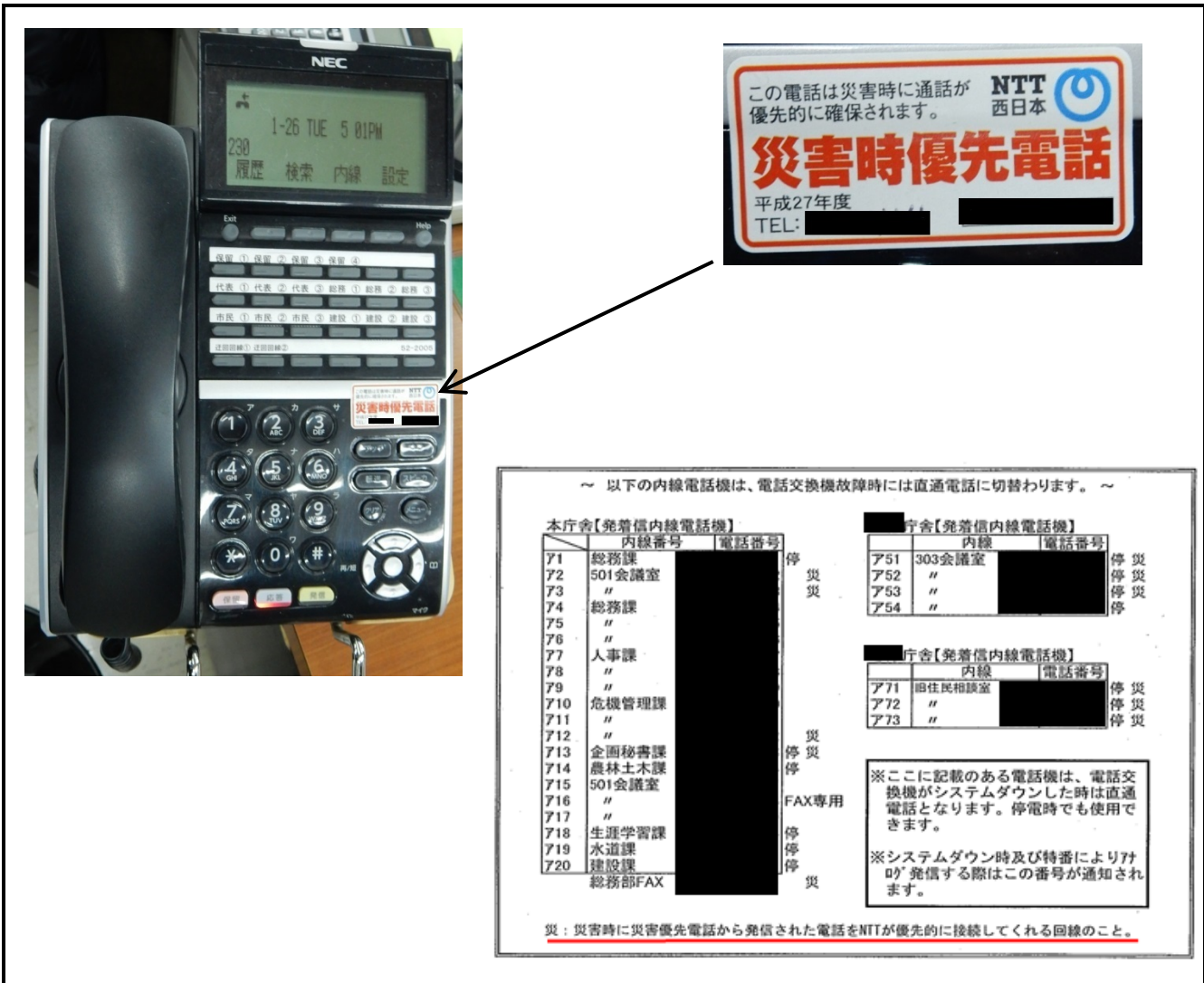
区 分	該当市町村数 (比率)	備 考
調査対象市町村数	15 (100.0%)	孤立可能性集落、過疎高齢化地域を多く有する九州地方の市町村から抽出した。 <u>15 市町村とも固定電話はNTT西日本との契約である。</u>
1 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所 (注 2) の電話回線について、災害時優先電話の指定を受けていない市町村	10 (66.7%)	複数ある指定避難所等の全てについて指定を受けていない市町村を計上した (別途指定対象機関とされている学校を除く。) 未指定の理由は、市町村の担当者が <u>避難所となる公民館、市民体育館などの下部機関や指定管理者について指定対象になり得ることを知らなかったため。</u>
2 災害対策本部の代替施設 (分庁舎等) の電話回線について、災害時優先電話の指定を受けていない市町村	6 (60.0%) ※	※比率は、調査対象 15 市町村のうち、災害対策本部の代替施設を予定している 10 市町村に対するものである。
3 災害対策本部を置く市町村本庁舎の電話回線について、災害時優先電話の指定を受けていない市町村	1 (6.7%)	
4 シール貼付やリストを作成していないなど災害時優先電話の指定に係る記録管理が不十分で、どの回線が災害時優先電話なのか識別できなくなっている市町村	4 (26.7%)	該当の 4 市町村は、当局の調査を契機にNTT西日本各支店等に照会の上、既に整理、改善済みである。 <u>NTT西日本では、契約者からの要望に基づき、現在設置されている災害時優先電話の電話番号等についての周知を毎年実施している。</u>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「指定緊急避難場所」は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定。「指定避難所」は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定

3 調査対象 15 市町村のうち 13 市町村は、地域防災計画において、災害時優先電話の指定を受け、緊急連絡体制の確立を図ることとしている。

図表 2-(2)-⑫ シールの貼付、リスト化により災害時優先電話の識別（情報共有）が可能となっている例



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑬ 災害時優先電話の番号を外部に公表している例

災害時優先電話の電話番号を外部に公表すると電話が殺到した場合に使用できないケースも考えられるため、外部への公表は避ける必要があるが、他に一般回線を有しながら災害時優先電話の番号を市町村への災害時緊急連絡先として防災マップ等に掲載し、住民に広く周知している例、市町村の大代表の電話番号で災害時優先電話の指定を受けている例が見受けられた。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑭ 九州地方における県別の災害時優先電話の契約件数（NTT西日本）

（平成 27 年 3 月末時点）

区 分	災害時優先電話の 契約件数 a	全ての契約件数 b	a / b (%)
福岡県	4,918	1,539,761	0.32
佐賀県	2,202	239,911	0.92
長崎県	3,743	478,833	0.78
熊本県	4,771	587,496	0.81
大分県	3,456	414,146	0.83
宮崎県	2,918	369,812	0.79
鹿児島県	4,938	611,893	0.81
合計	26,946	4,241,852	0.64

（注）1 NTT九州事業本部提出資料に基づき、当局が作成した。

2 全ての契約件数には、INS及びひかり電話（CH数）を含む。

(3) 第一種公衆電話の災害等緊急時における活用環境の整備

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】 (公衆電話の設置台数)</p> <p>「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申（平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会。以下「公衆電話の在り方答申」という。）では、「公衆電話は、戸外における最低限の通信手段であり、全数が災害時優先電話であること、その設置されている区域が停電しても局給電がされること等から、災害等緊急時においても有効な役割を果たすことが期待されるものである。」とされるとともに、「近年の携帯電話の普及とその機能の高度化等に伴い、常設の公衆電話の役割は従前に比べて低下しているとの指摘もあるが、東日本大震災を契機として、その社会インフラとしての重要性が改めて認識された」とされている（「第 1 章第 1 節 検討の経緯」）。</p> <p>NTT西日本は、公衆電話の設置について、「その利用度にかかわらず、もっぱら社会生活上の安全や戸外における最低限の通信手段の確保に着目して設置」するものと位置付けた第一種公衆電話と、「より多くの人に便利に使われ、結果としてより多くの収益が上がるとの観点から設置」する第二種公衆電話に分けて設置管理することとしている。</p> <p>このうち、第一種公衆電話については、i) 社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においては、おおむね 500m 四方に 1 台、その他の地域においては、おおむね 1 km 四方に 1 台の基準を目安に、設置の必要性、利用者の利便性、路上用地確保の可否等、地域の実態に応じて設置することに加えて、ii) ユニバーサルサービス制度（注）の対象基準として示された平成 17 年総務省告示第 1379 号に基づく都道府県別のメッシュカバー率を維持することとされており、NTT西日本管内では 5 万 672 台が維持されている。</p> <p>（注）基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）として位置付けられている加入電話、公衆電話、緊急通報を全国どの世帯でも公平で安定的に利用できるよう、ユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な費用を、固定電話、携帯電話、PHS、IP 電話などの電話会社各社で応分に出し合う「基金制度」で、NTT西日本では平成 19 年 1 月から適用を受けている。</p> <p>なお、公衆電話の在り方答申においては、「東日本大震災の際には地震発生直後から常設の公衆電話の通信回数が大きな伸びをみせたことなど、公衆電話は、（中略）災害等緊急時において有効な通信手段であることが改めて確認され、今後も災害等緊急時にはこれまで以上の役割を果たすことが期待される。」「他方、維持すべき第一種公衆電話の台数を拡充する場合には、第一種公衆電話を新設して対応するとすれば、初期投資として相当程度の費用が必要」となり、「平時における</p>	<p>図表 2-(3)-①</p> <p>図表 2-(3)-②</p> <p>図表 2-(3)-③</p> <p>図表 2-(3)-④</p>

常設の公衆電話の利用状況から見れば、こうした負担をかけてまで維持すべき台数の拡充を行う必要はないものと考えられる。」として、「現在の台数（10.9万台（NTT西日本管内では5万672台）を維持するべきである。」とされ、第一種公衆電話台数については、下限数のみならず上限数についても制約の考え方が示されている（「第2章第2節(2)常設の公衆電話の台数の在り方」）。

（第一種公衆電話の設置場所）

NTT西日本では、第一種公衆電話の設置場所については、利用者の利便性等を考慮して設置している、鉄道駅構内や空港ターミナル等の交通機関、地下街、デパート、総合病院等の人の多く集まる場所、並びに、設置の必要性はあるものの路上用地の確保が困難な場所で、やむを得ず屋内等に設置しているものは除くものの、「不特定多数の誰でもが終日（24時間）利用可能な場所に設置することを原則」としている。

また、受託者都合、道路拡張等で第一種公衆電話が廃止となった場合は、同一メッシュあるいは、近隣メッシュから選定、指定替えをすることとしているほか、遊戯施設、寮・社宅等の屋内などについては、第一種公衆電話の設置場所として「ふさわしくない場所」としている。

（公衆電話の設置場所等のウェブページでの公開、市町村における活用）

公衆電話の在り方答申では、「公衆電話の設置場所を公開することは、平時の利用者の利便性向上や公衆電話の利用促進につながるほか、東日本大震災を契機として、公衆電話の社会インフラとしての重要性が再認識されたことを踏まえると、利用者や自治体が予め災害等緊急時に備えることに資するものである」とされ、NTT西日本では、平成24年6月から、個々の常設の公衆電話の設置場所、終日（24時間）利用の可否等について、ウェブページ（地図上への表示）により公開している。また、同答申では「自治体の作成する防災マップやウェブページの防災情報等に常設の公衆電話の設置場所を掲載することは、住民が災害等緊急時に備える等の目的に資するものである」ことから、「自治体等の公的機関からの要望があれば、積極的に常設の公衆電話の設置場所に関する情報について、その利用に資する形で提供することが望ましい」とされ、市町村等と連携した公衆電話の設置場所の情報の提供について提言している（「第2章第4節1公衆電話の設置場所の情報の提供」）。

（公衆電話の設置に関する行政相談）

平成25年以降、当局（管内行政評価事務所を含む。）に、「公衆電話は、災害時に重要な役割を果たすので、危機管理のために継続して設置すべきである」等の公衆電話の設置に関する行政相談の申出が4件寄せられている。

図表 2-(3)-③
(再掲)

図表 2-(3)-⑤

図表 2-(3)-⑥

図表 2-(3)-⑦

以上のとおり、今後は、ユニバーサルサービス制度等によって設置台数が維持されている第一種公衆電話を社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保するために、より有効に活用することができる環境を整備しておくことが一層重要となっている。

そのためには、限られた第一種公衆電話を、i) 不特定多数の誰でもが終日(24時間)利用可能な場所に原則、設置すること、ii) 市町村等からの要望に基づき、公衆電話の災害等緊急時における有効性や、個々の公衆電話の設置場所等の情報を広く住民に周知することが求められている。

【調査の結果】

今回、NTT九州事業本部における公衆電話の設置台数の推移、終日(24時間)利用が可能な第一種公衆電話の設置状況及び調査対象とした市町村(本項目については14)における災害等緊急時の公衆電話の活用方針を調査した結果は、次のとおりである。

ア 公衆電話の設置台数の推移

(ア) 公衆電話の大幅減少

九州7県における公衆電話の設置台数の推移をみると、第一種公衆電話はユニバーサルサービスとして設置台数(8,676台)が維持されているものの、第二種公衆電話は電話事業の収支の改善を図るため月平均利用額が少ないものが多数廃止されていることから、公衆電話の設置総数は、いずれの県においても最近10年間で大幅に減少している。7県合計では、平成18年3月末に4万4,955台であったものが、23年3月末には64.8%の2万9,112台、27年12月末には43.3%の1万9,473台となっている。

図表 2-(3)-⑧

(イ) 公衆電話が設置されていないメッシュ(地区)の増加

九州7県では、第二種公衆電話が大幅に減少していることに伴い、公衆電話が設置されていないメッシュ数が増加している。このため、総メッシュ数に占める公衆電話が設置されていないメッシュ数の割合は、平成18年3月末に61.7%であったものが、23年3月末には64.8%、27年12月末には68.9%と増加している。

図表 2-(3)-⑨

(ウ) 終日(24時間)利用が可能な第一種公衆電話の減少

九州7県では、平成27年12月末時点において、第一種公衆電話(8,676台)の91.8%(7,966台)が終日(24時間)利用可能であるが、これを県別にみると、宮崎県では76.1%(1,417台のうち1,079台)と低く、4台に1台が終日(24時間)利用が不可能となっている。

図表 2-(3)-⑩

一方、大分県では99.8%、熊本県では98.8%と、ほぼ全ての第一種公衆電

話の終日（24 時間）利用が可能となっている。

また、直近 5 年間（平成 23 年 3 月末から 27 年 12 月末まで）の推移をみると、終日（24 時間）利用が可能な第一種公衆電話の台数が増加している県はなく、九州 7 県の全てで減少している。

これについても、大分県及び熊本県では減少数が 10 台未満とほぼ現状維持であるのに対して、宮崎県では約 1 割に当たる 110 台が減少しており、他県に比べ減少が著しい。

N T T九州事業本部では、終日（24 時間）利用が可能な場所に設置することを原則とされているながら、全ての県で終日（24 時間）利用が可能な第一種公衆電話が減少している原因について、「道路拡張等で第一種公衆電話が廃止となった場合には、同一メッシュあるいは近隣メッシュから指定替えすることとしているが、指定替えに適した第二種公衆電話が少なく、また、メッシュカバー率を維持するために、利用者の利便性、設置の必要性の観点等から、終日（24 時間）利用が可能でない場所に指定替えをすることもあるためと考えられる。」としている。

また、N T T九州事業本部では、宮崎県において終日（24 時間）利用が可能な第一種公衆電話の割合が著しく低い原因について、「宮崎県では、災害発生時の避難場所として重要な拠点となるとの考え方から、小学校や中学校に設置された公衆電話を第一種公衆電話に指定していることが多い。このため、学校が閉まっている時間帯には利用できないことから、終日（24 時間）利用が可能な第一種公衆電話の割合が他県に比べて低くなっている。また、学校以外に設置された第一種公衆電話についても、第一種公衆電話への指定替えに適した終日（24 時間）利用が可能な第二種公衆電話が著しく少ないことから、終日（24 時間）利用が可能な第一種公衆電話の割合が低くなっていると考えられる。」としている。

しかしながら、N T T九州事業本部においては、少なくとも平成 25 年以降は、十分に指定替えの余地についての検証は行われておらず、当局において、九州 7 県内の終日（24 時間）利用が可能でない第一種公衆電話 710 台のうち 137 台（福岡市、佐賀市及び宮崎市）について、近隣の終日（24 時間）利用が可能な公衆電話の設置状況等を確認した結果、次のとおり、指定替えについて検証を行う余地が認められる。

- ① 同一メッシュ又は近隣メッシュに、終日（24 時間）利用可能な公衆電話（種別は不明）が設置（51 か所）
- ② 遊戯施設、寮・社宅等の屋内などの第一種公衆電話としてふさわしくない場所に設置（9 か所）

イ 市町村における災害等緊急時の公衆電話の活用方針

N T T九州事業本部では、利用者に対する公衆電話の設置場所等の情報公開

図表 2-(3)-⑪

図表 2-(3)-⑫

図表 2-(3)-⑬

についてはウェブページを用いて実施しているほか、市町村からの要望に応じて設置場所等の情報提供を実施しているとしている。

しかしながら、今回、調査対象とした14市町村においては、公衆電話の在り方答申や、同答申を踏まえた近年のNTT西日本の取組において示されている次の事項について把握している防災担当者はみられなかった。

- ① 東日本大震災を契機に公衆電話の社会インフラ（災害等緊急時における通信手段）としての重要性が再認識され、NTT西日本ではウェブページで公衆電話の設置場所等の情報を公開していること。
- ② 自治体の作成する防災マップやウェブページの防災情報等に常設の公衆電話の設置場所を掲載することは、住民が災害等緊急時に備える等の目的に資するものとされていること。

また、今回当局が、上記①及び②に関して取組の必要性を調査対象14市町村のうち8市町村から聴取したところ、全ての市町村から、「今後、地域防災計画等を改定する際に、公衆電話の災害等緊急時における有効性を記載するか検討したい。」、「公衆電話の災害等緊急時における有効性や、公衆電話の設置場所情報についての、防災マップへの掲載、防災訓練等での周知について検討の余地がある。」旨の意見が聞かれた。

なお、自主防災組織によっては、独自に把握した公衆電話の設置場所情報を地区住民向けのローカル防災マップに掲載している例もみられ、NTT西日本による公衆電話の設置場所の公開等の取組が今後も有効に活用される状況が見受けられた。

【改善意見】

したがって、NTT九州事業本部は、公衆電話（主として第一種公衆電話）の災害等緊急時における活用環境の整備を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 終日（24時間）利用が可能でない、又は第一種公衆電話としてふさわしくない場所に設置された第一種公衆電話について、同一メッシュ又は近隣メッシュの不特定多数の誰でもが終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話と指定替えできないか、一斉点検を行った上で、指定替えができるものがあれば指定替えを実施すること。
- ② 第一種公衆電話は、不特定多数の誰でもが終日（24時間）利用が可能なものとするを基本とし、第二種公衆電話の廃止時又は道路拡張等に伴う第一種公衆電話の廃止時には、同一メッシュ又は近隣メッシュにおいて必要な調整を図った上で、適切な指定替えを行うこと。
- ③ 県と連携をする中で、次の事項について市町村に対して、より一層の周知に努めること。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">i) 東日本大震災を契機に公衆電話の社会インフラ（災害等緊急時における通信手段）としての重要性が再認識され、NTT西日本ではウェブページで公衆電話の設置場所等の情報を公開していること。ii) 自治体の作成する防災マップやウェブページの防災情報等に常設の公衆電話の設置場所を掲載することは、住民が災害等緊急時に備える等の目的に資するものとされていること。 | |
|---|--|

図表 2-(3)-① 「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申（平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）（抜粋①）

第 1 章 はじめに

第 1 節 検討の経緯

公衆電話は、戸外における最低限の通信手段であり、全数が災害時優先電話であること、その設置されている区域が停電しても局給電がされること等から、災害等緊急時においても有効な役割を果たすことが期待されるものである。

平成 23 年 3 月の東日本大震災の際には、地震が発生した 3 月 11 日の電話の発信呼数をみると、被災エリアである宮城県向けの通話については、全国からのものが平常時の約 9 倍、県内発のものが平常時の約 4 倍になる一方、東京都向けの通話については、全国からのもの及び都内発のものが約 4 倍となるなど、利用者からの電話の発信が急増し、固定電話では最大 80%～90%、携帯電話では最大 70%～95%の通信規制が実施された。こうした中で、常設の公衆電話については、その通信回数が地震発生直後から増大し、利用者による行列ができる光景が見受けられた。東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）においては、3 月 11 日以降の一定期間、常設の公衆電話から発信される通話の通話料を無料化する取組を行い、常設の公衆電話は多くの者により利用された。また、NTT 東日本は、3 月 11 日以降、避難所にいわゆる特設公衆電話を設置・運用し、特設公衆電話は被災者等に積極的に利用された。

近年の携帯電話の普及とその機能の高度化等に伴い、常設の公衆電話の役割は従前に比べて低下しているとの指摘もあるが、東日本大震災を契機として、その社会インフラとしての重要性が改めて認識されたといえる。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(3)-② NTT 西日本における公衆電話の設置に係る基本的考え方

その利用度にかかわらず、もっぱら社会生活上の安全や戸外における最低限の通信手段の確保に着目して設置する公衆電話（以下「第一種公衆電話」という。）及びより多くの人に便利に使われ、結果としてより多くの収益が上がるとの観点から設置する公衆電話（以下「第二種公衆電話」という。）に分けて管理する。

第一種公衆電話は利用の多寡にかかわらず、また第二種公衆電話は機種別損益分岐点を標準として、利用度に応じてそれぞれ設置することにより、公衆電話全体での収支均衡を図る。

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(3)-③ NTT西日本における第一種公衆電話の設置及び管理の考え方

今後における第一種公衆電話等の設置及び管理について

1 第一種公衆電話の適正配置について

- (1) 社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においては、概ね 500m 四方に 1 台、その他の地域においては、概ね 1km 四方に 1 台の基準を目安に、設置の必要性、利用者の利便性、路上用地確保の可否等、地域の実態に応じて設置する。

注 1) 市街地とは、最近の国勢調査結果による人口集中地域という

注 2) その他の地域とは、市街地以外の世帯または事業者が存在する地域をいう

- (2) 設置場所は、不特定多数の誰でもが終日（24 時間）利用可能な場所に設置することを原則とする。

なお、利用者の利便性等を考慮して設置している、鉄道駅構内や空港ターミナル等の交通機関、地下街、デパート、総合病院等人の多く集まる場所、並びに、設置の必要性はあるものの路上用地の確保が困難な場所で、やむを得ず屋内等に設置しているものは除く。

- (3) 総務省令に規定されている設置基準（i 項に準じる）及び総務省告示（第 1379 号 平成 17 年 12 月 27 日）に規定されている都道府県別のメッシュカバー率及び設置台数（NTT西日本管内で 50,672 台）を維持する。

2 第一種公衆電話の適正配置に向けた維持・管理の基本的な考え方

- (1) 社会環境・生活環境の変化、並びに各地域の利用者の要望等踏まえ、利用者利便の一層の向上に向けて、必要性が認められる場合は、第一種公衆電話の収支に配慮しつつ、適宜、見直しを行い、より適切な設置に努める。
- (2) 駅構内・地下街、病院等利用者利便を考慮して設置しているものを除き、不特定多数の方が終日利用可能となるよう、より適切な設置に努める。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-④ 「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申（平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）（抜粋②）

第 2 章 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方

第 2 節 常設の公衆電話に関する取組

- (1) 常設の公衆電話の現状（略）
- (2) 常設の公衆電話の台数の在り方
（略）

しかしながら、東日本大震災の際には地震発生直後から常設の公衆電話の通信回数が大き
きな伸びをみせたことなど、公衆電話は、前述のとおり災害等緊急時において有効な通信
手段であることが改めて確認され、今後も災害等緊急時にはこれまで以上の役割を果たす
ことが期待される。また、ユニバーサルサービスのアンケート調査によれば生活圏におけ
る常設の公衆電話の設置台数について「少なすぎる」との意見が多いなどの結果となっ
ている。

他方、維持すべき第一種公衆電話の台数を拡充する場合には、

- ・ 第一種公衆電話を新設して対応するとすれば、初期投資として相当程度の費用が必要と
なるほか、ユニバーサルサービス制度に基づく補填額が新設した分増額となること
- ・ 第二種公衆電話のうち一定数を第一種公衆電話に指定替えして対応するとすれば、初期
投資は要さないものの、ユニバーサルサービス制度に基づく補填額が指定替えした分増額
となること、

となるが、平時における常設の公衆電話の利用状況から見れば、こうした負担をかけてまで
維持すべき台数の拡充を行う必要はないものと考えられる。

以上のことから、第一種公衆電話の台数は、災害等緊急時における役割を含め、「戸外におけ
る最低限の通信手段」としてのレベルを引き下げることとならないよう、現在の台数（10.9 万
台）を維持するべきである。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(3)-⑤ 「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申（平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）（抜粋③）

第 2 章 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方

第 4 節 公衆電話の利用に関する利便性の向上のための取組

1 公衆電話の設置場所の情報の提供

NTT東西は、常設の公衆電話の設置場所について、地域住民が生活圏の中で認識することで大きな支障は生じない等の理由から、一部の支店においては公開しているものの、一般的には公開していない。

しかしながら、常設の公衆電話の設置場所を公開することは、平時の利用者の利便性向上や公衆電話の利用促進につながるほか、東日本大震災を契機として、公衆電話の社会インフラとしての重要性が再認識されたことを踏まえると、利用者や自治体が予め災害等緊急時に備えることに資するものである。

そのため、NTT東西は、常設の公衆電話の設置場所について、早期にウェブページ等を活用して広く公開するべきである。

公開に当たっては、利用者の利便性に配慮し、その利用に混乱が生じることのないよう、

- ・ 設置場所の住所の一覧といった形式ではなく場所を表示した地図の形式にすること、
- ・ 常設の公衆電話の廃止や移転による利用者の混乱等を避けるため定期的な更新を行うこと、
- ・ 夜間に立ち入ることができない場所や、建物等の管理上必ずしも不特定多数が立ち入ることができない場所など、終日利用できない常設の公衆電話とそれ以外の常設の公衆電話を明らかにすること、

といった工夫をすることが必要である。

自治体では、住民等への災害等緊急時に備えた情報提供のため、防災マップの作成・配布や、ウェブページへの防災情報の掲載といった取組を行っているところがある。そのような自治体の作成する防災マップやウェブページの防災情報等に常設の公衆電話の設置場所を掲載することは、住民が災害等緊急時に備える等の目的に資するものである。そのため、NTT東西においては、自治体等の公的機関からの要望があれば、積極的に常設の公衆電話の設置場所に関する情報について、その利用に資するような形で提供することが望ましい。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(3)-⑥ NTT西日本が情報提供を行っている公衆電話設置場所検索サイト

(ウェブサイトアドレス)

<https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/index.html>

(1) ウェブサイトのトップページ。下記検索画面から住所等を指定し、場所を特定する。



(2) 検索結果のページ。地図上に、公衆電話の設置場所を「屋外終日利用可」、「屋外終日利用不可」、「屋内終日利用可」、「屋内終日利用不可」、「車いすでご利用可能な公衆電話ボックス（ご利用時間は設置している場所により異なります）」の5区分で案内

福岡県福岡市博多区博多駅東

屋外 終日利用可
屋外 終日利用不可
屋内 終日利用可
屋内 終日利用不可

車いすでご利用可能な公衆電話ボックス
(ご利用時間は設置している場所により異なります)

※ 2016年01月28日のデータです。
※ 本サイトは、概略の設置場所を表記したものです。
※ 設置している場所の幅員によっては、ご利用いただけない場合があります。
※ 屋内に設置されている場合は、業約表示しております。
※ 地図は約1km四方で表示しています。

図表 2-(3)-⑦ 公衆電話の設置に関する行政相談の申出（平成 25 年以降）

区分	受付年月	申出内容
No1	平成 25 年 3 月	最近街中から公衆電話が撤去され、携帯電話を持たない高齢者等は大変不便であるので、公衆電話の設置数が増加するような施策を講じてもらいたい。
2	10 月	公衆電話は 500m 四方に 1 台の基準により設置されるということだが、私の家の近所には公衆電話がない。
3	26 年 4 月	最近、携帯電話が普及したためか公衆電話が減っている。公衆電話は、災害時に重要な役割を果たすので、危機管理のために継続して設置すべきである。
4	11 月	携帯電話の普及により公衆電話が減ったため、携帯電話を持たない者にとっては非常に不便になっている。交通事故等緊急通報の必要がある場合には、公衆電話を探すために時間を要するなど、生命に危険が及ぶことにもつながる。

(注) 当局（管内行政評価事務所を含む。）に、平成 25 年以降に申し出られた公衆電話の設置に関する行政相談の概要を掲載した。

図表 2-(3)-⑧ 九州管内における公衆電話台数の推移

(単位：台)

区 分		平成 18 年 3 月末	23 年 3 月末	27 年 12 月末
福岡県	公衆電話総数	16,694 (100)	10,302 (61.7)	6,458 (38.7)
	うち第一種公衆電話	2,506 (100)	2,574 (102.7)	2,574 (102.7)
佐賀県	公衆電話総数	2,571 (100)	1,629 (63.4)	1,088 (42.3)
	うち第一種公衆電話	577 (100)	577 (100)	577 (100)
長崎県	公衆電話総数	5,697 (100)	3,692 (64.8)	2,269 (39.8)
	うち第一種公衆電話	980 (100)	980 (100)	980 (100)
熊本県	公衆電話総数	5,739 (100)	3,490 (60.8)	2,201 (38.4)
	うち第一種公衆電話	917 (100)	966 (105.3)	966 (105.3)
大分県	公衆電話総数	4,369 (100)	2,742 (62.8)	1,910 (43.7)
	うち第一種公衆電話	609 (100)	643 (105.6)	643 (105.6)
宮崎県	公衆電話総数	4,446 (100)	3,148 (70.8)	2,531 (56.9)
	うち第一種公衆電話	1,417 (100)	1,417 (100)	1,417 (100)
鹿児島県	公衆電話総数	5,439 (100)	4,109 (75.5)	3,016 (55.5)
	うち第一種公衆電話	1,519 (100)	1,519 (100)	1,519 (100)
九州計	公衆電話総数	44,955 (100)	29,112 (64.8)	19,473 (43.3)
	うち第一種公衆電話	8,525 (100)	8,676 (101.8)	8,676 (101.8)

(注) 1 NTT九州事業本部提出資料に基づき、当局が作成した。

2 () 内は平成 18 年 3 月末の数値を 100 とした指数である。

図表 2-(3)-⑨ 公衆電話を設置していないメッシュ数の推移

(単位：メッシュ)

区 分		平成 18 年 3 月末	23 年 3 月末	27 年 12 月末
福岡県	県内総メッシュ数 (A)	6,612	6,612	6,612
	公衆電話を設置していないメッシュ数 (B)	2,827	3,158	3,613
	B/A	42.8%	47.8%	54.6%
佐賀県	県内総メッシュ数 (C)	2,115	2,115	2,115
	公衆電話を設置していないメッシュ数 (D)	1,295	1,373	1,469
	D/C	61.2%	64.9%	69.5%
長崎県	県内総メッシュ数 (E)	3,751	3,751	3,751
	公衆電話を設置していないメッシュ数 (F)	2,263	2,372	2,546
	F/E	60.3%	63.2%	67.9%
熊本県	県内総メッシュ数 (G)	4,922	4,922	4,922
	公衆電話を設置していないメッシュ数 (H)	3,251	3,425	3,648
	H/G	66.1%	69.6%	74.1%
大分県	県内総メッシュ数 (I)	4,595	4,595	4,595
	公衆電話を設置していないメッシュ数 (J)	3,293	3,420	3,542
	J/I	71.7%	74.4%	77.1%
宮崎県	県内総メッシュ数 (K)	4,164	4,164	4,164
	公衆電話を設置していないメッシュ数 (L)	2,723	2,812	2,919
	L/K	65.4%	67.5%	70.1%
鹿児島県	県内総メッシュ数 (M)	5,992	5,992	5,992
	公衆電話を設置していないメッシュ数 (N)	4,173	4,284	4,429
	N/M	69.6%	71.5%	73.9%
九州計	総メッシュ数 (O)	32,151	32,151	32,151
	公衆電話を設置していないメッシュ数 (P)	19,825	20,844	22,166
	P/O	61.7%	64.8%	68.9%

(注) 1 NTT九州事業本部提出資料に基づき、当局が作成した。

2 福岡県の平成 23 年 3 月末の第二種公衆電話 1 台、長崎県の 23 年 3 月末の第二種公衆電話 1 台、熊本県の 18 年 3 月末の第二種公衆電話 2 台、大分県の 18 年 3 月末の第二種公衆電話 11 台、鹿児島県の 23 年 3 月末の第一種公衆電話 1 台のメッシュコード不明分は、本表には反映されていない。

3 ユニバーサルサービス制度により第一種公衆電話に求められている県別のメッシュカバー率は、全県とも維持されている。

図表 2-(3)-⑩ 第一種公衆電話の設置状況（平成 27 年 12 月末時点）

（単位：台）

区 分	第一種公衆電話総数 (A)				
		うち終日利用可 能台数 (B)	B/A	うち終日利用不 可能台数 (C)	C/A
福岡県	2,574	2,438	94.7%	136	5.3%
佐賀県	577	531	92.0%	46	8.0%
長崎県	980	940	95.9%	40	4.1%
熊本県	966	954	98.8%	12	1.2%
大分県	643	642	99.8%	1	0.2%
宮崎県	1,417	1,079	76.1%	338	23.9%
鹿児島県	1,519	1,382	91.0%	137	9.0%
九州計	8,676	7,966	91.8%	710	8.2%

(注) 1 NTT九州事業本部提出資料に基づき、当局が作成した。

2 「うち終日利用不可能台数(C)」欄には、小学校、中学校等の災害発生時に避難場所となる拠点を含む。

図表 2-(3)-⑪ 終日（24 時間）利用が可能な第一種公衆電話の設置台数の推移

（単位：台）

区 分	第一種公衆電話総数 (A)				
		うち終日（24 時間）利用可能台数			
		平成 27 年 12 月末 (B)	23 年 3 月末 (C)	増減数 B-C	増減率 B/C
福岡県	2,574	2,438	2,543	-105	95.9%
佐賀県	577	531	565	-34	94.0%
長崎県	980	940	964	-24	97.5%
熊本県	966	954	963	-9	99.1%
大分県	643	642	643	-1	99.8%
宮崎県	1,417	1,079	1,189	-110	90.7%
鹿児島県	1,519	1,382	1,437	-55	96.2%
九州計	8,676	7,966	8,304	-338	95.9%

(注) NTT九州事業本部提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 2-(3)-⑫ 終日（24 時間）利用が可能でない第一種公衆電話の近隣（500m 四方）に終日（24 時間）利用可能な公衆電話（種別は不明）が設置された箇所数

（単位：箇所）

区 分	近隣に終日利用可能な公衆電話が未設置	近隣に終日利用可能な公衆電話が設置				計	
		1 台設置	2 台設置	3 台設置	4 台以上設置		
福岡市	13	5	4	1	0	0	18
佐賀市	12	4	3	0	0	1	16
宮崎市	61	42	30	8	3	1	103
3 市計	86	51	37	9	3	2	137

（注） 1 当局の調査結果による。

2 九州 7 県内の終日（24 時間）利用が可能でない第一種公衆電話 710 台のうち、137 台（福岡市、佐賀市、宮崎市）を抽出した。

図表 2-(3)-⑬ 終日（24 時間）利用が可能でない第一種公衆電話の設置場所

（単位：箇所）

区分	学校施設	社会福祉施設	商業施設	公共施設	旅館・ホテル	医療機関	その他施設	ふさわしくない場所			計	
								遊戯施設	寮・社宅等の屋内	その他		
福岡市	9	1	1	4	0	2	0	1	0	1	0	18
佐賀市	12	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	16
宮崎市	45	7	7	13	5	15	3	8	3	3	2	103
3 市計	66 (48.2)	8 (5.8)	11 (8.0)	17 (12.4)	5 (3.6)	18 (13.1)	3 (2.1)	9 (6.6)	3 (2.2)	4 (2.9)	2 (1.5)	137 (100)

（注） 1 当局の調査結果による。

2 九州 7 県内の終日（24 時間）利用が可能でない第一種公衆電話 710 台のうち、137 台（福岡市、佐賀市、宮崎市）を抽出した。

3 ()内は 3 市の合計の数値を 100 とした指数である。

(4) 避難所における特設公衆電話（事前設置）の設置促進

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及びNTT西日本（以下総称して「NTT東西」という。）は、災害等緊急時における通信手段の確保のために被災者等が通話料無料で使用することができる特設公衆電話を避難所等に設置している。</p> <p>特設公衆電話は、電気通信事業法第7条において、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」として規定された基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）ではなく、NTT東西が自主的に取組を進めているものである。</p> <p>従来は、災害等の発生後に設置する「事後設置型」（以下「特設公衆電話（事後設置）」という。）が主流であったが、東日本大震災後は、災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」（以下「特設公衆電話（事前設置）」という。）の設置が進められている。</p> <p>特設公衆電話（事前設置）については、NTT東西が通信ビルから保安器までの設置費用及び維持管理の費用を、避難所等の施設管理者（市町村等）が端子盤・配管等の設置工事の費用及び電話機の費用を負担することとなっている。</p> <p>平成24年3月の公衆電話の在り方答申では、特設公衆電話（事前設置）について、i) 常設の公衆電話に比べて極めて低廉な費用で運用できること、ii) あらかじめ設置している加入者回線に電話機を接続すれば運用可能となることから、災害等が発生した後に設置工事を行う特設公衆電話（事後設置）と比べて、速やかに運用を開始できるとの利点があること、iii) NTT東西においても今後も特設公衆電話（事前設置）の設置に努めていく考えであることを踏まえ、「自治体等と連携しつつ、NTT東西により避難所において生ずるニーズや帰宅困難者のニーズを充足させるために効果的な場所への設置を進めるための取組が進められることが期待される。」としている。さらに、同答申においては、平時における常設の公衆電話の利用状況からみれば、ユニバーサルサービス制度に基づく補填額を増額させてまで第一種公衆電話の維持すべき台数（全国で10.9万台）の拡充を行う必要はないものと考えられるとした上で、災害等緊急時における公衆電話に対するニーズ（主に災害発生直後から被災エリアと被災エリア以外の都市部において、また中期的には被災エリアの避難所において発現）は、特設公衆電話によって対応できる部分も見込まれているとしている。</p> <p>NTT西日本では、平成25年9月に「特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込」を公表している。同公表によると、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、設置台数が過大なものにならないよう十分配慮した上で、特設公衆電話の事前設置を進めることとしており、具体には、「原則、国民保護法（148</p>	<p>図表 2-(4)-①</p> <p>図表 2-(4)-②</p> <p>図表 2-(4)-③</p> <p>図表 2-(4)-④</p> <p>図表 2-(4)-⑤</p>

条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難所(学校・公民館等)のうち、各市町村から設置要望があった避難所」と自治体等から設置要望があり、かつNTT西日本と設置に関する協議が整った「都市部における帰宅困難者対策拠点(公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等)」の2区分に事前設置することとし、いずれの区分においても施設収容人員100名当たり1台を基本とし、自治体等と協議の上決定するとしている。NTT西日本では、平成24年度末時点の事前設置台数2,534か所、6,201台が、28年度末時点には1万5,000か所、3万4,000台に増加するものと見込んでいる。

さらに、NTT東西では、ウェブページにおいて特設公衆電話(事前設置)の設置場所一覧(PDF)に加え、市区町村単位で住所による絞り込み検索が可能な情報提供サービスを行っている。

図表 2-(4)-⑥

【調査の結果】

今回、NTT九州事業本部における特設公衆電話(事前設置)の設置状況、調査対象とした市町村(本項目については15)における電話機の配備状況等を調査した結果は、次のとおりである。

(事前設置の状況)

ア NTT九州事業本部では、平成24年度頃から管内市町村への特設公衆電話(事前設置)の設置に向けた取組を推進しており、各支店(災害対策担当)が、市町村を訪問して案内チラシを配布するなどして制度の周知に努めており、これまでに九州管内233市町村のうち、ごく一部の市町村を除き、制度の周知説明を終えたとしている。

イ NTT九州事業本部では、上記アの周知等を通じて要望のあった市町村と「災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」等の覚書(以下「設置・利用覚書」という。)を交わした上で、避難所に特設公衆電話を事前設置しており、平成27年11月末までに、九州管内233市町村のうち、66市町村(28.3%)の1,331避難所に1,828台を設置している。

図表 2-(4)-⑦

しかしながら、設置状況を県別にみると、全ての市町村に設置している県(佐賀県20市町村中20市町村)、半数の市町村に設置している県(宮崎県26市町村中13市町村)がみられる一方、長崎県、熊本県及び大分県の3県では、いずれも事前設置した市町村が3市町村にとどまっており、取組格差が大きい。

図表 2-(4)-⑧

全ての市町村に特設公衆電話(事前設置)を設置している佐賀県を管轄するNTT西日本佐賀支店では、普及した要因として、i)平成25年2月頃にNTT西日本佐賀支店幹部から佐賀県に対し依頼した上で、翌3月に同県が主催する市町村防災担当者会議の場を借りてプレゼンテーションを行ったことで、市町村職員の理解が深まったこと、ii)NTT西日本が見込む平成28年度末時点の設置箇所1万5,000か所を按分して「佐賀エリア内設置箇所計画数150箇所」

図表 2-(4)-⑨

との具体数字を県に提示したことで、さらに県が市町別に設置箇所数を配分し、全ての市町が当該配分数の事前設置を要望したことなどが考えられるとしており、「県との連携」と「具体数字の明示」の2点が奏功したものとみられる。

また、福岡県では、平成27年11月末において特設公衆電話（事前設置）を設置している市町村は2割（60市町村中12市町村）であるが、設置済みの12市町村のうち9市町村は26年10月以降に設置しており、最近、普及が加速している。この点について、NTT西日本福岡支店では、平成24年九州北部豪雨の被災市町村（八女市）と設置・利用覚書を交わしたことを報道発表（平成26年3月）して以降、他の市町村との協定時にも積極的に公表しており、マスメディアや近隣市町村の取組情報をよりどころに特設公衆電話（事前設置）に係る制度情報が広まっているとみており、協定時の報道発表も制度周知、普及への寄与が認められる。

なお、調査対象15市町村のうち、特設公衆電話（事前設置）を設置していない3市町村（NTT九州事業本部と設置協議中の1市町村を除く。）は、いずれも「事前設置の制度を知らない。」又は「経費の負担状況など詳しくは知らない。」と述べる一方、当局の制度説明に対し、「設置を検討したい。」としている。

（電話機の配備状況等）

ウ 特設公衆電話（事前設置）の利点は、災害等が発生した後に速やかに運用を開始できる点にあり、設置・利用覚書において、市町村は「災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理すること。」とされている。加えてNTT九州事業本部では、事前設置した市町村に対して、施設管理者及び利用者向けの容易な使用方法書を提供し、避難所において、特設公衆電話が円滑に利用されるよう支援を行っており、近年の例としては、平成27年8月25日に襲来した台風15号で自主避難した住民向けに即座に開設している避難所がみられた。また、回線数に見合う電話機を調達し、避難所ごとに分散管理の上、「避難所開設・運営マニュアル」において開局手順を示すなど円滑な使用が期待される市町村もみられた。

一方で、調査対象とした事前設置済みの11市町村の中には、i) 予算がないこと等を理由に電話機を調達しておらず、災害等緊急時には役場等の庁舎内の電話機を適宜融通するとしている市町村、ii) 避難所の開設体制の検討が進んでいないことを理由に調達した電話機を避難所ごとに配備せずに市町村役場で集中保管している市町村など、災害等緊急時において特設公衆電話を即座に利用できないことが懸念され、市町村において協定に即した適切な電話機の保管、管理が必要な状況がみられた（5市町村）。

なお、調査対象とした事前設置済みの11市町村のいずれもが、避難所となる公民館、市民体育館等の既設の電話回線や廃止された常設公衆電話の回線を有効に活用することで端子盤・配管の設置工事は軽微な内容にとどめており、特

図表 2-(4)-⑩

図表 2-(4)-⑦
(再掲)

図表 2-(4)-⑪

図表 2-(4)-②
(再掲)

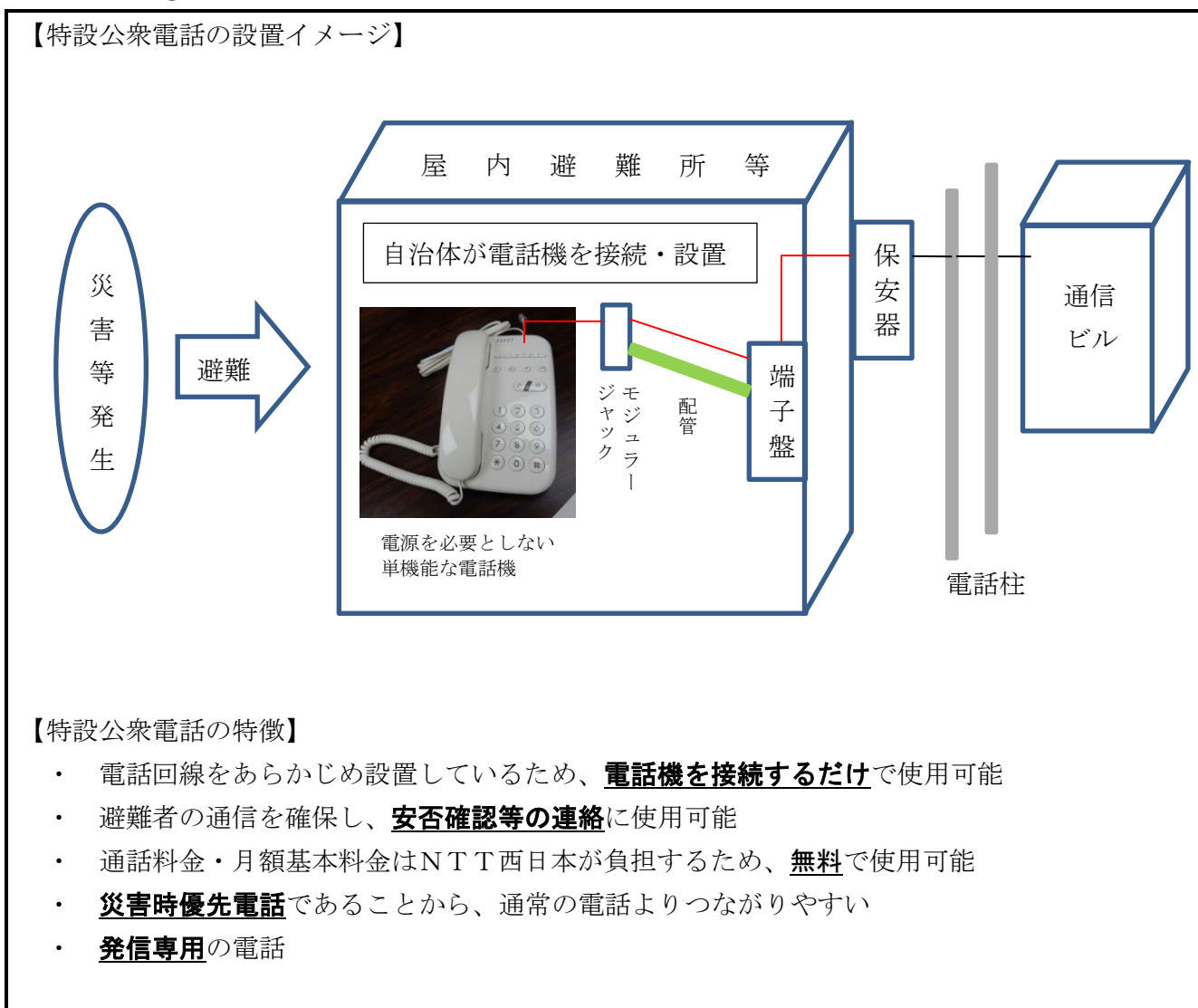
設公衆電話（事前設置）に係る費用負担は電話機調達費（電源を必要としない単機能なもの）のみとなっている。

このように特設公衆電話（事前設置）は、市町村にとっては作業負担も経済負担も軽微であり災害等緊急時において避難者にとって有効な通信手段となっている。

【改善意見】

したがって、NTT九州事業本部は、避難所における特設公衆電話（事前設置）の設置を一層推進する観点から、i) 県と連携する中で、県が市町村別の設置箇所計画数等を必要とした場合、その元となる情報について、できる限り具体的な数字で示す、ii) 協定情報等について、市町村において公表すると判断した場合、積極的に公表し制度の周知を図るなど、普及に資する取組が必要である。

図表 2-(4)-① 災害時における「特設公衆電話」設置の概要



(注) NTT九州事業本部提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 2-(4)-② 特設公衆電話の設置に係る費用負担の機関別内訳

負担機関	特設公衆電話 (事前設置)	特設公衆電話 (事後設置)
N T T 東西	通信ビルから保安器までの設置費用及び維持管理の費用	設置費用、維持管理の費用及び電話機の費用
避難所等の施設管理者 (市町村等)	端子盤・配管等の設置工事費用及び電話機の費用 ※ 今回調査した特設公衆電話を事前設置済みの 11 市町村の全てが、避難所となる公民館、市民体育館等の既設の電話回線や廃止された常設公衆電話の回線を有効に活用することで、 <u>端子盤・配管等の設置工事の費用は要していない。要した費用は電話機調達費のみとなっている。</u>	なし

(注) 「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申（平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会）及び当局調査結果に基づき作成した。

図表 2-(4)-③ 「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」 答申
(平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会) (抜粋①)

第 2 章 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方

第 3 節 特設公衆電話に関する取組

- 1 特設公衆電話（事後設置）の在り方（略）
- 2 特設公衆電話（事前配備）の在り方

特設公衆電話（事前配備）は、避難所指定場所に設置されるものは、特設公衆電話（事後設置）と同様に災害等緊急時に常設の公衆電話に期待される被災エリアの避難所において生ずる通話のニーズを充足させるものであり、東日本大震災の発生前の集計によれば、特設公衆電話（事前配備）は、1 都 7 県の避難所指定場所において 3,056 箇所、10,272 回線が設置されている。また、都市部のコンビニエンスストアに設置するものは、帰宅困難者の通話ニーズに合致するものであり、前述のとおり、平成 23 年 9 月より、NTT 東日本で一部のコンビニエンスストアと連携した取組が開始されている。

特設公衆電話（事前配備）の設置費用は、NTT 東西によれば、特設公衆電話（事後設置）と同様に加入者回線 1 回線当たり約 27,000 円であり、NTT 東西が負担している。加入者回線の設置に当たって施設内に新たに端子盤や配管等を設置する場合の工事の費用は、施設の管理者の負担となる。また、加入者回線の維持管理費用は、1 回線当たり約 1,500 円／月程度と考えることができる。そのため、常設の公衆電話に比べて極めて低廉な費用で運用できる。加えて、特設公衆電話（事前配備）は、予め設置している加入者回線に電話機を接続すれば運用可能となることから、災害等が発生した後に設置工事を行う特設公衆電話（事後設置）と比べて、速やかに運用を開始できるとの利点もある。

NTT 東西では、合同ヒアリングにおいて、今後もこうした特設公衆電話（事前配備）の設置に努めていく考えであると説明している。

以上のことから、特設公衆電話（事前配備）についても、自治体等と連携しつつ、NTT 東西により避難所において生ずるニーズや帰宅困難者のニーズを充足させるために効果的な場所への設置を進めるための取組が進められることが期待される。

(注) 1 下線は当局が付した。

2 「特設公衆電話（事前配備）」は、「特設公衆電話（事前設置）」と同義語である。

図表 2-(4)-④ 「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」 答申
(平成 24 年 3 月 1 日情報通信審議会) (抜粋②)

第 2 章 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方

第 2 節 常設の公衆電話に関する取組

(1) 常設の公衆電話の現状

平成 22 年度末現在、常設の公衆電話は、NTT 東西合わせて 25.3 万台が設置されている。10 年前の平成 12 年度末には、合計で 70.7 万台が設置されていたことから、10 年間で 45.4 万台 (64%) が減少したこととなる。通信回数も減少を続けており、常設の公衆電話からの通信回数 (市内通信・県内市外通信) は、平成 22 年度現在で 2.2 億回となり、10 年前の平成 12 年度の 19.3 億回と比較して 17.1 億回 (89%) が減少している。1 台当たり 1 年間の通信回数にすると、平成 22 年度は 8.6 百回となり 10 年前の平成 12 年度の 27.2 百回と比較して 68% 減少したこととなる。

(2) 常設の公衆電話の台数の在り方

常設の公衆電話の台数が減少している中で、第一種公衆電話 (市内通信・離島特例通信・緊急通報) はユニバーサルサービスとして 10.9 万台が維持されているが、ユニバーサルサービスに係る過去の検討においては、近年の携帯電話の普及とその機能の高度化等を踏まえ、「戸外での通話手段が携帯電話に移行し日常における利用が大幅に減少しつつあり、加えて慢性的赤字事業であることを考慮すると、現在基金による補填の対象とされている第一種公衆電話機の設置基準をより緩やかにすべき」、「屋外での代替通信手段が拡大したことを踏まえ、必要性を再検討すべき」などの意見が見られる。

しかしながら、東日本大震災の際には地震発生直後から常設の公衆電話の通信回線が大きな伸びをみせたことなど、公衆電話は、前述のとおり災害等緊急時において有効な通信手段であることが改めて確認され、今後も災害等緊急時にはこれまで以上の役割を果たすことが期待される。また、ユニバーサルサービスのアンケート調査によれば生活圏における常設の公衆電話の設置台数について「少なすぎる」との意見が多いなどの結果となっている。

他方、維持すべき第一種公衆電話の台数を拡充する場合には、

- ・ 第一種公衆電話を新設して対応するとすれば、初期投資として相当程度の費用が必要となるほか、ユニバーサルサービス制度に基づく補填額が新設した分増額となること
- ・ 第二種公衆電話のうち一定数を第一種公衆電話に指定替えして対応するとすれば、初期投資は要さないものの、ユニバーサルサービス制度に基づく補填額が指定替えした分増額となること、

となるが、平時における常設の公衆電話の利用状況から見れば、こうした負担をかけてまで維持すべき台数の拡充を行う必要はないものと考えられる。

以上のことから、第一種公衆電話の台数は、災害等緊急時における役割を含め、「戸外におけ

る最低限の通信手段」としてのレベルを引き下げることとならないよう、現在の台数（10.9万台）を維持するべきである。

なお、第一種公衆電話の台数を拡充しないとしても、災害等緊急時における公衆電話に対するニーズは、既述のとおり、主に災害発生直後から被災エリアと被災エリア以外の都市部において、また中長期的に被災エリアの避難所において生ずるものと考えられるが、これらについては、後述する特設公衆電話によって対応できる部分も見込まれる。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(4)-⑤ 特設公衆電話（事前設置）の設置の考え方・設置台数及び設置見込等について
（平成 25 年 9 月 N T T 西日本公表資料） （抜粋）

1 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. <u>避難所</u>	原則、国民保護法（148 条）及び国民保護法施行令（35 条）に基づいて都道府県知事が指定した避難場所（学校・公民館等）のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員 100 名あたり 1 台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. <u>都市部における帰宅困難者対策拠点</u>	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、かつ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等	施設収容人員 100 名あたり 1 台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2 事前設置台数（H24 年度末）

2,534 箇所、6,201 台

3 事前設置見込（H28 年度末）※

15,000 箇所、34,000 台

※ これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

（注） 下線は当局が付した。

図表 2-(4)-⑥ 特設公衆電話（事前設置）の設置場所に係るホームページ画面



(NTT西日本の特設公衆電話（事前設置）の設置場所検索が可能なホームページアドレス)
<https://www.ntt-west.co.jp/cgi-bin/saun/saitai/tokusetsu/index.cgi>

(注) 上記ホームページ画面中の「住所による絞り込み検索」から都道府県及び市町村を選択し検索すると、特設公衆電話（事前設置）が設置されている建物名、利用場所、設置台数等の情報が入手可能である。

図表 2-(4)-⑦ 「災害時における特設公衆電話（事前設置）の設置・利用に関する協定書」の概要

項 目	協定の主な内容
1 目 的	災害の発生時において、市町村とNTT九州事業本部（各支店）の協力の下、被災者等の通信を確保する。
2 通信機器の管理	市町村は協定に基づき、 <u>災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理する。</u>
3 特設公衆電話の設置	特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、市町村とNTT九州事業本部（各支店）で協議の上、NTT九州事業本部（各支店）が決定することとし、設置場所等の必要な情報は市町村とNTT九州事業本部（各支店）が互いに保管する。
4 定期試験の実施	市町村及びNTT九州事業本部（各支店）は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、接続試験を実施することに努める。
5 特設公衆電話の開設	特設公衆電話の利用の開始についてはNTT九州事業本部（各支店）が決定するものとし、市町村は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努める。
6 特設公衆電話の利用	市町村は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努める。
7 設置場所の公開	NTT九州事業本部（各支店）は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について市町村と合意した場合、NTT西日本のホームページ上で公開する。
8 目的外使用の禁止	市町村は定期試験及び特設公衆電話の開設を除き、特設公衆電話の使用を禁止する。

(注) NTT九州事業本部（各支店）が市町村と締結した協定書に基づき、当局が作成した。

図表 2-(4)-⑧ 九州管内における特設公衆電話（事前設置）の設置状況（平成 27 年 11 月末時点）

区 分	県下市 町村数 (A)	特設公衆電話（事前設置）の設置				特設公衆電話（事前設置）が設置され ている市町村名。（ ）内は設置箇所数
		市町村 数 (B)	設 置 市 町 村 率 (%) (B/A× 100)	設置箇 所数	設置台 数 (台)	
福岡県	60	12	20.0	184	241	北九州市(46)、福岡市(2)、 <u>飯塚市</u> (17)、 <u>柳川市</u> (20)、 <u>八女市</u> (31)、 <u>豊前市</u> (13)、 <u>小郡市</u> (14)、 <u>うきは市</u> (11)、 <u>篠栗町</u> (6)、 <u>太木町</u> (11)、 <u>広川町</u> (11)、 <u>築上町</u> (2)、
佐賀県	20	20	100.0	154	238	佐賀市(42)、唐津市(16)、鳥栖市(23)、多久市(4)、伊万里市(13)、武雄市(9)、鹿島市(5)、小城市(7)、嬉野市(5)、神埼市(6)、吉野ヶ里町(2)、基山町(3)、上峰町(2)、みやき町(4)、玄海町(1)、有田町(3)、大町町(1)、江北町(2)、白石町(4)、太良町(2)
長崎県	21	3	14.3	311	452	<u>長崎市</u> (253)、平戸市(45)、 <u>壱岐市</u> (13)
熊本県	45	3	6.7	31	32	<u>阿蘇市</u> (11)、 <u>南阿蘇村</u> (11)、 <u>苓北町</u> (9)
大分県	18	3	16.7	17	28	宇佐市(3)、姫島村(2)、 <u>玖珠町</u> (12)
宮崎県	26	13	50.0	122	213	宮崎市(2)、都城市(5)、 <u>延岡市</u> (12)、 <u>日南市</u> (10)、 <u>日向市</u> (13)、 <u>串間市</u> (8)、 <u>えびの市</u> (21)、 <u>三股町</u> (2)、 <u>高鍋町</u> (15)、 <u>新富町</u> (12)、 <u>川南町</u> (3)、 <u>都農町</u> (8)、 <u>門川町</u> (11)
鹿児島県	43	12	27.9	512	624	鹿屋市(65)、指宿市(28)、 <u>薩摩川内市</u> (196)、 <u>いちき串木野市</u> (40)、 <u>さつま町</u> (26)、 <u>大和村</u> (20)、 <u>宇検村</u> (14)、 <u>龍郷町</u> (34)、 <u>喜界町</u> (5)、 <u>和泊町</u> (30)、 <u>知名町</u> (42)、 <u>与論町</u> (12)
九州計	233	66	28.3	1,331	1,828	

(注) 1 NTT九州事業本部提出資料に基づき、当局が作成した。

2 下線を付した市町村は平成 26 年 10 月から 27 年 11 月の間に設置された市町村を示す。

3 網掛けを付した市町村は、平成 24 年度に九州北部豪雨によって災害救助法の適用を受けた市町村を示す。

図表 2-(4)-⑨ 特設公衆電話（事前設置）の設置に係る N T T 西日本佐賀支店の取組

年月	主な取組内容
平成 25 年 2 月	特設公衆電話の事前設置について、N T T 西日本佐賀支店幹部から佐賀県に依頼した。
3 月	<p>N T T 西日本佐賀支店が独自に作成した資料を用いて、佐賀県主催の市町防災担当者会議の席上で特設公衆電話事前設置の概要等を説明するとともに、N T T 西日本が設定した特設公衆電話（事前設置）の設置箇所数 1 万 5,000 か所（平成 28 年度末時点）を按分（人口割）して、佐賀県内の設置箇所計画数 150 か所を佐賀県に提示した。</p> <p>なお、佐賀県は、N T T 西日本佐賀支店から提示された特設公衆電話（事前設置）の県内設置箇所計画数 150 か所を市町別に按分（人口割）して、全市町から当該配分数の事前設置の要望を取りまとめた。</p>
25 年 7 月～ 26 年 5 月	平成 25 年 7 月、神崎市から順次、特設公衆電話が設置され、26 年 5 月、佐賀県内全 20 市町において、特設公衆電話の設置が完了した。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(4)-⑩ 八女市における特設公衆電話（事前設置）の協定締結の経緯及び調印式の概要

1 八女市における協定締結の経緯	
平成 24 年 7 月	九州北部豪雨発生 ・避難指示発令により住民は避難所へ避難 ・避難所 7 か所に特設公衆電話（事後設置）を設置
25 年 6 月	N T T 西日本福岡支店が八女市災害対策会議へ参加し、特設公衆電話（事前設置）の設置を提案
11 月	N T T 西日本福岡支店が八女市と覚書締結の方向で確認
12 月	八女市が特設公衆電話を設置する避難所（31 か所）を決定
26 年 2 月	設置避難所現地調査等の調整
3 月	設置避難所調査 N T T 西日本福岡支店及び八女市において、協定締結を行う旨を報道発表調印式（3 月 19 日）実施 地元新聞紙で報道され、以降、周辺市町村から照会
2 協定締結に係る調印式の概要	
<p>① 八女市と N T T 西日本福岡支店は、特設公衆電話（事前設置）の設置及び利用についての協定を締結することから、平成 26 年 3 月 7 日に報道各社に対し、調印式を取材していただくよう呼びかけ</p> <p>② 調印式は平成 26 年 3 月 19 日に八女市役所において実施され、八女市長と N T T 西日本取締役福岡支店長が出席し、協定書へ調印</p> <p>③ 八女市は、市長及び N T T 福岡支店長が参加しての調印式には日程調整等が必要であったが、その様子が報道され、周辺市町村に特設公衆電話（事前設置）の設置が広まったことは喜ばしいとしている。また、八女市の協定締結の報道を受けて、特設公衆電話（事前設置）を設置した市町村が複数確認された。</p> <p>④ N T T 西日本福岡支店では、今後も県内の各市町村への特設公衆電話（事前設置）に向けた取組を進めていくとしている。</p>	

(注) N T T 九州事業本部及び八女市提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 2-(4)-⑪ 調査対象市町村における特設公衆電話（事前設置）用電話機の配備状況

1 避難所ごとに分散管理され、円滑な使用が期待される例

特設公衆電話（事前設置）回線数に見合う電話機を調達し、避難所開設に必要な備蓄品（避難者名簿（様式）、マット、食糧、ライト等）とともに、避難所ごとに分散管理されている。「避難所開設・運営マニュアル」には避難所開設後に特設公衆電話を設置し、警戒本部へ試験通話（電話番号も明示）を行うことが示され、円滑な使用が期待される。

2 未購入又は市町村役場への集中保管により円滑な使用が懸念される例

① 役場災害対策本部、避難所に特設公衆電話（事前設置）の配線を整備したが、予算がないこと等を理由に電話機は購入していない。

また、災害等緊急時には、庁内にある既存の電話機を流用することとしているが、どの電話機を流用するかといった手配の詳細は未定で、円滑に流用できるのか不明となっている。

② 避難所に特設公衆電話（事前設置）の配線を配備し、避難所数に見合う電話機も購入しているが、実際に全ての避難所を開設する可能性は低く、避難所ごとの開設体制が未整備であることから、どういった管理方法が望ましいかの検討ができておらず、当面、電話機を役場で集中保管しており、災害等緊急時において特設公衆電話（事前設置）の即座の利用が懸念される。

(注) 当局の調査結果による。

(5) 通信手段確保のための移動通信機器及び移動電源車の貸与の周知及び訓練等での活用推進

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(移動通信機器の貸与)</p> <p>総務省は、総務省防災業務計画（平成 13 年総務省訓令第 42 号）に基づき、平成 18 年度から災害発生時等における通信手段の確保のために、被災地方公共団体からの貸出要請に基づき、その備蓄する災害対策用移動通信機器（以下「移動通信機器」という。）を速やかに貸し出すこととして、全国 11 か所の総合通信局等に 2,080 台（平成 27 年 4 月 1 日現在、i 衛星携帯電話 300 台、ii MCA 無線 280 台、iii 簡易無線 1,500 台）を配備・備蓄している。</p> <p>このうち、九州総合通信局には、移動通信機器 30 台（i 衛星携帯電話 10 台、ii MCA 無線 5 台、iii 簡易無線 15 台）が配備・備蓄され、「地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所における災害対策用移動通信機器の取扱いについて」（平成 26 年 2 月 26 日付け総基重第 15 号総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室長通達）に基づき、災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合、災害応急対策等に必要な通信手段の確保を図る地方公共団体等から要請があった際に、移動通信機器を貸与することとしている。また、平常時においても、総合通信局等が訓練に参加する場合には、訓練において総合通信局等の管理の下で使用することができるものとされているほか、平時から移動通信機器の運用の実効性を高めるため、地方公共団体及び事業者（移動通信機器を実際に配備している通信事業者）の協力の下、地方公共団体の移動通信機器の貸出要請から、搬入、通信訓練、搬出まで一連の手続等を確認・検証する訓練（以下「搬入訓練」という。）を実施することとされている（「災害対策用移動通信機器の配備に係る取扱要綱」（平成 25 年度））。</p> <p>(移動電源車の貸与)</p> <p>平成 23 年に発生した東日本大震災では、商用電源の枯渇により通信ができない状況が発生したことから、総務省では、非常時における電気通信設備の電源を確保するため、24 年度から一部の総合通信局に災害対策用移動電源車（以下「移動電源車」という。）を配備し、地方公共団体及び電気通信事業者等へ貸与する体制を整備している（平成 27 年 4 月 1 日現在、全国に 10 台を配備）。</p> <p>九州総合通信局には、災害発生時等の貸出用として、移動電源車 1 台（2t トラックタイプ）が配備されており、「災害対策用移動電源車の運用について」（平成 24 年 3 月 29 日付け総情術第 47 号情報流通行政局放送技術課長、総基技第 121 号総合通信基盤局電気通信技術システム課長通達）に基づき、災害の発生により、電気通信設備又は放送設備の電力供給が途絶し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合において、地方公共団体又は電気通信事業者、放送事業者に対して、移動電源車を貸与し（地方公共団体の場合は無償で</p>	<p>図表 2-(5)-① 図表 2-(5)-②</p> <p>図表 2-(5)-③ 図表 2-(5)-④</p> <p>図表 2-(5)-⑤</p> <p>図表 2-(5)-⑥ 図表 2-(5)-⑦</p>

貸与)、必要な電力供給を支援することにより、重要な情報通信ネットワークの維持を図るものとされている。また、災害時における円滑な運用を可能とするため、地域における防災訓練等に参加するなど、平常時から地方公共団体と十分な連携を図ることとされている。このほか、総合通信局が参画しない防災訓練の場合であっても、地方公共団体から貸与要請があったときは、移動電源車の運用に支障がない場合に限り、貸与することができるものとされている(「災害対策用移動電源車の貸与手順書」(平成24年4月1日総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課))。

図表 2-(5)-⑧

(九州総合通信局における対策)

九州総合通信局では、東日本大震災や奄美豪雨災害等を教訓に、大規模災害発生時の通信手段確保に関する検証や課題を検討するために、平成23年8月に「九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する検討会」を立ち上げ、24年1月に「九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する報告書」を取りまとめている。同報告書では、総務省(総合通信局)が取り組むべき事項として、市町村における災害予防及び災害応急対策での連絡手段を確保するために、衛星携帯電話、MCA無線等の移動通信機器を配備・備蓄し、これらの機材について貸出しを行っていること等について、一層の周知を図るよう提言されている。

図表 2-(5)-⑨

また、平成27年度九州総合通信局重点施策(「II ICTによる防災、減災対策の推進」の「2 災害時における重要通信の確保と支援体制の強化」)においても、移動通信機器や移動電源車の貸与等の周知及び防災訓練等での活用を推進し、各種支援策を迅速に行うこととしている。

図表 2-(5)-⑩

九州総合通信局では、これらの移動通信機器及び移動電源車の貸与について、ホームページによる周知や各県が開催する総合防災訓練での展示等による周知・広報活動を実施している。

【調査結果】

今回、九州総合通信局が配備・備蓄している移動通信機器及び移動電源車の貸与及び訓練での活用状況並びに調査対象とした市町村(本項目については14)における貸与制度の認知状況等を調査した結果は、次のとおりである。

ア 移動通信機器の貸与及び訓練実績

九州総合通信局における移動通信機器の平成24年度から27年度(10月末)までの約3年半の貸与実績は、衛星携帯電話が6件(13台)で、MCA無線及び簡易無線の貸与実績はない(展示は除く。)

図表 2-(5)-⑪

衛星携帯電話の貸与内訳をみると、災害時貸与が2件(3台)、訓練時貸与が4件(10台)となっている。

<p>九州総合通信局が配備・備蓄後の貸与の借受けの契機については、会議・研修会等における九州総合通信局による周知・広報が3機関、その他1機関（県の総合防災訓練における「移動通信機器の貸与訓練」のため使用）となっている。</p> <p>なお、調査対象14市町村においては、移動通信機器の貸与実績はない。</p>	<p>図表 2-(5)-⑫</p>
<p>イ 移動電源車の貸与及び訓練実績</p> <p>九州総合通信局に平成24年4月に配備された移動電源車（2tトラック、100kVA（三相））の24年度から27年度（10月末）までの約3年半の貸与及び訓練実績は、電源供給訓練の4件のみで、災害時貸与及び訓練時貸与の実績はない。また、主たる貸与先と想定されている地方公共団体への貸与はなく、全般に低調となっている。</p> <p>なお、調査対象14市町村においては、移動電源車の貸与実績はない。</p> <p>また、平成24年7月に発生した九州北部豪雨の際は、大規模な停電が各所で発生しているものの、九州総合通信局では、被災した市町村や通信事業者等からの貸与要請はなかったとしている。</p>	<p>図表 2-(5)-⑬</p>
<p>ウ 移動通信機器及び移動電源車の貸与制度の認知度及び周知の方法等</p> <p>(7) 貸与制度の認知度</p> <p>九州総合通信局による移動通信機器及び移動電源車の貸与制度に係る平成24年度から27年度（10月末）までの約3年半の周知実績をみると、①県主催の防災担当者会議や研修会等における資料配布は、24年度26回、25年度15回、26年度3回、27年度1回となっている。また、②県の総合防災訓練における移動電源車の展示は16回となっている。</p> <p>今回、調査対象14市町村に貸与制度の認知状況を聴取したところ、①移動通信機器について、i)災害時の貸与を知っている市町村10市町村（71.4%）、ii)訓練時の貸与を知っている市町村4市町村（28.6%）、iii)貸与機器の内容を知っている市町村2市町村（14.3%）であり、災害時に限らず、訓練時でも借りられることを知っている市町村は4市町村（28.6%）となっている。</p> <p>また、②移動電源車について、i)災害時の貸与を知っている市町村9市町村（64.3%）、ii)訓練時の貸与を知っている市町村3市町村（21.4%）、iii)移動電源車の性能等を知っている市町村2市町村（14.3%）であり、災害時に限らず、訓練時でも借りられることを知っている市町村は3市町村（21.4%）となっている。</p> <p>九州総合通信局では、訓練時の貸与について、移動通信機器を使用する場合は通信・通話料等は国の負担となっており、また、移動電源車についても費用を要する有資格者の派遣が必要となることから、予算上の制約もあって積極的な広報はできないとしている。</p>	<p>図表 2-(5)-⑭</p> <p>図表 2-(5)-⑮</p>

また、九州総合通信局が九州 7 県と全市町村を対象に実施している「九州地域における地方公共団体の I C T利活用による防災・減災対策に関するアンケート調査」における「総務省が実施している通信機器等の貸出しについて」の設問では、「知っている」との市町村の回答割合が平成 23 年度の調査では、34.8%となっていたものが、26 年度には 67.0%と 32.2 ポイント上昇していたが、27 年度は 61.6%と、26 年度から 5.4 ポイント減少している。また、県によって認知状況に差がみられる。これについて九州総合通信局では、「市町村の防災担当者の異動により、十分な引継ぎが行われていなかったためではないか。」としており、事実、本件について聴取した福岡県下の 6 市町村のうち、3 市町村では貸出制度に係る引継ぎはなく、上述のアンケートにより知ったとしている。

図表 2-(5)-⑯

(イ) 地域防災計画への貸与制度の掲載による周知

都道府県は、指定地方行政機関（災害対策基本法第 2 条第 4 号の規定により、内閣総理大臣に指定された国の地方行政機関）の一つである総合通信局について、都道府県地域防災計画において、その「処理すべき事務又は業務の大綱」を定めることとされている（同法第 40 条第 2 項）。また、法第 3 条の 4 の規定により、指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならないとされている。

図表 2-(5)-⑰

今回、調査対象とした福岡県の「福岡県地域防災計画」（平成 26 年 3 月福岡県防災会議）をみると、九州総合通信局の処理すべき事務又は業務の大綱について、「災害予防」として、①非常通信体制の整備に関する事、②非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事、③災害時における通信機器の貸し出しに関する事、「災害応急対策」として、①災害時における電気通信の確保に関する事、②非常通信の統制、管理に関する事、③災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事とされており、「移動電源車の貸出しに関する事」は定められていない。

図表 2-(5)-⑱

一方、市町村地域防災計画については、都道府県のように指定地方行政機関の「処理すべき事務又は業務の大綱」を定めることと規定されていないものの、市町村は都道府県が作成する地域防災計画を参考として市町村地域防災計画を作成する場合は一般的とされ（注）、本件について聴取した福岡県下の 6 市町村のうち、4 市町村では、県の地域防災計画に準拠して作成したとしている。

（注）災害対策基本法第 42 条第 1 項では、「市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。」と規定されている。

図表 2-(5)-⑲

調査対象 14 市町村の市町村地域防災計画における「指定地方行政機関としての九州総合通信局」の当該業務等の掲載状況をみると、「通信機器の貸出し」を掲載している市町村が 6 市町村（42.9%）みられるが、「移動電源車の貸出し」を掲載している市町村は 2 市町村（14.3%）にとどまり、中には総合通信局の掲載さえない市町村も 1 市町村（7.1%）みられた。特に、福岡県内の市町村では、「移動電源車の貸出しに関すること」は全ての市町村で未掲載となっていた。

図表 2-(5)-⑳

移動通信機器や移動電源車の貸出しが掲載されていない理由について市町村は、i) 指定地方行政機関については、県の地域防災計画に規定されている内容をそのまま掲載しており移動電源車の貸出しは知らなかったため掲載しなかった、ii) 改訂前の地域防災計画に未掲載だったので、改訂版でも未掲載のままであった、iii) 専門のコンサルティング業者に地域防災計画の原案作りを依頼しており、掲載内容の詳細を確認していないので漏れがあったものと思われる等の理由のほか、普段から直接的な関わりが少なかったり他県に所在する指定地方行政機関は、掲載しないとする市町村もみられた。

ちなみに、九州 7 県及び県庁所在 7 市が作成している地域防災計画をみると、県では福岡県を除く全ての県で、『通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること』が定められていたが、県庁所在市では、九州総合通信局について、i) 指定地方行政機関としての掲載があるもの 3 市（42.9%）、ii) 移動通信機器や移動電源車の貸出しに関することの掲載があるもの 1 市（14.3%）となっており、地方公共団体によって地域防災計画の掲載内容に差異がみられる（福岡県では、その後、「地域防災計画」の掲載内容について、九州総合通信局に意見照会し、修正済み。）。

図表 2-(5)-㉑
(再掲)

(ウ) 非常通信マニュアルによる周知

「非常通信マニュアル」（平成 20 年 3 月九州地方非常通信協議会（事務局九州総合通信局）。現在、改訂を検討中）には、電波法第 52 条第 4 号に定める「非常通信」の取扱いに関する事等が掲載され、自然災害等の非常時における通信の円滑な実施を確保するためのマニュアルとして活用することとされている。

図表 2-(5)-㉒

非常通信マニュアルには、非常通信の取扱いや総務省の移動通信機器の無償貸与の手続のほか、災害時優先電話の有効利用等について掲載されており、特に市町村の防災担当者にとって有効なマニュアルと考えられるものの、調査対象とした全ての市町村の防災担当者は、当該マニュアルを見たこともなく、全く知らなかった。また、当局が当該マニュアルを提示したところ、市町村担当者からは、掲載内容は役に立つものと考えられ、改訂版が作成されるのであれば是非ほしいという要望や当該マニュアルがあれば、異動で担当

図表 2-(5)-㉓
(再掲)

が代わっても後任に引き継ぐことが可能なので有用であるとの意見が聞かれた。

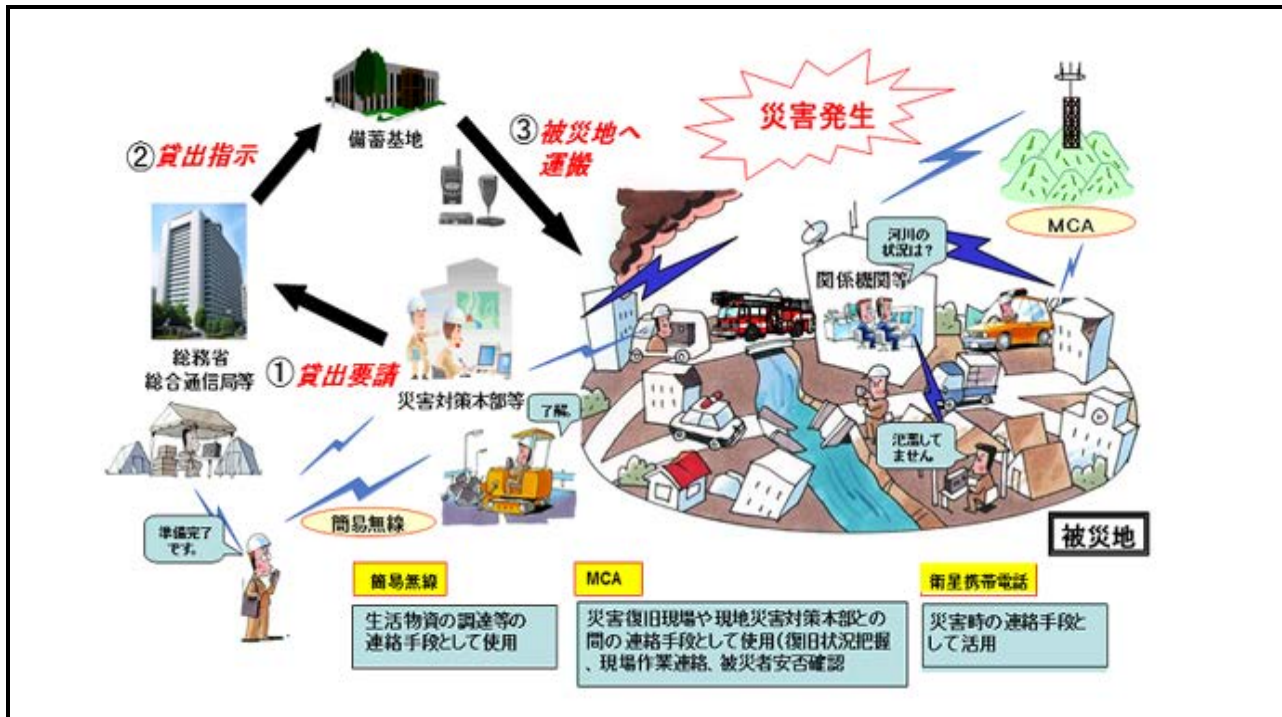
これについて、九州総合通信局は、当該マニュアルの作成当時（平成20年3月）に、九州7県の全市町村にも配布したが、市町村に残っていないのなら、改訂版を作成する際に改めて配布を検討したいとしている。

【改善意見】

したがって、九州総合通信局は、通信手段確保のための移動通信機器及び移動電源車について、貸与の周知及び訓練等での活用推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 県と連携を図り、市町村防災担当者会議等の機会を利用するなどして、移動通信機器及び移動電源車の貸与及び訓練等での活用に係る制度について引き続き周知に努めること。
- ② 非常通信マニュアルを改訂した際は、平成20年時と同様にマニュアルの九州管内の全市町村への配布について、九州地方非常通信協議会において検討すること。

図表 2-(5)-① 災害対策用移動通信機器の貸出しイメージ



(注) 九州総合通信局のホームページによる。

図表 2-(5)-② 総務省防災業務計画（平成 13 年 総務省訓令第 42 号）（抜粋）

第 3 章 災害応急対策

第 7 節 通信機器の供給の確保

内部部局並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、必要に応じ、又は内閣府若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

また、総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室並びに総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの貸出要請に基づき、その備蓄する通信機器を速やかに貸し出すこととする。

(略)

第 6 章 地域防災計画作成の基準

地域防災計画において重点を置くべき事項のうち総務省の所掌事務に係るものは、おおむね次のとおりとする。

総務大臣又は総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長は、災害対策法第 3 条第 4 項の規定に基づき、地方公共団体に対して、地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、それぞれの所掌事務について、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとるものとする。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(5)-③ 九州総合通信局が配備・備蓄している貸与用の移動通信機器の概要

名称	写真	仕様	特徴	個数
(衛星携帯) ワイド スターⅡ (据置)		【サイズ】 W58×H149×D35 (mm) 【重さ】 1.3kg 【バッテリー】 連続通話時間 2.2 時間 連続待受時間 26 時間	・南方の空が開けている屋外もしくは窓際に設置して利用可能 ・国内携帯電話と同様の電話番号 ・ http://www.docomo.biz/html/service/widestar/	3
(衛星携帯) BGAN ＜ビーギ ヤン＞ (据置)		【サイズ】 W297×H399×D51 (mm) 【重さ】 3.2kg 【バッテリー】 連続通話時間 2.5 時間 連続待受時間 36 時間	・南方の空が開けている屋外もしくは窓際に設置して利用可能 ・外国の電話番号 型番：BGAN EXPLORER700 ・ http://www.jdc.ne.jp/bgan_explorer700.html	1
(衛星携帯) イリジウ ム (ハンディ)		【サイズ】 W55×H143×D30 (mm) アンテナ収納時 【重さ】 266g (バッテリー込み) 【バッテリー】 連続通話時間 4 時間 連続待受時間 30 時間	・頭上が開けている屋外で利用可能 ・外国の電話番号 ・ http://www.kddi.com/business/satellite/lineup/	3
(衛星携帯) アイサッ トフォン プロ (ハンディ)		【サイズ】 H170×W54×D39 (mm) 【重さ】 279g (バッテリー込み) 【バッテリー】 連続通話時間 8 時間 連続待受時間 100 時間	・南方の空が開けている屋外で利用可能 ・外国の電話番号 ・ http://www.docomo.biz/html/service/isatphonepro/	3
(MCA 無線) EK-6175A (ハンディ)		【サイズ】 W58×H149×D35 (mm) ※アンテナを除く 【重さ】 360g 【連続運用時間】 約 18 時間 〈送信 1：受信 1：待受 18 の割合での使用例〉	・屋内でも使用可能 ・MCA エリア内であれば、離れた場所同志の MCA 端末間で通話可能 ・携帯電話と異なるシステムなので、携帯電話基地局が故障・輻輳時も利用可能	5
(簡易無線) IC-UH35CTM (ハンディ)		【サイズ】 W56×H97×D36 (mm) ※アンテナを除く 【重さ】 310g 【連続運用時間】 最大 24 時間 〈送信 5：受信 5：待受 90 の割合での使用例〉	・簡易無線機同士が直接送受信するので、輻輳が少ない ・途中に壁など遮るものがなければ、4～5km 程度、壁などがあっても数百 m 程度の距離で通信可能	15

(注) 1 九州総合通信局のホームページ掲載内容に基づき、当局が作成した。

2 平成 27 年 4 月 1 日現在の配備・備蓄状況

図表 2-(5)-④ 「地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所における災害対策用移動通信機器の取扱いについて」(平成 26 年 2 月 26 日付け総基重第 15 号総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室長通達)(抜粋)

1 移動通信機器の目的

移動通信機器は、迅速かつ的確な貸与体制を構築することを目的として全国 11 箇所(原則、総合通信局等の管轄地域ごとに各 1 箇所)の防災対策を施した施設に配備し、災害発生時及び災害が発生する恐れがある場合、地方公共団体及び災害復旧関係者等(以下、「地方公共団体等」という。)に対して移動通信機器を貸与し、必要な通信手段を支援することにより、通信確保の維持を図るものとする。

2・3 (略)

4 貸与の基準等

(1) 貸与の基準

総合通信局等の管内において災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合、災害応急対策等に必要な通信手段の確保を図る地方公共団体等から要請があった際に、移動通信機器を貸与するものとする。

また、総合通信局等が訓練に参加する場合には、訓練において総合通信局等の管理の下で使用することができるものとする。

(略)

(2) 貸与の条件

地方公共団体等に移動通信機器を貸与する際には、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 8 号)第 3 条第 8 号に基づき、無償で貸与するものとする。

なお、貸与する期間は省令第 4 条に基づき、原則として 6 ヶ月以内とし、6 ヶ月を超えて貸与する場合は、重要無線室と相互に連携しながら措置を講ずるものとする。

5・6 (略)

7 関係機関への周知及び連携

移動通信機器の貸与が想定される地方公共団体等に対し総合通信局等は移動通信機器に係る取扱いについて周知を行うことができる。

また、災害時における円滑な運用を可能とするため、地域における防災訓練等に参加するなど、平常時から地方公共団体等と十分な連携を図るものとする。

8・9 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(5)-⑤ 「災害対策用移動通信機器の配備に係る取扱要綱」(平成 25 年度)(抜粋)

第 4 章 訓練	
第 1 搬入訓練	<u>平時から移動通信機器の運用の実効性を高めるため、地方公共団体等及び請負業者の協力のもと、地方公共団体等の移動通信機器の貸出要請から、搬入、通信訓練、搬出まで一連の手続等を確認・検証する訓練を実施する。</u>
第 2 搬入訓練実施時期	<u>搬入訓練は、原則、1 年度に 1 回を目安に実施する。</u>
第 3 搬入訓練に使用する移動通信機器	<u>原則、総合通信局等の管轄地域ごとに配備されている移動通信機器を使用するものとする。</u>
(以下略)	

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(5)-⑥ 九州総合通信局が配備している貸与用の移動電源車の概要

	主な性能等
 <p style="text-align: center;"> 中型移動電源車 2tトラックタイプ 全 長: 4,850mm 全 幅: 1,810mm 全 高: 2,430mm 総重量: 4,595kg 100kVA(三相) </p>	<p>【乗車定員】 3 名</p> <p>【定格出力】 三相 3 線式 80KVA(50Hz)、100KVA(60Hz) 単相 3 線式 15KVA、単相 2 線式 1.5KVA</p> <p>【定格電圧】 三相 210V 単相 3 線式 210V、単相 2 線式 105V (電圧変動) 一定負荷 5 秒以内に±3%以内 負荷急変 ±30%以内</p> <p>【稼働時間】 10 時間程度 (1/2 負荷時) ※最大負荷で 6 時間</p> <p>【発電燃料】 軽油 (車両タンク共用) 満タン時約 150 リットル</p> <p>【付 属 品】 出力ケーブル 40m、充電用ケーブル、 接地用ケーブル等</p> <p>【貸与対象者】 地方公共団体、携帯電話事業者、放送事業者等</p> <p>【貸与料金】 地方公共団体へは無償貸与 民間事業者の場合は、概ね日額 19,000 円</p> <p>【そ の 他】 貸与の際は、電気事業法 (保安全管理規定の 届出、電気主任技術者の選任) を遵守</p>

(注) 1 九州総合通信局提出資料に基づき、当局が作成した。

2 同タイプの移動電源車は、九州総合通信局の他に東海・中国の各総合通信局に配備されている。

図表 2-(5)-⑦ 「災害対策用移動電源車の運用について」(平成 24 年 3 月 29 日付け総情術第 47 号情報流通行政局放送技術課長、総基技第 121 号総合通信基盤局電気通信技術システム課長通達)(抜粋)

1 移動電源車の目的

災害の発生により、電気通信設備又は放送設備の電力供給が途絶し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合など、地方総合通信局又沖縄総合通信事務所(以下、「総合通信局等」という。)から地方公共団体又は電気通信事業者、放送事業者(以下、「民間事業者」という。)に対して移動電源車を貸与し、必要な電力供給を支援することにより、重要な情報通信ネットワークの維持を図るものとする。

2 (略)

3 貸与の基準等

(1) 貸与の基準

災害の発生により、重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合等であり、通信、放送の確保を目的に電気通信設備又は放送設備の災害応急、復旧対策を行う地方公共団体又は民間事業者から要請があった際に貸与するものとする。

(2) 貸与の条件

地方公共団体に移動電源車を貸与する際には、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 8 号)第 3 条第 8 号に基づき、無償で貸与するものとする。

(略)

4・5 (略)

6 関係機関への周知及び連携

総合通信局等は、移動電源車の貸与が想定される地方公共団体及び民間事業者に対し周知を行うものとする。

また、災害時における円滑な運用を可能とするため、地域における防災訓練等に参加するなど、平常時から地方公共団体と十分な連携を図るものとする。

7～9 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(5)-⑧ 「災害対策用移動電源車の貸与手順書」(平成 24 年 4 月 1 日総合通信基盤局電気通信技術システム課)(抜粋)

第 6 章 その他
第 1 <u>総合通信局等が参画しない防災訓練のために、地方公共団体から貸与要請があったときは、移動電源車の運用に支障がない場合に限り、貸与することができるものとする。</u>
第 2～第 4 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(5)-⑨ 「九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する報告書」【概要】(平成 24 年 1 月九州総合通信局)(抜粋)

<国が今後取り組むべき事項>
1 (略)
2 通信機器の貸出し、無線局の免許等の迅速化
【現状】総務省による衛星携帯電話等の貸出し、災害時の無線局免許の迅速化等を知らない市町村が 65.2%。
【課題】 <u>総務省が通信機器等の備蓄・調達体制を整備し、市町村における災害予防及び災害応急対策での連絡手段を確保するために、衛星携帯電話等の貸出しを行っていること等についての一層の周知が課題。</u>
○ <u>総務省は衛星携帯電話等の備蓄や移動電源車を配備し、災害発生時に行う次の施策を市町村へ一層周知。</u>
①市町村に衛星携帯電話、MCA無線等を貸出し ②関係団体に携帯電話等の貸出しを要請
③自衛隊等と連携し、貸出し機器を被災地へ迅速に搬送 ④無線局免許等は臨機の措置で迅速に処理

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(5)-⑩ 「平成 27 年度九州総合通信局重点施策」(抜粋)

II ICTによる防災、減災対策の推進
1 (略)
2 災害時における重要通信の確保と支援体制の強化
九州地方非常通信協議会を活用し、災害時の円滑な非常通信体制を確保するとともに、災害時における被災地区での応急復旧活動に必要な不可欠な通信確保に向け、 <u>災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話・MCA・簡易無線)、臨時災害放送局用機器及び災害対策用移動電源車の貸与等の周知及び防災訓練等での活用を推進し、各種支援策を迅速に行います。</u>
(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(5)-⑪ 九州総合通信局が配備・備蓄している移動通信機器の貸与等の実績（展示は除く。）

（単位：件）

区 分	平成24年度	25 年度	26 年度	27 年度 (4～10 月)	計	備 考
災害時貸与	1 (2)	1 (1)	0	0	2 (3)	※H24 年度(1 件) は、総務省（本省） に借受申請を行っ ている。
訓練時貸与	0	0	1 (2)	3 (8)	4 (10)	
計	1 (2)	1 (1)	1 (2)	3 (8)	6 (13)	

(注) 1 九州総合通信局提出資料（災害対策用移動通信機器の貸出実績）に基づき、当局が作成した。

2 平成 27 年度は、27 年 10 月までの実績である。

3 ()内は、貸与台数を示しており、全て衛星携帯電話の貸与である。MCA無線及び簡易無線の貸与実績はない。

4 訓練時貸与には、搬入訓練も兼ねていると九州総合通信局は説明している。

5 平成 24 年度は、総務省（本省）の貸出要請機関（受付窓口）としての実績である。

図表 2-(5)-⑫ 九州総合通信局が配備・備蓄している移動通信機器の借受けの契機

貸与年度	借受目的等	借り受けた通信機器の種類等	借受けの契機 (総合通信局が保有していることを知っていたか等)	使用後の感想等 (今後の利用)
平成 25 年度	台風災害予防 (貸付期間) H25. 8. 16 ～H25. 10. 31	衛星携帯電話 1 台 (ワイドスターII 据置型)	「 <u>県の防災無線担当者会議</u> 」で総合通信局から説明があり、台風被害により度々通信手段が途絶することがあったため、 <u>予防のために借り受けた。</u>	当時の使用状況は不明であるが、その後、県単事業で衛星携帯電話を 1 台購入したため、 <u>今後の借受けは考えていない。</u>
26 年度	県防災訓練 <H27. 1. 9> (貸付期間) H27. 1. 9 ～H27. 1. 31	衛星携帯電話 2 台 ・ワイドスターII (据置型) 1 ・ビーギャン(据置型) 1	九州総合通信局は <u>県の防災会議のメンバー</u> でもあり、 <u>各種会議</u> において、通信機器の貸与制度の説明・広報があったので被災映像の伝送用として利用した。	災害等発生地(想定)等の携帯電波の感度に応じた使い分けで、総合通信局の衛星携帯電話を借りることとしており、 <u>訓練場所次第で次回も借り受けたいと</u> 考えている。
27 年度	県総合防災訓練 <27. 5. 21> (貸付期間) H27. 4. 16 ～H27. 5. 25	衛星携帯電話 1 台 ・ビーギャン(据置型) 1		
27 年度	県総合防災訓練 <H27. 8. 30> (貸付期間) H27. 8. 30	衛星携帯電話 4 台 ・ワイドスターII (据置型) 1 ・イジウム(ハンディ) 2 ・アットフォン(ハンディ) 1	平成 27 年度の県総合防災訓練において、本市町村では、「災害対策用移動通信機器の貸与訓練」が行なわれることになったために、 <u>総合通信局から連絡があり、機器の借受申請を行った。</u> 県の計画のため、総合通信局との事前の調整は行っていない。貸与制度は知らなかった。	総合通信局から操作方法の説明があったが、使用場所等の制約(屋内や荒れた天気の日に通じにくい)もあって、訓練当日は、対策本部と避難所間の通話状態はよくなかった。 <u>次回利用することは考えていない。</u>
27 年度	市総合防災訓練 <H27. 9. 6> (貸付期間) H27. 8. 26 ～H27. 9. 7	衛星携帯電話 3 台 ・ワイドスターII (据置型) 1 ・イジウム(ハンディ) 1 ・アットフォン(ハンディ) 1	「平成 26 年度県防災行政無線実務担当者研修会」で総合通信局から説明があり借受けできることを知り、平成 27 年度の防災訓練時に(避難所と本部間の連絡用として)試用することとした。	事業者からの郵送で取扱説明書が添付、衛星携帯の操作は簡単であった。 <u>次回の訓練時でも是非利用したい。</u> (※当日、警報発令により防災訓練は中止となり、通信訓練はできなかったものの、事前に操作方法の訓練を実施)

(注) 九州総合通信局提出資料に基づき、当局が作成した。

図表 2-(5)-⑬ 九州総合通信局が配備している移動電源車の貸与等の実績（展示は除く。）

（単位：件）

区 分		平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (4~10 月)	計	備 考
災害時貸与		0	0	0	0	0	
平常時	訓練時貸与	0	0	0	0	0	※平成 24 年度の 1 件 は、県の総合防災訓練 での接続訓練
	電源供給 訓 練	1	0	3	0	4	※平成 26 年度の 3 件 は、通信事業者との 接続訓練
計		1	0	3	0	4	

(注) 1 九州総合通信局提出資料（九州総合通信局の取組状況）に基づき、当局が作成した。

2 平成 27 年度は、27 年 10 月までの実績である。

図表 2-(5)-⑭ 九州総合通信局による移動通信機器等の貸与に係る周知実績

（単位：回）

区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (4~10 月)	計
県主催の会議・研修会 等における資料配付	26	15	3	1	45
県の総合防災訓練におけ る移動電源車による展示	2	5	4	5	16
計	28	20	7	6	61

(注) 1 九州総合通信局提出資料（九州総合通信局の取組状況）に基づき、当局が作成した。

2 平成 27 年度は、27 年 10 月までの実績である。

図表 2-(5)-⑮ 九州総合通信局が配備・備蓄している通信機器・移動電源車の貸与制度等の認知度

(単位：市町村)

調査対象市町村		九州総合通信局が配備・備蓄している災害対策用通信機器・移動電源車						非常通信 マニュアル(H20.3) について
		移動通信機器			移動電源車			
		災害時や防災訓練時に借りられることについて		借りられる 移動通信機 器の種類・ 内容につい て	災害時や防災訓練時に借りられることについて		借りられる 移動電源車 の性能等の 内容につい て	
		災 害	訓 練		災 害	訓 練		
福岡県	8	6	1	1	5	1	1	0
	100(%)	75.0	12.5	12.5	62.5	12.5	12.5	0
佐賀県	6	4	3	1	4	2	1	0
	100(%)	66.7	50.0	16.7	66.7	33.3	16.7	0
計	14	10	4	2	9	3	2	0
	100(%)	71.4	28.6	14.3	64.3	21.4	14.3	0

(注) 1 当局の調査結果による。

2 移動通信機器等の貸与制度等について「知っている」とした市町村数を計上した。

3 非常通信マニュアル(平成20年3月)は、九州地方非常通信協議会(事務局：九州総合通信局)が作成

図表 2-(5)-⑯ 災害対策用移動通信機器等の貸与制度に係る市町村の認知度の経年比較（県別）

(単位：%)

区 分	平成 23 年度 (A)	26 年度 (B)		27 年度 (C)	
			(B) - (A)		(C) - (B)
福岡県	17.4	56.9	39.5	57.6	0.7
佐賀県	29.4	57.9	28.5	60.0	2.1
長崎県	46.7	90.5	43.8	76.2	-14.3
熊本県	31.1	53.5	22.4	46.7	-6.8
大分県	38.9	77.8	38.9	88.9	11.1
宮崎県	38.5	73.1	34.6	61.5	-11.6
鹿児島県	51.2	78.6	27.4	65.1	-13.5
計	34.8	67.0	32.2	61.6	-5.4

(注) 1 九州地域における地方公共団体の I C T 利活用による防災・減災対策に関するアンケート調査（平成 26 年度及び 27 年度：九州総合通信局）の設問「総務省が実施している通信機器等の貸出についての認知状況」の回答結果に基づき、当局が作成した。

2 平成 23 年度は、「九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する報告書」（平成 24 年 1 月九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する検討会）資料「アンケート集計結果」の設問「総務省における通信機器等の備蓄・調達体制の整備と無線局の免許の迅速化や関係団体への各種要請の取組に対する認知状況」の回答結果に基づき、当局が作成した。

図表 2-(5)-⑰ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条 及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第一項 並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

<指定地方行政機関の指定（平成 27 年内閣府告示第 52 号）>

・ 沖縄総合事務局・管区警察局・総合通信局・沖縄総合通信事務所・財務局・地方厚生局・都道府県労働局・地方農政局・北海道農政事務所・森林管理局・経済産業局・産業保安監督部・那覇産業保安監督事務所・地方整備局・北海道開発局・地方運輸局・地方航空局・地方測量部及び沖縄支所・管区气象台・沖縄气象台・管区海上保安本部・地方環境事務所・地方防衛局

(国の責務)

第 3 条 (略)

2・3 (略)

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県地域防災計画)

第 40 条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三 (略)

3～5 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(5)-⑱ 「福岡県地域防災計画」(平成 26 年 3 月福岡県防災会議)(抜粋)

第 3 章 防災関係機関等の業務大綱

第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱

第 4 指定地方行政機関

12 九州総合通信局

(災害予防)

- ・非常通信体制の整備に関する事
- ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事
- ・災害時における通信機器の貸し出しに関する事

(災害応急対策)

- ・災害時における電気通信の確保に関する事
- ・非常通信の統制、管理に関する事
- ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事

(参 考) [他県の地域防災計画の抜粋]

第 2 章 防災機関の業務の大綱

第 3 指定地方行政機関

<九州総合通信局>

- (1) 非常通信体制の整備に関する事
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事
- (3) 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関する事
- (4) 災害時における電気通信の確保に関する事
- (5) 非常通信の統制、監理に関する事
- (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事

(注) 1 下線は当局が付した。

2 福岡県では、「処理すべき事務又は業務の大綱」の掲載内容について、平成 28 年 2 月 19 日に九州総合通信局に意見照会を行い(九州総合通信局は 3 月 3 日に意見提出)、下線部は修正済みである。

図表 2-(5)-⑱ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第 4 項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～7 （略）

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(5)-⑳ 地域防災計画における指定地方行政機関としての九州総合通信局の掲載状況（県等）

（単位：機関、％）

区分	県、市の数	指定地方行政機関欄に九州総合通信局が記載されているもの	処理すべき事務又は業務の大綱の記載状況							
			災害予防				災害応急対策			
			非常通信体制の整備に関すること	非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること	災害時における通信機器及び移動電源車の貸出に関すること		災害時における電気通信の確保に関すること	非常通信の統制、管理に関すること	災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること	
				通信	電源					
調査対象市町村	福岡県	8	7	6	5	4	0	6	6	6
		100(%)	87.5	75.0	62.5	50.0	0	75.0	75.0	75.0
	佐賀県	6	6	2	2	2	2	6	6	2
		100(%)	100	33.3	33.3	33.3	33.3	100	100	33.3
計		14	13	8	7	6	2	12	12	8
		100(%)	92.9	57.1	50.0	42.9	14.3	85.7	85.7	57.1
九州7県		7	7	7	7	7	6	7	7	7
		100(%)	100	100	100	100	85.7	100	100	100
県庁所在7市		7	3	1	1	1	1	2	3	1
		100(%)	42.9	14.3	14.3	14.3	14.3	28.6	42.9	14.3

(注) 1 当局の調査結果による。

2 九州7県及び県庁所在市は、当該県等のホームページに掲載された地域防災計画に基づき、当局が集計・作成した。

図表 2-(5)-⑳ 「非常通信マニュアル」(平成 20 年 3 月九州地方非常通信協議会)(抜粋)

はじめに

九州地方は、台風銀座と呼ばれるほど、毎年その襲来を受け、尊い人命や財産が失われています。また、1991 年の雲仙普賢岳噴火にともなう火砕流による災害や、2005 年の福岡県西方沖地震による玄海島をはじめとした地域住民への甚大な被害は、記憶に新しいところです。

こうした自然災害等の非常災害が発生した際には、固定電話回線の寸断や携帯電話等の輻輳はもとより防災行政無線等においても支障をきたすことが予想されます。

非常災害時の混乱を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、早期復旧を図るためには、災害に関する情報の迅速な収集と伝達が極めて重要です。

非常通信協議会では、こうした非常時における通信の円滑な実施を確保するため非常通信計画の策定や通信訓練等を行っているところです。

本マニュアルは、主として地方自治体の防災業務に関わる方々が、非常時や非常通信訓練等において円滑な通信体制を確保できるように、「非常通信マニュアル」として作成したものです。

本マニュアルが、非常時に備え日頃から関係者において利用され、災害時における円滑な情報伝達の一助となれば幸いです。

九州地方非常通信協議会事務局

目 次

I 非常通信について	1
II 非常通信の利用方法	2
1～8 (略)	
III <u>非常災害時における無線設備貸与</u>	7
1 <u>総務省における災害対策用移動通信機器の配備</u>	
【参考】借受申請書	
2 電気通信事業者等の窓口	
IV 非常災害時における臨機の措置による免許方針	10
V <u>災害時優先電話</u>	11
VI 災害用伝言ダイヤル	12
VII 災害用伝言板サービス	13

資料編 (略)

(注) 下線は当局が付した。